

令和4年

第5回 教育委員会会議

議案第13号

秋田県教育委員会

議案第 13 号

第 3 期あきたの教育振興に関する基本計画の改定（案）について

第 3 期あきたの教育振興に関する基本計画について、別添のとおり改定します。

令和 4 年 3 月 29 日提出

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

理 由

「新秋田元気創造プラン」の策定に伴い、「第 3 期あきたの教育振興に関する基本計画」の推進指標等を改める必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

別添

第3期あきたの教育振興に関する基本計画 (案)

ふるさとを愛し、社会を支える自覚と
高い志にあふれる人づくり
～みんなでつくろう「教育立県あきた」～



令和2年3月

(令和4年3月一部改定)

秋田県教育委員会

目 次

第Ⅰ章 計画の策定に当たって	1
第1 計画策定の趣旨	
第2 計画の位置付け	
第3 計画の期間	
第4 計画の構成	
第Ⅱ章 本県教育の現状と課題	3
第Ⅲ章 秋田の教育の目指す姿	16
第1 第1期基本計画から一貫して目指す教育の姿	
第2 計画の目標	
第Ⅳ章 施策の方向と展開（施策の全体体系）	19
基本方向1 自らの未来を主体的に切り拓き、秋田を支える気概に満ちた 人材を育てます	21
（1）家庭や地域、企業等と連携したキャリア教育の充実	
（2）社会の変化と要請に応える専門教育の充実	
（3）多様な進路に対応した特性や能力の伸長	
基本方向2 子ども一人一人に応じた教育の充実と確かな学力の定着を 図ります	26
（1）子ども一人一人に目が行き届く、きめ細かな特色ある教育の推進	
（2）自分で考え、表現し伝え合う能力の育成	
（3）一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実	
（4）就学前教育・保育の充実と小学校教育との円滑な接続	
（5）将来を牽引する科学技術人材の育成	
基本方向3 世界で活躍できるグローバル人材を育てます	32
（1）グローバル化に対応した英語教育の推進	
（2）学校等における多様な国際教育の展開	

基本方向 4 豊かな人間性と健やかな体を育みます 35

- (1) 規範意識や他人への思いやりなど豊かな心の育成
- (2) 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築
- (3) 生涯にわたってたくましく生きるための健やかな体の育成

基本方向 5 子どもの成長を支える魅力的で良質な学びの場をつくります . . 40

- (1) 質の高い学習の基盤となる教育環境の整備
- (2) 多様なニーズに対応した教育機会の提供
- (3) 教職員の指導体制・指導環境の整備
- (4) 学校・家庭・地域の連携・協働による子どもを育む体制の構築

**基本方向 6 地域を元気にする住民参加の学びの場と芸術・文化に親しむ
機会をつくります 48**

- (1) 多彩な学びの場づくりと学びを生かした地域づくりの推進
- (2) 良質な芸術・文化体験機会の充実と文化遺産の保存・活用

第Ⅴ章 計画の推進に向けて 51

- 第1 計画の周知
- 第2 市町村、関係部局との連携と県民との協働等
- 第3 「新秋田元気創造プラン」との一体的な推進
- 第4 推進状況の点検・評価

第Ⅰ章 計画の策定に当たって

第１ 計画策定の趣旨

平成 18 年 12 月に教育基本法が改正され、国において、教育の振興に関する施策の基本的な方針や講ずべき施策等に関する基本的な計画を定めるとともに、地方公共団体においても、地域の実情に応じ、教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めることとされました。これを受け、本県においても、平成 23 年 10 月に「あきたの教育振興に関する基本計画」を、平成 27 年 3 月に「第 2 期あきたの教育振興に関する基本計画」を定め、ふるさとを愛し、社会を支えようとする意欲をもち、主体的にたくましく生きる力の育成等に取り組んできました。

また、平成 30 年 3 月には、元気な秋田づくりに取り組んでいくための、令和 3 年度までの県政運営指針となる「第 3 期ふるさと秋田元気創造プラン」を策定し、教育・人づくりに関する分野を重点戦略の一つに位置付け、教育環境の一層の充実やグローバル社会で活躍できる人材の育成等を推進していくこととなりました。

国においても平成 30 年 6 月に、計画期間を令和 4 年度までとする「第 3 期教育振興基本計画」が策定され、「夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する」など 5 つの基本的な方針に沿って、各般の施策を講じていくこととされました。

こうした中、「第 2 期あきたの教育振興に関する基本計画」が令和元年度で終了することから、このたび、県の「第 3 期ふるさと秋田元気創造プラン」を踏まえつつ、国の「第 3 期教育振興基本計画」を参酌した「第 3 期あきたの教育振興に関する基本計画」を策定しました。

今後、本計画の着実な推進を通じて、学校が本来の役割を十分に果たしつつ、学校・家庭・地域社会が連携して秋田の未来を担う子どもたちを県民総参加で育む教育を推進していきます。

第２ 計画の位置付け

本計画は、教育基本法第 17 条第 2 項の規定に基づいて策定する秋田県の教育振興基本計画であるとともに、「第 3 期ふるさと秋田元気創造プラン」及び令和 4 年度を始期とする「新秋田元気創造プラン」を受けた教育に関する個別計画でもあり、将来を見据え、本県が目指す教育の理念や方向性を明らかにした上で、その実現に向けて今後推進すべき具体的施策を示しています。計画の推進に当たっては上位計画であるプランの推進指標に加え本計画独自の指標を設定し、プランと一体的に進めていきます。

【教育基本法】

（教育振興基本計画）

第 17 条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第 3 計画の期間

令和 2（2020）年度から令和 6（2024）年度までの 5 年間とします。

第 4 計画の構成

本計画は、第Ⅱ章で本県教育の現状と課題を分析し、第Ⅲ章では本県教育の目指す姿とその実現のための 3 つの目標と 6 つの基本方向を明らかにしています。第Ⅳ章では、各基本方向について、施策の柱ごとに基本方針と取組を示しています。そして、今後推進していく教育施策の進捗状況をできる限り客観的に把握するため、計画の期間の最終年度である令和 6 年度までの推進指標を設定しています。第Ⅴ章では、本計画を着実に推進するための体制や進行管理について示しています。

第Ⅱ章 本県教育の現状と課題

第2期基本計画に定める基本方向と施策の柱に沿って各般の取組を進めてきましたが、その成果として本県教育の現状と課題、推進指標の状況等は次のようになっています。

(1) 人口の状況

本県では、人口の減少とともに少子高齢化が進んでいます。年間1万人を超える人口減少が続いており、平成29年4月には戦後初めて人口が100万人を割り込みました。令和元年の人口構成は、平成2年と比較すると、0～14歳人口が56.9%減少し、構成割合が約半減となる一方で、65歳以上人口は85.7%増加し、構成割合は2倍超となっています。また、若者を中心とした県外への人口流出が続いており、年齢別に見ると高校や大学を卒業する年代の転出超過が目立つ状況となっています。

こうした中、県民一人一人がふるさとを支える気持ちをもってその能力を伸ばし、それぞれの場面で力を発揮していくことが求められており、ふるさとを支える自覚と高い志をもち、その課題解決に取り組もうとする子どもたちを育てていく必要があります。

第Ⅲ章 秋田の教育の目指す姿

秋田県の人口の推移

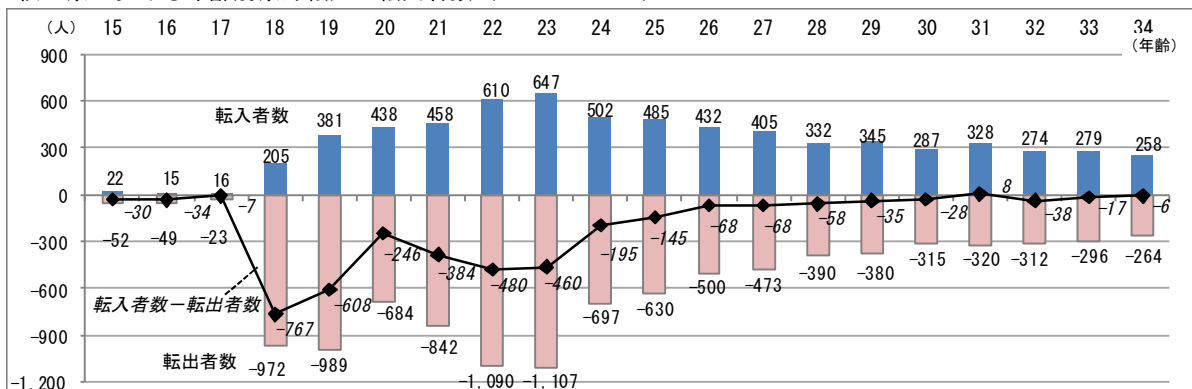
(単位：人、(%))

	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R1
0～14歳	219,637 (17.9)	188,844 (15.6)	163,095 (13.7)	142,507 (12.4)	124,061 (11.4)	106,041 (10.4)	94,669 (9.8)
15～64歳	815,840 (66.5)	786,983 (64.8)	746,252 (62.7)	694,288 (60.6)	639,633 (58.9)	565,237 (55.2)	506,896 (52.5)
65歳以上	191,573 (15.6)	237,682 (19.6)	279,764 (23.5)	308,193 (26.9)	320,450 (29.5)	343,301 (33.6)	355,822 (36.8)
計	1,227,478 (100.0)	1,213,667 (100.0)	1,189,279 (100.0)	1,145,501 (100.0)	1,085,997 (100.0)	1,023,119 (100.0)	965,927 (100.0)

(出典) R1は県・調査統計課「秋田県年齢別人口流動調査」、その他は総務省「国勢調査」

(注) 数値は10月1日現在。計には年齢不詳を含む。

秋田県における年齢別県外転入・転出者数 (H30.10～R1.9)



(出典) 県・調査統計課「秋田県年齢別人口流動調査」

(2) 就学前児童の状況

0～5歳児の就学前児童の施設入所率は年々上昇しており、平成31年度（令和元年度）は4月1日時点で82%が施設に入所しています。

就学前教育・保育施設における教育内容については、平成30年4月に施行された改訂「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」において、それぞれの整合性が図られ、どの施設にいても同様の教育が受けられる仕組みが整ってきました。

本県では、公立と私立、認可施設と認可外施設の別なく、県内の保育関係者が一堂に会して研修できる機会を提供してきましたが、今後も、子どもたちがどの施設にあっても質の高い教育が受けられるよう、引き続き研修機会・内容の充実を図るとともに、市町村の教育・保育アドバイザーと連携した訪問指導等にも取り組んでいく必要があります。

就学前児童の施設別利用児数・在宅児童等（平成31年4月1日現在）

A 0～5歳児の総数		34,014人	割合	施設数	備 考	
B 施設利用児童数		27,811人	82%	406		
認可施設	① 保育所（保育所型を含む）	15,268人	45%	208	認可施設数	313施設
	② 幼稚園（幼稚園型を含む）	2,576人	8%	36	利用児童数	26,755人
	③ 幼保連携型認定こども園	8,902人	26%	69	利用割合	96%
認可外施設	④ 小規模・家庭的保育施設	188人	1%	20	認可外施設数	93施設
	⑤ 事業所内保育施設	488人	1%	45	利用児童数	1,066人
	⑥ へき地保育所	216人	1%	13	利用割合	4%
	⑦ 児童館保育	7人	0%	1		
	⑧ 他の認可外保育施設	166人	1%	14		
C 在宅児童		6,203人	18%	-		

（出典）県・幼保推進課「要保育児童の実態調査」

また、就学前施設と小学校における子ども同士の交流や教職員間の情報交換の実施率は、第2期基本計画開始前の89.7%（平成24年度）から97.7%（平成29年度）まで上昇しており、双方の連携・取組が定着してきたことがうかがえます。

一方、小学校教育との接続を意識した指導計画の作成率は調査開始時の25.7%（平成28年度）から75%（平成30年度）まで上昇してきましたが、引き続き向上を図っていく必要があります。

基本方向2(4)

第2期基本計画の推進指標の実績

「就学前教育・保育施設における小学校教育への接続を意識した指導計画の作成率」H28:25.7%→H30:75.0%

「小学校と交流・連携している幼稚園・保育所・認定こども園の割合」H24:89.7%→H29:97.7%

(3) 児童生徒数、学校数の状況

児童生徒数は、少子化の進行により、平成2年度から令和元年度までの30年間で5割以上減少しています。また、学校数は2/3程度に減少しています。これまで学校の統廃合が進められてきましたが、学校は小規模化してきており、1校当たりの児童生徒数は、平成2年度に比べ、小学校で77.2%、中学校で55.5%、高校で57.1%となっています。

今後も地域住民の理解を得ながら、学校規模の適正化等を図っていく必要があります。

基本方向5(1)

(単位：人、校)

		H2	H7	H12	H17	H22	H27	R1
児童生徒数	小学校	93,725	80,020	66,988	60,034	51,886	45,329	40,824
	義務教育学校	—	—	—	—	—	—	246
	中学校	51,473	45,286	38,556	32,473	28,912	25,053	22,198
	高 校	50,683	48,455	42,891	34,826	30,696	26,857	23,602
学 校 数	小学校	344	335	324	293	252	212	194
	義務教育学校	—	—	—	—	—	—	1
	中学校	144	139	135	133	130	117	112
	高 校	76	74	74	72	70	64	62
1校当たり 児童生徒数	小学校	272	239	207	205	206	214	210
	義務教育学校	—	—	—	—	—	—	246
	中学校	357	326	286	244	222	214	198
	高 校	667	655	580	484	439	420	381

(出典) 文部科学省「学校基本調査」

(4) 学力の状況

小・中学生(*)の全国学力・学習状況調査の結果については、各教科の平均正答率が全国平均を上回っていることや、学習の意欲等に関する質問紙調査において肯定的な回答をする児童生徒の割合が全国平均を上回っているものが多いことなどから、全体的に良好な状況であるといえます。また、各教科の調査結果を全国の状況と比べると、無解答の割合が極めて少ないことや正答数の多い層の分布が厚い

ことなどの特徴も見られます。これらの要因としては、児童生徒に対してきめ細かな指導を行うために推進している本県独自の基準による少人数学習や、児童生徒が自らの見通しとを考えをもち他者と関わりながら問題を解決する探究型の授業づくりの改善・充実の取組などが挙げら

れます。今後は、児童生徒一人一人の更なる学力の向上に向けて、社会に出たときに生きて働く知識・技能の確実な定着を図るとともに、思考力・判断力・表現力等を一層高める必要があります。

高等学校においては、この5年間の国公立大学の進学希望達成率は51～54%の範囲で推移しており、引き続き学力向上を図っていく必要があります。一方、難関大学進学者数は、平成31年度に100人を超え、東京大学や東北大学への進学者数も前年度比で増加しました。また、本県の課題である医師確保につながる医学部医学科への進学者数は、この5年間で50～60人を維持しております。今後も組織的な授業改善の取組を推進するなどの学力向上に向けた取組と、キャリア教育の一層の充実を図る必要があります。

基本方向2(1)(2) 2(5)

*小・中学生には義務教育学校に在学する児童生徒を含む。以降掲出の義務教育学校の記載がない場合の小・中学校や小・中学生の表記には、義務教育学校や義務教育学校に在学する児童生徒を含む。

高校生の大学進学状況（公私立、全日制）

（単位：％、人）

	H27	H28	H29	H30	H31
国公立大学希望達成率	52.3	53.8	54.0	51.3	52.1
難関国立大学進学者数	114	116	80	95	105
医学部医学科進学者数 （過年度卒業者を含む。）	57	60	51	50	60

（出典）県・高校教育課調べ

（注）1 年度は入試年度

2 国公立大学希望達成率は、「進学者数/3学年11月時点での進学希望者数」により算出

3 難関国立大学進学者数は、北海道大学、東北大学、東京大学、名古屋大学、京都大学、大阪大学、九州大学、東京工業大学、一橋大学への進学者数

第2期基本計画の推進指標の実績

「授業で自分の考えを発表する機会がよくあると思う児童生徒の割合（小4～中2）」H28:91.0%→R1:90.4%

「国公立大学希望達成率（公私立、全日制）」H28:54.0%→H30:52.1%

「理科が好きだと思う児童生徒の割合（小4～中2）」H28:87.1%→R1:86.4%

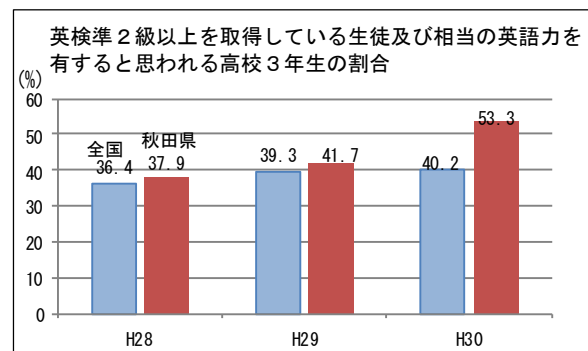
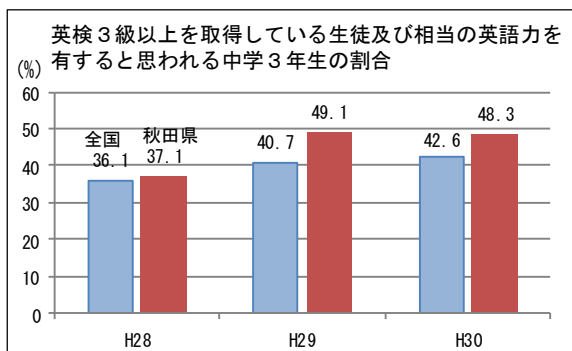
「学校図書館等で多様な図書資料等を活用した授業を、学期に数回程度又はそれ以上の頻度で計画的に行う学校の割合（小・中）」H25:小66.9%、中45.0%→H30:小90.3%、中61.9%

（5）英語教育等の状況

平成23年度から小学校5、6年生に外国語活動が導入され、平成24年度から中学校の英語授業時数が週3コマから4コマに増加しました。そして、平成25年度からは、高等学校での英語の授業を基本的に英語で行うことになるなど、英語教育の拡充が図られてきました。平成29年度の学習指導要領の改訂により、小学校中学年に外国語活動が、高学年に教科としての外国語が導入されました。また、中学校及び高等学校においても英語によるディベートなど内容の高度化が図られ、グローバル化に対応した英語教育改革が進められています。

本県生徒の英語力については、英検3級以上の英語力を有すると思われる中学校3年生及び準2級以上を有すると思われる高校3年生の割合が年々増加するとともに、全国平均を上回っています。グローバル人材の育成のためにはこのような英語力に加え、自分の意見や考えをもち、主体的に英語でコミュニケーションを図ろうとする態度の育成が重要な課題となっています。今後、小・中・高一貫した英語教育の一層の充実を図るとともに、「聞くこと」「読むこと」「話すこと[やり取り]」「話すこと[発表]」「書くこと」の5つの領域をバランスよく身に付けさせていく必要があります。

基本方向3(1)



（出典）文部科学省「英語教育実施状況調査」

一方、世界的規模で進むグローバル化に関しては、本県もその例外ではなく、平成30年の在留外国人数は3,926人と年々増加しているほか、インバウンド需要の拡大により、本県の外国人宿泊客数（延べ人数）は平成29年に10万人を超えるなど、外国人の交流人口も増加

しています。また、平成30年度にジェトロ秋田貿易情報センターが海外ビジネスに関連する県内企業に対して行った「秋田県企業の海外事業展開に関するアンケート調査」（調査対象企業数747社、有効回答数105社）によると、今後（3か年程度）の事業展開方針として、海外展開の意欲を示した企業の割合は（回答企業105社のうち）55.7%となっています。急激に進むグローバル化の潮流の中でたくましく生き抜く力を育成するため、英語コミュニケーション能力はもとより、異文化理解や国際感覚の醸成を図っていく必要があります。

第2期基本計画の推進指標の実績

「英検3級以上相当の英語力を有する中学3年生の割合」H28:37.1%→H30:48.3%

「イングリッシュキャンプに参加した児童生徒数」H29:740人→R1:624人

「小学校外国語活動のリーダー的教員（小学校外国語活動教員研修等を受講済の教員）の小学校数に対する比率」H25:1.1倍→H30:3.1倍

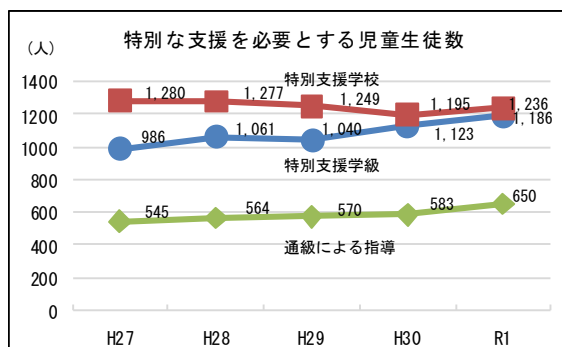
「中・高英語担当教員のうち授業の半分以上を英語で行っている者の割合」H25:67.5%→H30:68.1%

「高校教育課が行う小・中・高英語（外国語・外国語活動）担当教員を対象とした授業力向上研修受講者数（累積）」H25:200人→H30:1,581人

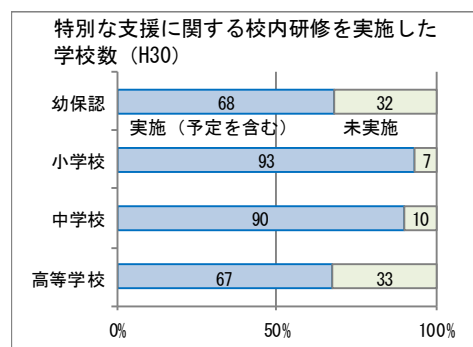
（6）特別な支援を必要とする児童生徒の状況

近年、特別支援学校又は特別支援学級に在籍し、又は通級指導教室を利用する児童生徒及び通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒数が増加の傾向にあります。また、高等学校にも学習や諸行動が著しく困難な生徒が在籍しています。学級担任等の指導力向上と併せて、全ての教員が特別支援教育についての研修を行い、障害のある児童生徒への理解を深め、必要な支援を講じることができるよう、校内支援体制の機能強化や関係機関との連携の充実を図っていく必要があります。

基本方向2(3)



（出典）特別支援学校、学級在籍者数：文部科学省「学校基本調査」
通級による指導対象者数：県・特別支援教育課調べ



（出典）文部科学省「特別支援教育体制整備状況調査」
（注）「幼保認」は公立の幼保連携型認定こども園及び幼稚園

また、障害者差別解消法等により、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現を目指す取組が更に求められていることから、各学校等で行われている交流及び共同学習など、互いを理解し合う取組を進めるとともに、障害の有無に関わらず、学んでいける環境づくりを進めていく必要があります。

基本方向4(2)

第2期基本計画の推進指標の実績

「特別支援教育に関する研修を受講した高校教員の割合」H25:47.0%→H29:66.0%

「特別支援教育に関する研修を受講した教員の割合」H25:幼52.0%、小69.0%、中49.0%→H29:幼85.0%、小83.0%、中76.0%

「特別支援学校中学部生徒と中学生との居住地交流の実施割合」H28:18.4%→H30:21.1%

「特別支援学校と地域の人々との交流及び共同学習実施回数」H25:845回→H30:1,052回

(7) 不登校・いじめ・暴力行為の状況

本県の千人当たりの不登校児童生徒数は、全国と比較して少ない状況が続いています。しかし、平成30年度は、小・中学校の千人当たりの不登校の人数が前年度より3.3人増加しており、特に小学校から中学校への進学に伴って増加する傾向が見られます。いじめの認知件数は、いじめの定義やいじめを正確に漏れなく認知することの重要性について各校の理解が進んだことから、大幅に増加しました。学校はいじめを積極的に認知し、即時対応を心がけています。暴力行為の件数については、全国を下回っていますが増加傾向にあります。

今後とも高い危機意識をもって、これらの実態把握や未然防止等の取組を充実していくとともに、規範意識の向上と好ましい人間関係構築のための取組を一層進めていく必要があります。

基本方向4(1) 5(2)

千人当たりの不登校児童生徒数（国公私立）

（単位：人）

		H26	H27	H28	H29	H30
小・中学校	秋田県	8.9	8.9	9.1	10.8	14.1
	全国	12.1	12.6	13.5	14.7	16.9
高校	秋田県	11.4	12.2	12.3	9.9	12.4
	全国	15.9	14.9	14.6	15.1	16.3

（出典）文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

千人当たりのいじめの認知件数（国公私立：小・中・高・特別支援）

（単位：件）

	H26	H27	H28	H29	H30
秋田県	11.0	17.8	28.4	32.4	46.2
全国	13.7	16.5	23.8	30.9	40.9

千人当たりの暴力行為の件数（国公私立：小・中・高）

（単位：件）

	H26	H27	H28	H29	H30
秋田県	0.6	0.6	1.3	1.5	2.2
全国	4.0	4.2	4.4	4.8	5.5

（出典）文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

第2期基本計画の推進指標の実績

「自分にはよいところがあると思っている児童生徒の割合（小6・中3）」H29:83.0%→R1:86.0%

「小・中学生の不登校児童生徒数（千人当たり、国公私立）」H24:7.7人→H30:14.1人

「認知したいじめの解消率（国公私立、小・中・高・特別支援）」H25:88.5%→H30:93.2%

「高校生の中退学率（国公私立）」H25:1.4%→H30:0.9%

「スペース・イオ(*)入所者の高校進学率」H25:97.4%→H30:91.2%

*スペース・イオは、不登校の小・中学生及び中学校卒業後の子どもたちを対象とする学習支援施設の名称

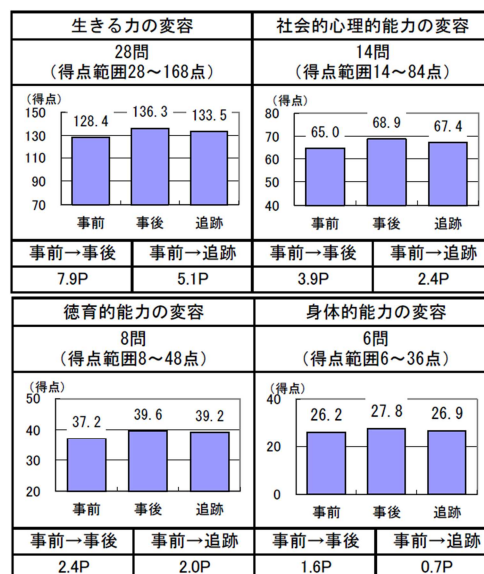
「学び直しを教育課程上に位置付けている学校数（公立高校）」H26:8校→H30:13校

(8) 体験活動の状況

幼少期からの様々な自然体験・社会体験は、経験知・実践知を身に付けることができる貴重な機会であり、他者との関わりの中で納得解(*)を見出したり、基本的な生活習慣を確立したりする点においても、重要な教育活動であるとされています。しかし、少子化やインターネット機器の普及等により、そうした機会の減少が危惧されています。また、我が国の青少年の特質として、自己肯定感・自尊感情の低さ、社会性やコミュニケーション能力の乏しさが指摘されており、体験活動を通して「社会を生き抜く力」を育むことの重要性も高まっています。

平成29年度・平成30年度に県教育委員会が行った調査の結果では、子どもたちの実態・特性に応じた体験活動プログラムを実践することにより、生き

「あきたチャレンジキャンプ」(H29)における参加者の生きる力及び3能力(社会的心理的・徳育的・身体的能力)平均値の推移



（出典）県・生涯学習課調べ 国立青少年教育振興機構「生きる力の測定・分析ツール」を活用して測定

る力や自己肯定感が向上する効果が認められています。

少子化や高度情報社会が更に進展し、人間関係がより選択的・限定的になったり、仮想空間でのコミュニケーションが多くなったりしていく中で、自然や社会の中での直接的な体験・リアルな体験を充実させていくことが必要です。

基本方向4(1)

*「納得解」: 正解が一つではない（又は正解がないかもしれない）問題における、納得できる解決案

「保呂羽山少年自然の家・アドベンチャースピリット」「大館少年自然の家・宿泊通学学級」(H30)における参加者が「自分のことが大好きである」と回答した平均値の推移

	事前	事後	追跡	事前→事後	事前→追跡
アドベンチャー・スピリット	4.0	4.4	5.3	+0.4	+1.3
宿泊通学学級	4.9	5.1	5.2	+0.2	+0.3

(出典) 県・生涯学習課調べ 国立青少年教育振興機構「生きる力の測定・分析ツール」を活用して測定

第2期基本計画の推進指標の実績

「教育施設のセカンドスクールの利用により、体験的な学習活動を行った学校(園)の延べ数」H25:1,113校→H30:1,066校

(9) 体力の状況

「令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査(スポーツ庁)」における新体力テストの体力合計点は、小・中学校全てで全国平均値を上回っていますが、前年度からわずかに低下しています。

また、運動習慣等調査では、学校の授業を除く1週間の総運動時間が60分未満の児童生徒は、小学校5年生が男子4.8%、女子11.6%、中学校2年生が男子6.0%、女子19.0%であり、とりわけ課題の大きい中2女子で、総運動時間の少ない生徒が減少しています。わずかではありますが、運動する子どもとそうでない子どもの二極化傾向の改善が見られます。

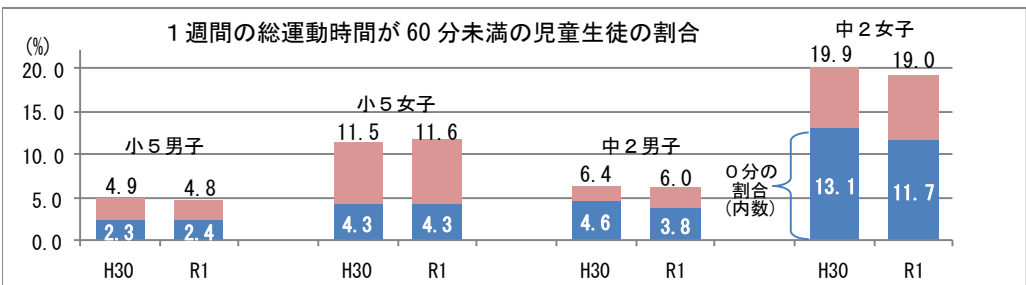
体力の向上とスポーツに親しむ態度の育成や運動部選手が一層活躍できるよう支援することが必要です。

基本方向4(3)

全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体力合計点

		小学校5年生		中学校2年生	
		男子	女子	男子	女子
秋田県	R1	56.06	58.59	43.87	50.92
	H30	56.22	58.77	44.75	51.58
全国	R1	53.61	55.59	41.69	50.22
	H30	54.21	55.90	42.32	50.61

(出典) スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣調査」



(出典) スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣調査」

第2期基本計画の推進指標の実績

「運動やスポーツをすることが「好き」な児童生徒の割合(小5、中2)」H28:65.6%→H30:66.0%

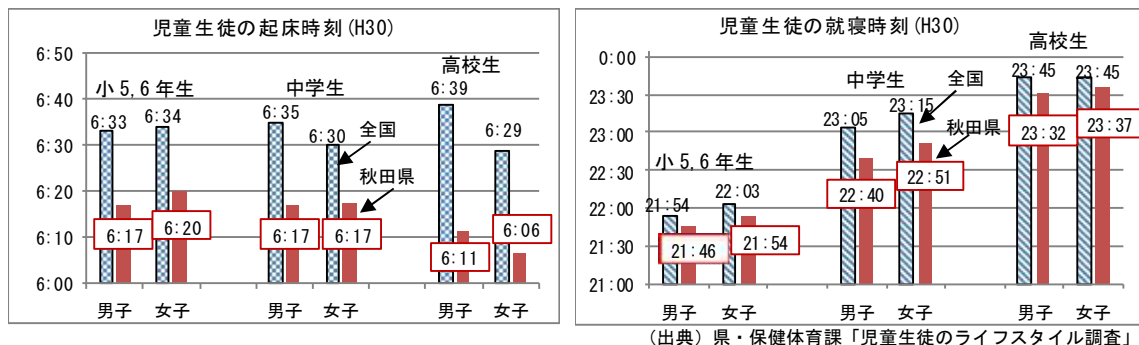
「運動部活動における外部指導者の活用率(中・高等学校)」H29:30.6%→H30:30.0%

「昭和60年度の記録を基準とした50m走の達成率の平均」H26:97.9%→H30:97.8%

「全国大会(中・高)における入賞数(ベスト8以上)」H25:63種目→H30:51種目

(10) 生活習慣の状況

児童生徒を取り巻く環境の変化に伴い、全国的に児童生徒の生活の夜型化、朝食の欠食など生活習慣や食習慣の乱れが懸念されています。本県の児童生徒の起床時刻は午前6時06分から午前6時20分の間で、全国に比べると10分程度早くなっています。また、就寝時刻は全国的な傾向同様に学年が進むにつれて遅くなっているものの、全ての校種において全国比で8分以上早くなっています。ここ数年、起床・就寝時刻と睡眠時間は、全ての校種において大きな変化はありません。



朝食を毎日食べる児童生徒の割合は、学年が進むにつれて低くなる傾向にあり、ここ数年の数値を見ると、全ての校種において横ばい、又は若干の減少傾向にあります。このような傾向は全国的にも見られますが、その背景としては、児童生徒を含めた家庭における朝食の重要性の理解不足や、朝食を用意できない家庭環境等も含まれます。

学校と家庭、地域がそれぞれの役割と責任を自覚し、児童生徒に対して規則正しい起床・睡眠リズムや正しい食習慣を身に付けさせるとともに、生活習慣の大切さを理解させることを通じて、正しい生活習慣を維持できるよう導いていくことが必要です。

基本方向4(3)

朝食を毎日食べる児童生徒の割合 (H30)

	小5・6年生	中学生	高校生
男子	89.0(92.1)	87.8(84.5)	81.7(77.3)
女子	91.1(91.4)	86.4(82.1)	82.7(80.5)

(出典) 県・保健体育課「児童生徒のライフスタイル調査」

(注) () は H29 全国平均：(出典) 公益財団法人日本学校保健会「平成 28～29 年度児童生徒の健康状態サーベイランス事業報告書」

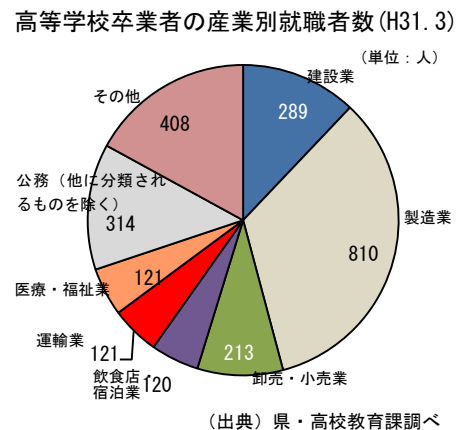
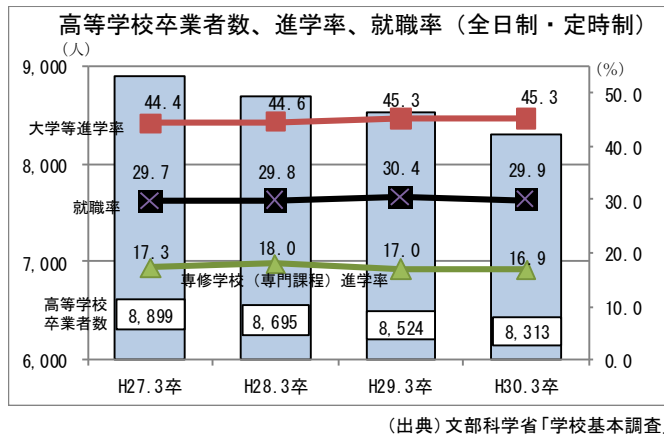
(11) 高等学校卒業者の進路状況

高等学校卒業者数は、近年 8,000 人程度で推移しています。そのうちの 4 割強が大学等に、2 割弱が専修学校（専門課程）に進学し、就職率は約 3 割となっています。平成 31 年 3 月卒業生の就職者数は 2,396 人であり、そのうち県内就職者数は 1,558 人（65.0%）となっています。産業別就職先については、平成 31 年 3 月時点で最も多いのが製造業の 810 人（33.8%）で、次いで公務の 314 人（13.1%）、建設業の 289 人（12.1%）となっています。

若者の県内定着促進に向けては、ふるさとでのキャリア形成の展望を開くための取組が重要であることから、各校種において職場体験やインターンシップなどの発達の段階に応じた体験活動を展開していますが、個々の希望に即した職種や専門性を生かせる職場開拓を一層推進するとともに、進学を希望する高校生については、進学先卒業後の進路も見据えた指導の充実を図るなど、時代の変化や社会のニーズに応じ、一人一人に合わせたきめ細かなキャリア教育を推進していく必要があります。

一方、特別支援学校高等部卒業生の就職者の割合は、近年、30%～40%の間を推移しています。平成 31 年 3 月卒業生の就職者数は 74 人、就職決定率 98.7%となっています。今後とも

産業界と連携した職業教育や進路指導、事業所の理解促進、就職先の開拓を進めていくことが必要です。 **基本方向1(1)(2)(3)、2(5)**

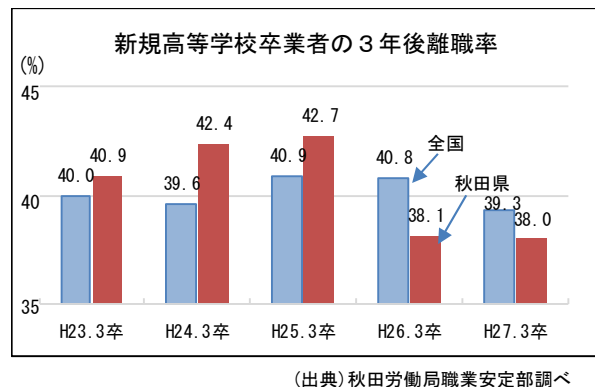


第2期基本計画の推進指標の実績

- 「高校生の県内就職率（公私立、全日制・定時制）」 H24:65.9%→H30:65.0%
- 「高校生（公立）のインターンシップ参加率」 H24:59.8%→H30:64.9%
- 「特別支援学校高等部卒業生の就職者数（就職を希望する生徒の就職率）」 H25:75人 100%→H30:74人 98.7%
- 「地域医療体験学習参加者数（公立高校）」 H25:81人→H29:64人
- 「農業に関する体験学習等実施校数（公立高校）」 H25:23校→H30:29校
- 「専門性を生かしたボランティア、イベント等参加生徒数（専門高校等生徒延べ数）」 H25:1,166人→H30:652人

(12) 学校生活から社会への接続の状況

学校での生活や学びに対する目的意識の希薄さ、早期離職者の問題等は全国的にも指摘されています。本県においては、平成26年3月以降の高等学校卒業生の3年後離職率は全国平均を下回っているものの、依然として38%台を推移しています。組織的、体系的なキャリア教育をこれまで以上に充実したものにしていく必要があります。 **基本方向1(1)(2)**



第2期基本計画の推進指標の実績

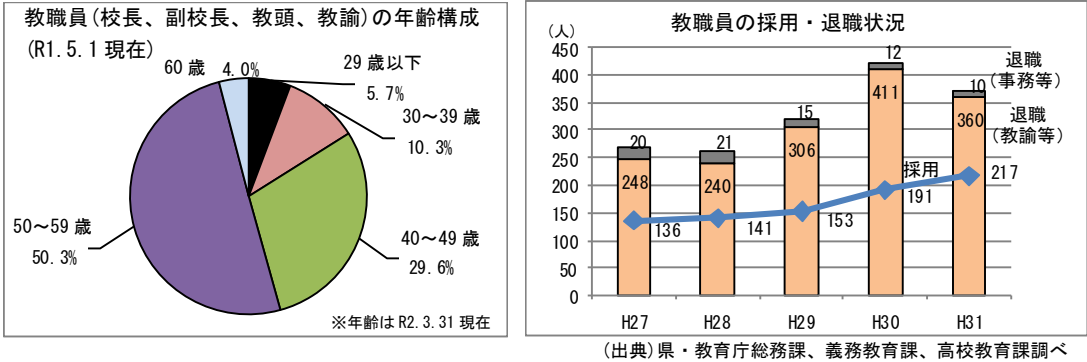
- 「将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合（小6、中3）」 H25:86.4%→R1:86.2%
- 「地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがある児童生徒の割合（小6、中3）」 H29:55.1%→R1:67.3%
- 「ふるさと教育の全体計画等を作成している学校の割合」 H26:小96.3%、中91.4%→H30:小100%、中93.9%
- 「ふるさと教育の全体計画等にキャリア教育の視点を加えている小・中学校の割合」 H26:小90.6%、中92.6%→H30:小98.0%、中94.7%
- 「中学校における3日間以上の職場体験活動を実施する学校の割合」 H25:45.5%→H30:46.0%

(13) 教職員構成の状況

教職員（校長、副校長、教頭、教諭）の8割以上が40歳以上であり、20代、30代の教員が少なく年齢構成が偏っているほか、講師の不足も問題となっています。少子化を踏まえ、退職者の補充抑制を図りながらも、退職者数の増加に合わせ採用者数を増やしてきているほか、受験者数の確保等を図るため、受験年齢制限の見直しを行っています。平成24年度実施試験から受験年齢制限を35歳から39歳に引き上げた後、平成26年度実施試験からは45歳

に引き上げました。さらに、平成 30 年度実施試験で 49 歳に引き上げ、令和元年度実施試験からは年齢制限を撤廃し、幅広い年代からの優秀な人材の確保に努めています。今後とも年齢バランスの改善を図りながら、教育現場の活性化につながる採用や人事異動を行っていくとともに、教員の指導力が維持・向上されるよう工夫しながら研修等を進めていくことが必要です。

基本方向5(1)(3)



第 2 期基本計画の推進指標の実績

「授業の内容がよく分かると思う児童生徒の割合 (小 6、中 3)」 H25:82.6%→R1:86.2%
「児童生徒の ICT 活用を指導することが「できる」「ややできる」とする教員の割合 (小・中学校)」 H28:68.9%→H29:68.3%
「中高学習指導研究協議会への参加教員数」 H25:216 人→H29:389 人

(14) 教職員の多忙化の状況

学校や子どもたちを取り巻く環境が多様化・複雑化する中で、学校に求められる役割が増大し、教職員の多忙化による長時間勤務が社会問題化しています。県ではこれまで多忙化防止に向けた対策を各学校と連携して講じてきましたが、教職員の勤務時間の縮減、勤務環境の改善は、十分に進んでいるとはいえない状況にあります。

学校の指導体制・事務体制の充実や専門スタッフとの連携・分担体制の構築等、多忙化防止の取組を確実に実施することで業務の適正化を図り、教職員一人一人の充実した教育活動の展開と、ワーク・ライフ・バランスを充実させる環境づくりを進めていく必要があります。

基本方向5(3)

県内市町村小・中学校及び義務教育学校における多忙化の状況認識
(貴校の教職員は「多忙化」の状況にあると捉えていますか。)

	小学校		中学校	
	H28	R 1	H28	R 1
全教職員が多忙化の状況	5.0%	2.6%	8.9%	0.0%
ほとんどの教職員が多忙化の状況	76.1%	74.7%	74.1%	73.4%
一部の教職員が多忙化の状況	18.4%	22.7%	15.2%	25.7%
ほとんどの教職員が多忙化の状況にはない	0.5%	0.0%	1.8%	0.9%

※義務教育学校・・・「ほとんどの教職員が多忙化の状況」(R 1 調査)
(出典) 県・義務教育課「教職委員の多忙化に係る状況調査」

高等学校・特別支援学校(県立)における
平均時間外勤務時間(月当たり)

	H28	H30
高等学校	57.4 時間	53.1 時間
特別支援学校	14.3 時間	16.8 時間

(出典) 県・高校教育課、特別支援教育課調べ

(15) 学校安全の状況

県立学校及び市町村立学校における建物の耐震化については、全て完了しています。また、非構造部材の耐震化については、特定天井(高さ 6 m 超かつ面積 200 ㎡超の吊り天井)の耐震対策を完了し、日常的に照明器具などの点検を実施しています。

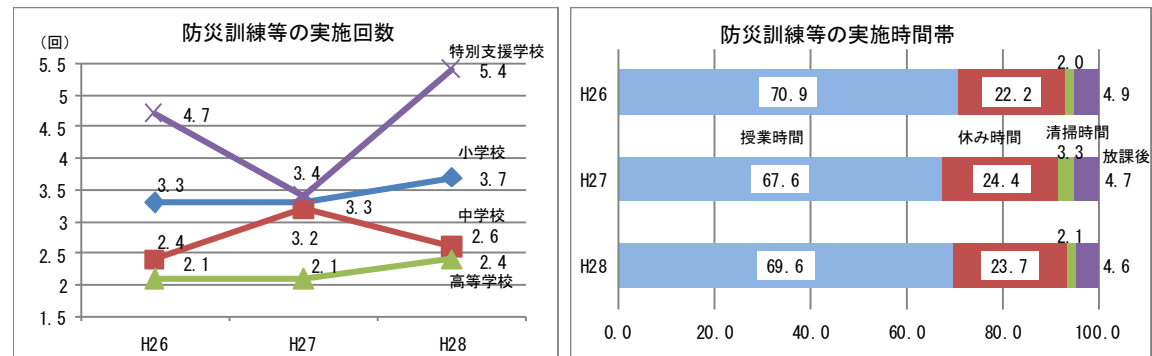
基本方向5(1)

また、全国各地で自然災害や事件、事故等により多くの幼児児童生徒が犠牲になっている現状を踏まえ、学校においては休み時間や放課後等の様々な時間帯を想定した、生活・交通・災害安全の学校安全三領域に関する防災訓練等をバランスよく実施することが求められてい

ます。その内容も、基礎的な訓練を確実に行うだけでなく、予告なしの訓練、地域住民や保護者との合同訓練、市町村の関係部局や地域の警察・消防等と連携した訓練など、より実践的なものへと工夫されてきています。

「自分の命は自分で守る」ことができ、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できる児童生徒等を育成するため、学校の立地条件や地域の実情に応じた様々な事象や時間帯、場面等を想定した訓練の実施と事前・事後指導の工夫、体験活動を取り入れた危険予測学習等の指導を繰り返し行っていく必要があります。

基本方向5(4)



(注) 防災訓練等とは、地震、火災、津波、不審者対応等、学校安全に関する全ての訓練を指す。
(出典) 県・保健体育課「学校安全に関する取組状況調査」

第2期基本計画の推進指標の実績
「地域と連携して防災訓練等を実施する学校の割合（公立、幼・小・中・高・特別支援）」H24:23.4%→H30:46.7%

(16) 地域との連携の状況

学校の美化、登下校の見守り、学習・部活動支援、放課後支援、学校行事の運営等の活動へ参加している保護者や地域の人との割合は、小学校で95.4%（全国比－2.3）、中学校で93.1%（全国比＋2.7）です。地域学校協働活動やコミュニティ・スクール等の仕組みを生かし、保護者や地域の人との協働による活動を行っている学校の割合は、小学校で71.5%（全国比－1.3）、中学校で70.7%（全国比＋10.0）となっています。また、保護者や地域の人との協働による取組が学校の教育水準の向上に効果があった（「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」）と回答している割合は、小学校、中学校ともに90%を超えています。

このことから、今求められている「社会に開かれた教育課程」の実現、「地域とともにある学校づくり」への転換を図るためには、これまで全県域において学校と地域が一体となり取り組んできた、社会総掛かりでの教育活動の継続が不可欠です。学校と地域住民等が目標やビジョンを共有し、互いにパートナーとして連携・協働していくことが重要であることから、地域の実情に応じた持続可能な仕組みづくりの更なる推進が必要です。

基本方向5(4)

保護者や地域の人との協働による取組は、学校の教育水準の向上に効果があったと思いますか						
※平成31年度（令和元年度）全国学力・学習状況調査 学校質問紙集計結果（単位：％）						
		そう思う	どちらかといえば、そう思う	どちらかといえば、そう思わない	そう思わない	取組を行っていない
小学校	秋田県	51.5	43.9	1.5	0.0	3.1
	全国	48.0	47.6	2.3	0.2	1.7
中学校	秋田県	40.0	52.2	1.7	0.0	6.1
	全国	34.1	57.4	4.3	0.4	3.7

第2期基本計画の推進指標の実績
(出典) 文部科学省「全国学力・学習状況調査」
「市町村における統括コーディネーターの配置率」H30:16.0% ※H30 から取組開始

(17) 家庭教育の状況

家庭を取り巻く環境は、全国的にみても年々大きく変化し、課題もより多様化、複雑化している傾向にあります。本県では、保護者の意識と実態を把握するために、平成24年度に行った「家庭教育に関する調査」と同様の調査を令和元年度に実施しました。

子どもを取り巻く環境についてどのように感じるかとの問いには、「良い」「どちらかといえは良い」との回答が、前回の60%から73%へと増加していることから、これまでの取

組の成果をうかがうことができます。

子どもの安全が脅かされている	71.9%
ネット犯罪の危機にさらされている	64.2%
遊ぶ環境が豊かでなくなっている	39.5%
将来に向けて明るい希望が持てにくい	34.9%
情報やモノが氾濫し、価値観が伝わりにくい	34.4%

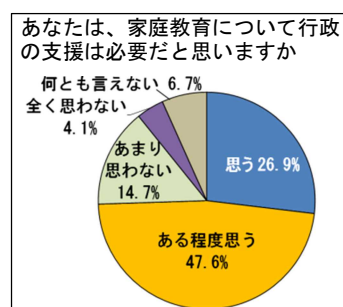
(出典) 県・生涯学習センター「家庭教育に関する調査」

しかしながら、子どもを取り巻く環境が「良くない」と思う理由として、子どもの安全が脅かされている(+4.9)、ネット犯罪の危機にさらされている(+13.2)、遊ぶ環境が豊かでない(+2.5)、子どもに接する時間が十分とれない(+6.1)など、現代的課題と関連する回答が増えていることは見過ごせません。

また、家庭教育について行政の支援は必要だと思いますかとの問いには、「思う」「ある程度思う」との回答が74.5%と、前回の73.5%とさほど変わっていないことから、いまだに多くの保護者が行政の支援を必要としていることが分かります。

このような調査結果を踏まえ、家庭教育についてより充実した支援を引き続き実施していく必要があります。

基本方向5(4)



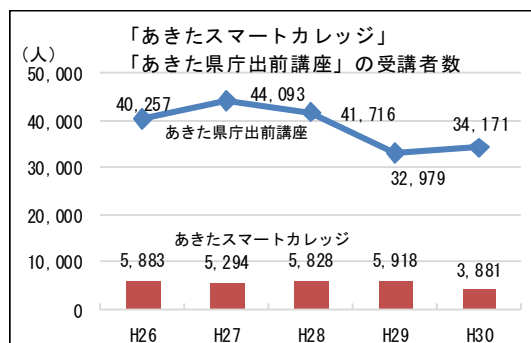
(出典) 県・生涯学習センター「家庭教育に関する調査」

(18) 生涯学習の状況

県民が「いつでも・どこでも・だれでも」学ぶことができるように、生涯学習講座「あきたスマートカレッジ」や、県職員が県の取組等を紹介する「あきた県庁出前講座」等により多様な学習機会を提供しています。また、生涯学習支援システム「まなびサポート秋田」により、他団体も含めた講座情報を提供し“学んだことを行動に結び付け、社会に生かそう”という気運の醸成を図っています。

地域コミュニティの機能の低下が指摘される中、こうした個人の行動が新たな学習につながり、更には周囲を巻き込んで、知と行動が循環する環境の構築が重要であり、人と人との結び付きを生み出し、地域社会の活性化につなげていく必要があります。

基本方向6(1)



(出典) 県・生涯学習課調べ

「まなびサポート秋田」による講座情報の提供
(各情報へのアクセス数)(H30) (単位: 件)

講師・指導者情報	3,254
団体グループ情報	229
ボランティア個人情報	592
ボランティアグループ情報	1,172
講座・講演会・教室情報	55,712

「まなびサポート秋田」の登録データ数、アクセス数の推移

	H26	H27	H28	H29	H30
登録状況 (データ数)	2,106	2,672	1,569	1,570	2,351
講師・指導者情報アクセス数	1,296	2,216	4,225	3,359	3,254
トップページアクセス数	50,606	42,995	39,827	26,326	34,964

(出典) 県・生涯学習課調べ

第2期基本計画の推進指標の実績

「生涯学習支援システムにおける生涯学習講座の登録件数」 H28:1,569件→H30:2,351件

「『秋田県読書フェスタ』における県主催読書イベントへの県民の参加者数」 H25:783人→H30:1,363人

(19) 社会教育施設の状況

県民が幼少期から生涯にわたって芸術・文化に親しめるよう、多彩な事業を展開しています。美術館、博物館、農業科学館では、所蔵品等の調査研究の充実を図り、その成果を公開展示することによって地域・県民に還元しています。また、美術館や博物館では、一部の展覧会を県内メディア等と共催するなどして、単独では実施困難だった大規模展の開催や、県内外への宣伝広報も積極的に行っています。これにより、県内のみならず県外でも秋田の美術館、博物館に対する認知度が高まり、来館者数の増加につながっています。図書館では県民の生活や仕事、文化活動を支援するサービスの提供に加え、市町村立図書館や学校図書館等への支援や人材育成にも精力的に取り組んでいます。これら社会教育施設は、連携して展示事業やイベント等を企画するなどして良質な県民サービスを提供しています。さらに生涯学習機関である各館では、各年齢層に応じた教育普及活動にも取り組んでおり、特に小中学生を対象としたセカンドスクールの利用の促進に力を入れています。今後とも、社会教育施設が有する資源の利用促進を図る様々な取組を進めていく必要があります。

基本方向6(1)(2)

主な社会教育施設の入館者・利用者数 (単位：人)

	H26	H27	H28	H29	H30
美術館	144,864	124,135	90,391	85,937	118,429
近代美術館	92,210	141,776	80,315	61,016	145,711
博物館	104,036	107,277	107,323	96,464	130,244
農業科学館	88,982	96,950	93,976	80,649	74,072
図書館	438,108	421,547	425,540	411,465	399,099

(出典) 県・生涯学習課調べ

第2期基本計画の推進指標の実績

「芸術・文化施設をセカンドスクールの利用した小・中学生の割合」 H28:26.6%→H30:24.3%

「県立図書館司書による県立学校図書館への訪問支援等の実施件数」 H29:10件→H30:20件

「県立図書館の電子書籍登録件数(コンテンツ数の累積)」 H25:2,078件→H29:4,906件

「社会教育施設所蔵品の電子データを保存する『秋田県デジタルアーカイブ』登録件数(累積)」 H25:590,463件→H29:607,193件

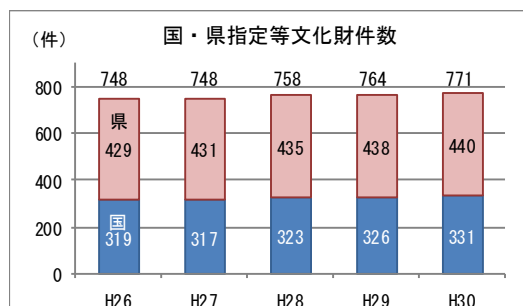
「美術館、近代美術館、博物館、農業科学館への入館者数」 H25:416,206人→H30:468,456人

(20) 文化財保護の状況

本県には、美しい自然と四季の変化が織りなす風土の中で醸成され、守り育まれてきた伝統的な文化が多数あります。なかでも、国の「重要無形民俗文化財」は、全国最多の17件が指定されており、そのうち「大日堂舞楽」「角館祭りのやま行事」「土崎神明社祭の曳山行事」「花輪祭の屋台行事」「男鹿のナマハゲ」はユネスコの無形文化遺産に登録されています。また、地球規模での環境問題が生じる中、狩猟等を基盤にしながらも自然と共生し、長期にわたる定住を実現した、人類にとって普遍的価値を有する縄文時代の遺跡が残されています。

県民の貴重な財産の保護・継承と積極的な活用を通して、地域への愛着や誇りを醸成し、豊かで潤いのある地域づくりにつなげていくことが必要です。

基本方向6(2)



国・県指定等文化財の内訳 (H30) (単位：件)

	国指定	県指定
有形文化財	39	284
民俗文化財	23	61
記念物	46	83
重要伝統的建造物群保存地区	2	—
記録選択文化財	25	12
登録文化財	196	—
計	331	440

(出典) 県・生涯学習課文化財保護室調べ

第2期基本計画の推進指標の実績

「国・県指定等文化財の件数」 H28:758件→H30:771件

「県が主催する文化財保護事業の実施件数」 H25:133件→H30:145件

第1 第1期基本計画から一貫して目指す教育の姿

**ふるさとを愛し、社会を支える自覚と
高い志にあふれる人づくり
～みんなでつくろう「教育立県あきた」～**

第1期基本計画（平成23年10月策定）及び第2期基本計画（平成27年3月策定）においては、「ふるさとを愛し、社会を支える自覚と高い志にあふれる人づくり～みんなでつくろう『教育立県あきた』～」を目指す教育の姿として掲げ、これまで本県が進めてきた「ふるさと教育」を基本に、家族や郷土に愛着をもち、全国トップレベルの学力を生かして職業的自立を果たし、積極的に社会貢献する人材の育成、志高く未来を切り拓く人づくりを目指してきました。

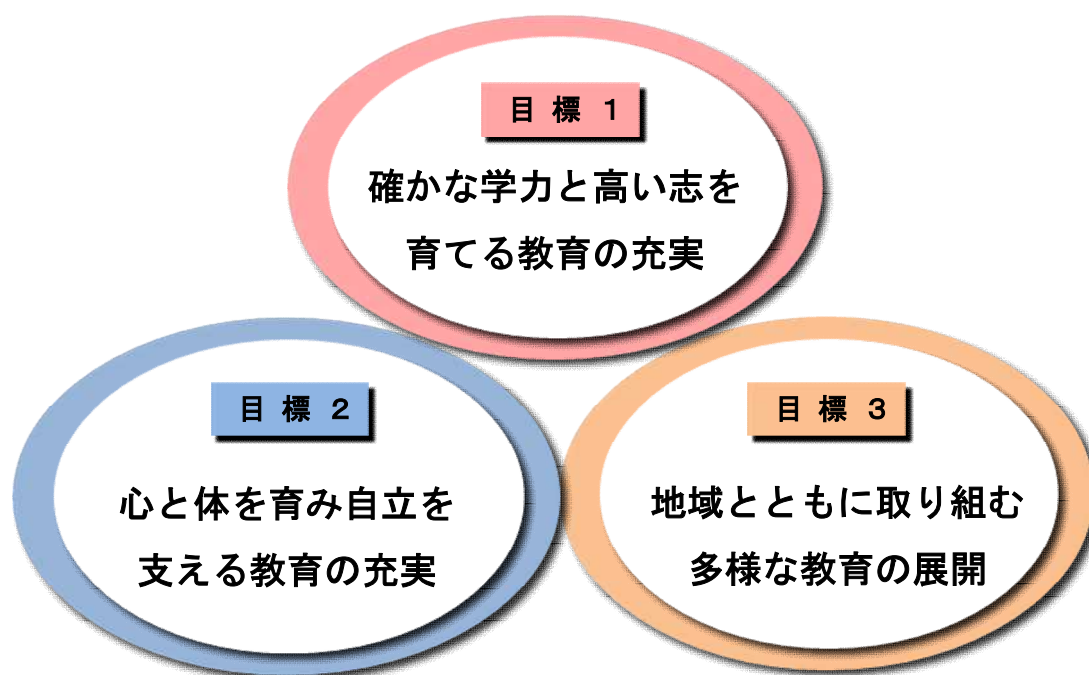
その結果、小・中学校全学年での少人数学級の実施をはじめとした少人数学習の推進等により、子ども一人一人に応じたきめ細かな指導体制の充実、各々の学校や地域の特色を生かしたふるさと教育やキャリア教育の展開、スクールカウンセラーの配置等による教育相談体制の整備の進展のほか、児童生徒の良好な学力状況や体力・運動能力が維持されるなど、一定の成果が現れてきています。しかしながら、ふるさと教育やキャリア教育に関しては、ふるさとを支えようとする意識の育成や高校卒業後の早期離職の改善、県内就職の促進等に取り組んでいくことが一層強く求められているほか、学習面では、他者との関わりを通じて主体的に問題を解決する「秋田の探究型授業」の更なる充実を図り、子どもたちに社会で求められる能力を身に付けさせていく必要があります。また、就学前教育やインクルーシブ教育の充実、児童生徒の情報モラル教育を含む情報リテラシーの向上、いじめ防止等に向けた組織的な対応の強化など、複雑化・多様化していく教育課題に地域や関係機関等と学校が連携しながら取り組み、解決していく必要があります。

一方、国においては、人口減少や高齢化、急激なグローバル化等の社会状況の変化に加え、超スマート社会（Society5.0）の実現に向けた技術革新の進展、人生100年時代の到来を見据えながら、これからの予測困難で厳しい時代を乗り越えていく上で必要となる資質・能力の育成を目指して、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善の推進やカリキュラム・マネジメントの確立、外国語教育の強化、新学習指導要領や高大接続改革の着実な実施を進めることとしています。

こうしたことを念頭に置きつつ、第3期基本計画においては、第1期基本計画から掲げてきた「目指す教育の姿」の実現を引き続き目指すとともに、秋田の教育の基本としてきた「ふるさと教育」を一層推進しながら、心豊かで郷土愛に満ち、ふるさとを支えていこうとする人材の育成に向けて、学校・教育関係者はもちろん全ての県民の皆様と「教育立県あきた」の実現を目指し共に取り組んでいきます。

第2 計画の目標

本県教育が目指す姿の実現に向け、次の3つを本計画の目標とし、それらの実現のため、6つの基本方向、19の施策の柱を据えて、各施策に取り組んでいきます。



【最重点の教育課題】

これまで本県が進めてきた、「地域に根ざしたキャリア教育の充実」と「“『問い』を発する子ども”の育成」を最重点の教育課題に位置付け、取組を進めていきます。

地域に根ざしたキャリア教育の充実

地域との関わりを通して、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育むことで、本県の将来を担う子どもたち一人一人が「生きる力」を身に付け、様々な課題に柔軟に、かつたくましく対応していくことができるよう、地域に根ざしたキャリア教育の充実を図ります。

“『問い』を発する子ども”の育成

将来、ふるさと秋田を支える人材として、自他の営みを積極的に工夫改善し発信するために、「問う」ことを通して自ら学ぶことができるよう、問題を発見し、他者との関わりを通して主体的に解決していく子どもの育成を図ります。

基本方向 1 自らの未来を主体的に切り拓き、秋田を支える気概に満ちた人材を育てます

- 施策の柱**
- (1) 家庭や地域、企業等と連携したキャリア教育の充実
 - (2) 社会の変化と要請に応える専門教育の充実
 - (3) 多様な進路に対応した特性や能力の伸長

基本方向 2 子ども一人一人に応じた教育の充実と確かな学力の定着を図ります

- 施策の柱**
- (1) 子ども一人一人に目が行き届く、きめ細かな特色ある教育の推進
 - (2) 自分で考え、表現し伝え合う能力の育成
 - (3) 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実
 - (4) 就学前教育・保育の充実と小学校教育との円滑な接続
 - (5) 将来を牽引する科学技術人材の育成

基本方向 3 世界で活躍できるグローバル人材を育てます

- 施策の柱**
- (1) グローバル化に対応した英語教育の推進
 - (2) 学校等における多様な国際教育の展開

基本方向 4 豊かな人間性と健やかな体を育みます

- 施策の柱**
- (1) 規範意識や他人への思いやりなど豊かな心の育成
 - (2) 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築
 - (3) 生涯にわたってたくましく生きるための健やかな体の育成

基本方向 5 子どもの成長を支える魅力的で良質な学びの場をつくります

- 施策の柱**
- (1) 質の高い学習の基盤となる教育環境の整備
 - (2) 多様なニーズに対応した教育機会の提供
 - (3) 教職員の指導体制・指導環境の整備
 - (4) 学校・家庭・地域の連携・協働による子どもを育む体制の構築

基本方向 6 地域を元気にする住民参加の学びの場と芸術・文化に親しむ機会をつくります

- 施策の柱**
- (1) 多彩な学びの場づくりと学びを生かした地域づくりの推進
 - (2) 良質な芸術・文化体験機会の充実と文化遺産の保存・活用

第Ⅳ章 施策の方向と展開（施策の全体体系）

【新秋田元気創造プラン（令和4（2022）～令和7（2025）年度）
戦略6：教育・人づくり戦略

戦略のねらい

本県教育の基本である「ふるさと教育」を一層推進しながら、心豊かで郷土愛に満ち、高い志と公共の精神を持って未来を力強く切り拓く人づくりに取り組む。

目指す姿及び施策の方向性

■目指す姿1 秋田の将来を支える高い志にあふれる人材の育成

- ①地域に根ざしたキャリア教育の推進
- ②社会の変化とニーズに応じた専門教育の推進

基本
方向
1

■目指す姿2 確かな学力の育成

- ①新たな時代に対応した「秋田の探究型授業」の推進
- ②一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進
- ③学びに向かう力を育む就学前教育・保育の推進
- ④魅力的で良質な教育環境づくり
- ⑤学校・家庭・地域の連携・協働の推進

基本
方向
2

基本
方向
5

■目指す姿3 グローバル社会で活躍できる人材の育成

- ①グローバル化に対応した英語教育の推進
- ②多様な国際教育の推進
- ③県民の国際理解の促進と多文化共生の推進

基本
方向
3

■目指す姿4 豊かな心と健やかな体の育成

- ①規範意識と自他を尊重する心を育む教育の推進
- ②インクルーシブ教育システムの推進

基本
方向
4

■目指す姿5 地域社会の活性化と産業振興に資する高等教育機関の機能の強化

- ①多様な資源を活用した教育・研究・社会貢献活動の促進
- ②次代を担う学生の確保と人材育成への支援

基本
方向
6

■目指す姿6 生涯にわたり学び続けられる環境の構築

- ①多様な学びの場づくり
- ②良質な文化芸術に親しむ機会の充実と文化遺産の保存・活用

「新秋田元気創造プラン」（戦略6：教育・人づくり戦略）とは

※人口減少の克服や地域産業の振興など、秋田県が抱える諸課題に時代の潮流や社会経済情勢を踏まえながら的確に対応し、元気な秋田づくりに取り組んでいくための県政運営方針であり、重点課題に特化して強力に推進する6つの重点戦略と、基礎的な生活環境を整備するために取り組む3つの分野の基本政策により構成される。

※教育に関しては、国際交流（目指す姿3③）と高等教育（目指す姿5）を含めて重点戦略のうちの一つ（戦略6）に位置付けられ、教育環境の一層の充実やグローバル社会で活躍できる人材を育成する取組等を推進していくこととしている。

※教育政策の全般的方針を定めるとともに、目指す姿及び施策の方向性を提示して、「第3期あきたの教育振興に関する基本計画」は、この全般的方針の下での個別計画として位置付けられる。

【第3期あきたの教育振興に関する基本計画

目指す姿

目標

基本方向

目標1

確かな学力と高い志を育てる教育の充実

基本方向1

自らの未来を主体的に切り拓き、秋田を支える気概に満ちた人材を育てます

基本方向2

子ども一人一人に応じた教育の充実と確かな学力の定着を図ります

目標2

心と体を育み自立を支える教育の充実

基本方向3

世界で活躍できるグローバル人材を育てます

基本方向4

豊かな人間性と健やかな体を育みます

目標3

地域とともに取り組む多様な教育の展開

基本方向5

子どもの成長を支える魅力的で良質な学びの場をつくります

基本方向6

地域を元気にする住民参加の学びの場と芸術・文化に親しむ機会をつくります

ふるさとを愛し、社会を支える自覚と高い志にあふれる人づくり
～みんなでつくろう「教育立県あきた」～

施策の柱	主な基本方針	主な推進指標 (現状(指標設定の基準値)と最終年度値)
(1)家庭や地域、企業等と連携したキャリア教育の充実 (2)社会の変化と要請に応える専門教育の充実 (3)多様な進路に対応した特性や能力の伸長	■ ふるさとへの理解を深める体験的な活動等の推進 ■ 社会的・職業的自立を目指す教育活動の充実 ■ きめ細かな就職支援と職場定着の推進 ■ 地元企業との連携強化による地域社会の発展に貢献する人材の育成 ■ 高等教育機関との連携の推進	■ 高校生の県内就職率(公私立、全日制・定時制): <u>72.5%(R2)→78.5%</u> ■ 自校のキャリア教育のねらいを地域や保護者に知らせている学校の割合(小・中): 小 80.0%・中 90.3%(H30)→92.5%・95.3% ■ 専門性を生かしたボランティア、イベント等参加生徒数(専門高校生生徒延べ数): 652人(H30)→800人
(1)子ども一人一人に目が行き届く、きめ細かな特色ある教育の推進 (2)自分で考え、表現し伝え合う能力の育成 (3)一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実 (4)就学前教育・保育の充実と小学校教育との円滑な接続 (5)将来を牽引する科学技術人材の育成	■ 少人数学習の推進によるきめ細かな指導と多様性に応える教育活動の充実 ■ 他者との関わりを通して主体的に問題を解決する探究型授業の推進 ■ 校内支援体制の機能強化と関係機関との連携等による特別支援教育の充実 ■ 就学前教育・保育と小学校教育の円滑な接続 ■ 関係機関との連携による科学への興味や関心を促す取組の推進	■ <u>学んだことを振り返って次の学習につなげることができる児童生徒の割合(小6、中3):</u> —(R2)→89.0% ■ <u>大学志望達成率(公私立、全日制・定時制):</u> 88.3%(R2)→89.0% ■ <u>特別支援教育に関する研修を受講した高校教員の割合:72.5%(R2)→81.0%</u>
(1)グローバル化に対応した英語教育の推進 (2)学校等における多様な国際教育の展開	■ 英語コミュニケーション能力育成に向けた小・中・高一貫した授業改善の促進 ■ 教員の指導力及び英語力向上のための実践的研修の充実 ■ 英語コミュニケーション能力を育成するための機会の充実 ■ 大学や外部専門機関等と連携した海外体験の共有や異文化理解の促進 ■ 海外における異文化体験活動の促進	■ 英検3級相当以上の英語力を有する中学3年生の割合:<u>39.1%(R1)→58.0%</u> ■ 英検準2級相当以上の英語力を有する高校3年生の割合:53.3%(H30)→68.0% ■ 中・高英語担当教員のうち授業の半分以上を英語で行っている者の割合: 68.1%(H30)→80.0%
(1)規範意識や他人への思いやりなど豊かな心の育成 (2)共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築 (3)生涯にわたってたくましく生きるための健やかな体の育成	■ 人権教育の充実による互いを尊重し合う態度の育成 ■ 学校・家庭・地域の連携による思いやりや心のつながりを大切にする道德教育の充実 ■ 教育相談体制の充実等による不登校・いじめ問題等への対応 ■ 特別支援教育に対する理解の推進 ■ 学校体育の充実と運動部活動の活力アップに向けた多様な取組の推進	■ 自分にはよいところがあると思っている児童生徒の割合(小6、中3):<u>86.0%(R1)→88.0%</u> ■ 認知したいじめの解消率(国公私立、小・中・高・特別支援):93.2%(H30)→95.0% ■ <u>運動やスポーツをすることが好きな児童生徒の割合(小5、中2):65.9%(R1)→66.5%</u>
(1)質の高い学習の基盤となる教育環境の整備 (2)多様なニーズに対応した教育機会の提供 (3)教職員の指導体制・指導環境の整備 (4)学校・家庭・地域の連携・協働による子どもを育む体制の構築	■ 教職員の資質能力の総合的な向上を図る研修等の実施 ■ 安全・安心な学校施設の整備 ■ 就学機会の提供に向けた教育環境の整備 ■ 教職員の高齢化や職員数減少に対応するための採用・配置 ■ 地域社会全体で子どもたちの成長を支えていく体制の構築	■ <u>授業にICTを活用して指導することができる、教員の割合(全校種):63.2%(R2)→70.0%</u> ■ 地域と連携して防災訓練等を実施する学校の割合(公立、幼・小・中・高・特別支援): 41.3%(H28)→60.0% ■ 学校運営協議会制度を導入している学校(コミュニティ・スクール)の割合:38.9%(R1)→63.9%
(1)多彩な学びの場づくりと学びを生かした地域づくりの推進 (2)良質な芸術・文化体験機会の充実と文化遺産の保存・活用	■ 多様な学習機会の提供と成果を生かす取組への支援 ■ 生涯を通じた読書活動の推進 ■ 豊かな感性を育む芸術・文化体験機会の充実 ■ 芸術・文化や地域のにぎわい創出の拠点としての美術館・博物館等の活用 ■ 有形文化財や民俗文化財、記念物など文化遺産等の保存・活用	■ <u>県立美術館・近代美術館・県立博物館・農業科学館の利用者数:</u> 169,596人(R2)→375,000人 ■ <u>県立・市町村立図書館等の個人貸出冊数:</u> 2,567件(R2)→2,860件 ■ 国・県指定等文化財の件数: 785件(R2)→791件

基本方向 1 自らの未来を主体的に切り拓き、秋田を支える気概に満ちた人材を育てます

(1) 家庭や地域、企業等と連携したキャリア教育の充実

所 管 課 総務課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課

① ふるさとへの理解を深める体験的な活動等の推進〔義務、高校、^{※（ ）は関係課室}（幼保、特支）〕

ふるさとを学びのフィールドとした学習や体験的な活動等を通して、幼児児童生徒の、秋田の将来を支えながら郷土や国際社会で自立的、協働的、創造的にたくましく生き抜く力を育成します。

【主な取組】

- ・ふるさとへの愛着心の醸成につながる、自然や文化等にふれる体験的な活動等の充実
- ・社会性・自主性を育む集団宿泊活動、職場体験やインターンシップ活動等の充実
- ・地域の産業に関わる活動等、地域の活性化に貢献する活動の充実
- ・高等学校における地域課題の発見や解決に向けた探究活動の推進



田植え体験

② 社会的・職業的自立を目指した教育活動の充実〔義務、高校、（幼保、特支）〕

家庭や地域社会、企業等と連携しながら、幼児児童生徒の発達に段階に応じた系統的・組織的な学習活動や体験活動を充実させるとともに、キャリア発達を促すための学校間・校種間の連携・接続を推進し、社会的・職業的自立に向けて必要な資質・能力を育成します。

【主な取組】

- ・系統的なキャリア教育(*1)推進のための校種を超えたキャリアノート(*2)等の効果的な活用促進
- ・各校種におけるキャリア教育や小・中・高を貫くキャリア教育の充実に向けた協議会等の開催
- ・各分野の最先端で活躍する人に触れる取組の推進
- ・地域資源や地域人材を活用した取組の推進
- ・地域連携に基づくものづくり教育の充実
- ・職場体験・インターンシップ、ボランティア活動等の充実

③ きめ細かな就職支援と職場定着の推進〔高校、総務〕

県立高等学校等に就職支援員(*3)、職場定着支援員(*4)を配置し、関係各機関等との連携による就職支援及び職場定着支援を行います。

【主な取組】

- ・就職支援員等による就職相談、県内求人開拓、企業情報の提供
- ・就職情報ネットワークを活用した求人情報等の高校間での共有
- ・ふるさと企業紹介事業の充実
- ・就職準備セミナー及びコミュニケーションセミナーの推進
- ・離職に関する調査の実施・分析
- ・卒業後、早期に離職した者への支援

④ 障害等のある生徒に対する職業教育の充実と就業の促進〔特支〕

障害のある生徒一人一人の教育的ニーズに応じた職業教育(*5)や進路指導及び就労支援を実施し、障害のある生徒の職業的自立を目指します。

【主な取組】

- ・関係機関・企業との連携による職業教育及び進路指導の充実
- ・学習成果の地域企業への紹介と各特別支援学校における作業学習の取組についての情報交換を行う機会の設定
- ・家庭及び就労支援機関との協力による就労促進及び職場定着支援

⑤ 社会生活の重要課題に対応し、自立する能力の育成〔義務、高校〕

現代社会の諸課題についての学習機会を提供することにより、社会の一員としての自覚をもち、社会貢献や公共の利益を踏まえた上で自己実現を図る若者を育成します。

【主な取組】

- ・社会的自立に必要な税金、社会保険、労働者の権利・義務、消費・金融等の知識を身に付け、健全な市民意識を醸成する機会の提供
- ・環境問題等現代的な課題に対応するための資質・能力を教科等横断的な視点から育成することができる教育課程編成の推進

-
- *1「キャリア教育」：社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するために必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育のこと。
- *2「キャリアノート」：児童生徒が、キャリア教育に関する学習の履歴を記録する冊子。県教育委員会が作成しウェブサイトに掲載。小・中・高を貫いたキャリア教育の充実のために活用する。
- *3「就職支援員」：生徒の職業意識を高めるとともに、進路希望達成に向けた支援を行うため、就職を希望する生徒の多い高校に配置する人員。地域の企業への訪問等により求人の掘り起こしを行うほか、ハローワーク等との連携による就職関連情報提供や就職相談、職業紹介等を行う。
- *4「職場定着支援員」：高校生の社会的・職業的に必要な力の育成や県内就職の促進、早期離職の防止を図るために配置する人員。就職支援員のとりまとめ役となり、地域ごとに職場定着を推進する。
- *5「職業教育」：一定又は特定の職業に従事するために必要な知識、技能、能力や態度を育てる教育。主に、特定の職業に関する教育を指す。

(2) 社会の変化と要請に応える専門教育の充実

所 管 課	高校教育課
-------	-------

① 地元企業との連携強化による地域社会の発展に貢献する人材の育成〔高校〕

地元企業との連携により、最新の専門知識や技術を身に付け、課題を探究し解決する力、創造する力等を備えた地域産業の担い手を育成します。

職業に関する専門学科で身に付けた技術や能力を地域等で生かすことにより、実践的・実務的な学びの場とするとともに、学習成果を地域に還元し、地域社会との結び付きを強めます。

【主な取組】

- ・最新の専門知識や技術・資格等を有する社会人による授業の実施



産業教育フェア

- ・ 長期間の就業体験や技術ボランティアなど体験的活動の充実
- ・ 専門性を生かした就職や大学進学等に関するきめ細かな指導
- ・ 専攻科における教育活動の充実
- ・ 産業教育フェア等の学習成果の紹介と地域との交流を図る機会の充実
- ・ 専門高校等における施設・設備の更新及び新規導入の促進
- ・ 企業の専門人材の活用による教員の技術研修の実施

② 本県産業界が求める実践的、専門的な技術・技能をもつ人材の育成〔高校〕

学校と地元企業等とのネットワークを活用し、本県で成長分野と位置付けている航空機産業や情報関連産業及び I C T 等の先端技術を活用した次世代型農林水産業を担う人材の育成を図ります。

【主な取組】

- ・ 県内外の企業等の専門人材による講義及び技術研修の実施
- ・ 工業系高校での航空機関連の専門カリキュラムの充実
- ・ 専門高校での県内企業の情報技術者による実技を伴った授業の実施
- ・ 専門高校等における施設・設備の更新及び新規導入の促進（再掲）



航空機部品の加工実習

③ 起業家精神を身に付け、地域の活性化に貢献できる創造性豊かな人材の育成〔高校、（義務、特支）〕

地場産食材や地域資源を生かした商品等を企画・開発し、様々なイベントで販売したり発表したりするなどの体験的・実践的な活動を通じて思考力や創造性を高め、地域の課題解決等に果敢に挑戦するチャレンジ精神や起業家精神を持ち合わせた人材の育成を図ります。

【主な取組】

- ・ 高校間連携や学科間連携による商品開発の推進
- ・ 秋田県高等学校産業教育フェアにおける体験・研究発表会の充実
- ・ 地域産業祭やイベント、種苗交換会への参加
- ・ 新たな産業分野に対応した学習環境の整備
- ・ 地域の特性を踏まえた魅力的な旅行企画を競うツアープランニングコンテストの実施
- ・ 地域の未来を切り拓くビジネスプランニング教育の推進
- ・ 地域や地元企業と連携した起業体験活動の推進

(3) 多様な進路に対応した特性や能力の伸長

所 管 課	高校教育課
-------	-------

① 質の高い医療、多様な福祉サービスを提供する人材の育成〔高校〕

高い倫理観や社会に貢献する使命感を育み、高度な専門的知識やスキル、幅広い見識をもち、質の高い医療・福祉サービスを提供することができる人材の育成を目指します。

【主な取組】

- ・大学との連携による医療体験研修
- ・地元の病院や福祉施設での実習やインターンシップ、ボランティアなど、地域と連携した取組の推進
- ・社会人講師の活用による実践的な授業の実施

② 高等教育機関との連携の推進〔高校〕

一人一人の進路目標を早い段階で明確にし、より高いレベルでの学習に対する意欲を高め、学力の向上を図ります。

また、志の高い生徒や優れた能力をもつ生徒が大学等で学ぶ機会を充実させ、学問を極めようとする探究心と学習の成果を広く社会に還元しようとする心構えを育みます。

【主な取組】

- ・高校 1 年生を対象とした高大連携高校生サマーキャンプの実施
- ・大学コンソーシアムあきた(*1)が実施する高大連携授業への参加促進
- ・県内大学との連携協定に基づく取組の充実

③ 乳幼児との触れ合いを含む子育て理解学習の推進〔高校、(幼保)〕

幼稚園や保育所、認定こども園等と連携した保育実習を促進するとともに、将来、家庭を築き新たな命を育むライフプラン全体に関わる知識・情報を適切に提供することにより、子育てに対する意識の醸成を図ります。

【主な取組】

- ・家庭科の授業やインターンシップ、ボランティア活動における幼稚園や保育所、認定こども園等での実習の促進
- ・幼稚園や保育所、認定こども園等との交流活動を行う高等学校への支援
- ・少子化対策副読本の活用による結婚・子育て・家庭に関する学習の促進



認定こども園でのボランティア活動

*1「大学コンソーシアムあきた」：大学間連携による教育・研究の活性化や地域貢献活動の推進を図ることを目的に、県内 14 高等教育機関から構成される連携組織

【推進指標】

「新秋田元気創造プラン」の推進指標に加え本計画独自の指標を設定し、プランと一体となつて計画を推進します。

新秋田元気創造プラン(R4～R7)における指標

指 標 名	現状値 (R2) (*)	目標値 (R6)	R7 年度
高校生の県内就職率（公私立、全日制・定時制）	<u>72.5%</u>	<u>78.5%</u>	<u>80.0%</u>
将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合（小6、中3）	<u>(R1)86.2%</u>	<u>87.0%</u>	<u>88.0%</u>
高校生のインターンシップ参加率（公立）	<u>(R1)64.6%</u>	<u>65.5%</u>	<u>66.0%</u>

*プラン策定時に目標値設定の基準とした値

本計画において独自に設定する指標

指 標 名	現状 (H30)	R 6 年度
自校のキャリア教育のねらいを地域や保護者に知らせている学校の割合（小・中）	小 80.0% 中 90.3%	小 92.5% 中 95.3%
特別支援学校高等部卒業生の就職を希望する生徒の就職率	98.7%	100%
地域との連携を強化する事業を実施する学校数（県立高校）	28 校	30 校
専門性を生かしたボランティア、イベント等参加生徒数（専門高校等生徒延べ数）	652 人	800 人

基本方向 2 子ども一人一人に応じた教育の充実と確かな学力の定着を図ります

(1) 子ども一人一人に目が行き届く、きめ細かな特色ある教育の推進

所 管 課	義務教育課、高校教育課
-------	-------------

① 少人数学習の推進によるきめ細かな指導と多様性に応える教育活動の充実〔義務、高校〕

少人数学習の着実な実施と運用の改善を図りながら、児童生徒の学習意欲の向上及び学力の伸長を目指すとともに、教科指導の一層の充実と安定した学校生活の確保を図ります。

【主な取組】

- ・小・中・義務教育学校における 30 人程度学級の着実な実施と運用の改善
- ・生活集団や学習集団の少人数化によるきめ細かな指導を行うための教員や非常勤講師の配置
- ・高等学校における 35 人程度学級の拡充



ティーム・ティーチングの授業

② 特色ある教育による小・中学生の確かな学力の育成〔義務〕

学習状況調査の結果等を踏まえた授業改善の取組など、特色ある教育活動を展開します。

また、習得した知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育むとともに、学校での学びを人生や社会に生かそうとする力をかん養します。

【主な取組】

- ・全国学力・学習状況調査、県学習状況調査及び高校入試を一体として捉えた検証改善サイクルの推進
- ・検証改善委員会による全国学力・学習状況調査結果の分析と成果につながる取組等の提示
- ・児童生徒の視点に立った「分かる・できる」授業の構築を目指した学校訪問指導
- ・学力向上における市町村教育委員会との連携の強化

③ 多様な取組の推進による高校生の確かな学力の育成〔高校〕

高大連携や地域連携を推進するとともに、教育課程を教科横断的な視点で組み立てるなどのカリキュラム・マネジメント(*1)の充実を図り、自らの未来を力強く切り拓くために必要な確かな学力を育成します。

【主な取組】

- ・指導主事の学校訪問等による組織的な授業改善の推進
- ・大学教員による講義や社会人などの専門家による授業等を通じた知的好奇心の喚起
- ・SSH（スーパーサイエンスハイスクール）(*2)やSGH（スーパーグローバルハイスクール）(*3)等の研究成果の共有による探究的な学習活動の推進
- ・秋田明德館高等学校における通級指導(*4)教育の成果等の共有

《基本方向 2》

- *1「カリキュラム・マネジメント」：子どもたちの姿や地域の実情等を踏まえて、各学校が設定する学校教育目標を実現するために、組織的かつ計画的に教育課程の質の向上を図る取組
- *2「SSH（スーパーサイエンスハイスクール）」：先進的な科学技術、理科・数学教育を重点的に行う高等学校等を「スーパーサイエンスハイスクール」として指定し、理科・数学教育に重点を置いたカリキュラムの開発、大学や研究機関等との効果的な連携方策についての研究を推進し、将来、国際的に活躍し得る科学技術人材等の育成に資するための文部科学省の事業
- *3「SGH（スーパーグローバルハイスクール）」：国際的に活躍できる人材育成を重点的に行う高等学校を「スーパーグローバルハイスクール」として指定し、グローバルな社会課題、ビジネス課題をテーマに横断的・総合的な学習、探究的な学習を推進して、将来、国際的に活躍できるグローバルリーダーの育成に資するための文部科学省の事業
- *4「通級指導」：通常の学級に在籍する比較的軽度の障害のある児童生徒に対し、その障害の状態に応じ、週に1回～8回程行われる特別の指導

（2）自分で考え、表現し伝え合う能力の育成

所 管 課	義務教育課、高校教育課
-------	-------------

① 他者との関わりを通して主体的に問題を解決する探究型授業の推進〔義務、高校〕

「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組み、問題解決の基本プロセスを機能させた「秋田の探究型授業」の充実を図ります。

【主な取組】

- ・児童生徒が相互に学び合い自己の考えを深め広げるとともに、各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせ深い学びにつながる活動を意図的・計画的に取り入れた授業の推進
- ・探究型授業の充実に関する研修の実施や学校訪問等による授業改善への支援の充実
- ・高校での探究活動等実践モデル校(*1)の指定による探究的な学習活動等の取組の推進



課題解決に向けたグループ協議

② 児童生徒主体の授業の推進等による生涯を通じて学び続ける力の育成〔義務、高校〕

児童生徒主体の授業、探究的な学習活動、体験的な活動等の充実により、様々な事柄や問題に興味・関心を抱き自ら課題解決に取り組んでいく力や、多様な人々と協働して行動できる力を育成します。

【主な取組】

- ・ふるさと教育(*2)を通じた自ら学び考える力及び課題を追究する力等の育成
- ・高校1年生を対象とした高大連携高校生サマーキャンプ(*3)の実施
- ・生徒による探究的な学習活動の研究成果の共有

③ ICTの活用による情報活用能力の育成〔義務、高校〕

児童生徒が情報を受け身で捉えるのではなく、何が重要かを主体的に考え、見いだした情報を活用しながら他者と協議し、新たな価値の創造に挑んでいくために必要となる資質・能力の一つである情報活用能力を育成します。

【主な取組】

- ・学びの質を高めるためのICT活用の充実
- ・発達の段階に応じた情報モラル教育の推進
- ・小・中・高等学校段階を通じた系統的なプログラミング教育(*4)の推進

- *1「探究活動実践モデル校」：課題の発見と解決に向けた主体的・対話的で深い学びとなるための学習・指導方法などについてモデル的に研究を行う高校
- *2「ふるさと教育」：子どもたちが郷土の自然や人間、社会、文化、産業等と触れ合う機会を充実させ、そこで得た感動体験を重視することにより、①ふるさとのよさの発見、②ふるさとへの愛着心の醸成、③ふるさに生きる意欲の喚起を目指す教育
- *3「高大連携高校生サマーキャンプ」：県内大学等を会場としてガイダンスを実施し、大学で学ぶことができる学問の内容や大学卒業後の職業等について系統的に理解を深めるとともに、そのために必要となる学習への意欲を高めることにより、高校生の将来設計を支援する取組
- *4「プログラミング教育」：プログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けさせるための学習活動を計画的に行うための教育

（３）一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実

所 管 課	特別支援教育課
-------	---------

① 校内支援体制の機能強化と関係機関との連携等による特別支援教育の充実〔特支、 (幼保、義務、高校)〕

全ての教職員が特別支援教育に関する研修を継続的に受ける機会の設定や関係機関との連携強化により、特別支援教育に関する校内支援体制の充実を図ります。

【主な取組】

- ・学校運営計画への特別支援教育の明確な位置付けと年間計画に基づく全ての教員の研修受講の促進
- ・管理職及び特別支援教育コーディネーター(*1)を核とした校内支援体制づくりの強化
- ・教育的ニーズ(*2)を踏まえた「個別の指導計画」(*3)「個別の支援計画」(*4)の作成と活用
- ・学校間の引継ぎ、教育相談体制の強化



医療的ケアへの指導・助言

② 特別支援学校のセンター的機能の充実〔特支〕

地域における特別支援教育の推進拠点として、障害のある児童生徒の教育的ニーズに応じた支援を拡充するとともに、各特別支援学校の特色を生かした特別支援教育に関する情報を発信します。

【主な取組】

- ・小・中学校等への研修支援の充実
- ・教育的ニーズに応じた視覚支援学校・聴覚支援学校のサテライト教室(*5)の実施
- ・就学相談、教育相談体制の強化
- ・障害理解授業の推進と教材を含めた自校リソースの情報発信と提供の充実

-
- *1「特別支援教育コーディネーター」：障害のある幼児児童生徒の適切な支援のため、学校職員の中から指名され、保護者や関係機関に対する学校の窓口として、また、学校内の関係者や医療、福祉等の関係機関との連絡調整の役割に当たる。
 - *2「教育的ニーズ」：障害をもつ児童生徒が学校教育を受ける上で必要とされる支援
 - *3「個別の指導計画」：幼児児童生徒の一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画
 - *4「個別の支援計画」：保護者や教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関等が幼児児童生徒の障害の状態等に関わる情報を共有し、各機関の専門性を発揮しながら、生涯にわたって的確で一貫した支援を行うことを目的として作成されるもの。一般的には「個別的教育支援計画」という名称であるが、秋田県では関係部局・機関との連携の強化と協働を推進する観点から「個別の支援計画」と表記している。
 - *5「視覚支援学校・聴覚支援学校のサテライト教室」：県内（中央）に１校のみとなっている視覚支援学校・聴覚支援学校の教育や支援が他の地域でも受けられるように、県北・県南の小・中学校や公民館等に教室を設け、視覚支援学校・聴覚支援学校の教員が定期的に訪問して指導や支援、相談を行っている場

（４）就学前教育・保育の充実と小学校教育との円滑な接続

所 管 課	幼保推進課、義務教育課
-------	-------------

① 就学前教育・保育の質的充実の推進〔幼保〕

本県の就学前教育・保育指針の普及とともに、保育者に対する多様な研修機会の提供等を通して、乳幼児期にふさわしい教育・保育の在り方への理解促進を図ることなどにより、保育者の専門性向上を支援し、教育・保育の質的充実を推進します。

【主な取組】

- ・「秋田県就学前教育振興アクションプログラムⅡ」(*1)の普及による乳幼児期にふさわしい教育・保育の在り方や育成すべき資質・能力等への理解促進
- ・保育者の専門性向上を図る体系的な研修機会の提供
- ・「園内研修リーダー養成講座」等の実施による、園内研修を推進する保育者のスキルアップの支援
- ・就学前施設への訪問指導による、教育・保育の改善に向けた保育者の主体的な取組の支援



保育者の合同研修

② 就学前教育・保育と小学校教育の円滑な接続〔幼保、義務〕

県と市町村が連携して、地域における就学前教育・保育の推進体制を拡充するとともに、就学前施設と小学校における生活や学びの連続性を確保する指導計画の改善を支援するなど、就学前教育・保育と小学校教育との円滑な接続を推進します。

【主な取組】

- ・市町村における「教育・保育アドバイザー」(*2)の配置の拡充
- ・各種研修及び訪問指導等による就学前施設の年間指導計画の改善の促進
- ・大学教員等専門家の指導による就学前施設と小学校の合同研修会等の開催

*1「秋田県就学前教育振興アクションプログラムⅡ」：平成 31 年 3 月に策定した本県における就学前保育・教育の指針。幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づきながら、本県の乳幼児を取り巻く課題に応じ、推進の重点及び具体的な取組を記載している。

*2「教育・保育アドバイザー」：就学前教育・保育の質の向上を目指し、各施設等を巡回して指導・助言等を行う者

（５）将来を牽引する科学技術人材の育成

所 管 課	義務教育課、高校教育課
-------	-------------

① 関係機関との連携による科学への興味や関心を促す取組の推進〔義務、高校〕

理数教育や専門教育における学校間連携や高大連携の取組等の充実により、科学への興味・関心を高めます。

【主な取組】

- ・大学等と連携して行う科学講座や教員研修の実施
- ・生徒の科学的な思考力を育むことを目的とした学習機会の設定（科学の甲子園全国大会秋田県予選会、理数科合同研究会の実施等）

- ・プログラミング教育の推進のための教員研修の実施と教育環境の整備
- ・SSH（スーパーサイエンスハイスクール）指定事業の研究成果の共有と高大連携の推進（秋田県SSH指定校合同研究発表会、サイエンスカンファレンスの実施等）

② 専門性の深化や施設の整備など理系人材の育成に向けた取組の充実〔高校〕

高校における課題研究等の探究的な学習活動を充実させ、自ら課題を発見し、解決するために必要な資質・能力を育みます。

【主な取組】

- ・SSH（スーパーサイエンスハイスクール）指定校事業等の充実
- ・博士号教員(*1)による出前授業やサイエンスカンファレンスによる課題研究等の指導の充実
- ・海外の高等学校との課題研究を通じた交流
- ・専門高校等における施設・設備の更新及び新規導入の促進（再掲）
- ・専門性を生かした就職や大学進学等に関するきめ細かな指導の充実



高校生によるポスターセッション

③ 情報及びものづくり関連産業人材の育成〔高校〕

産業技術分野の企業等と連携し、ものづくりを通して地域社会の持続的な発展を担う人材の育成を図ります。

【主な取組】

- ・県内外の企業等の専門人材による講義及び技術研修の実施（再掲）
- ・工業系高校での航空機関連の専門カリキュラムの充実（再掲）
- ・専門高校での県内企業の情報技術者による実技を伴った授業の実施（再掲）
- ・長期的な就業体験活動の推進
- ・職業資格の取得やものづくりコンテスト参加等への支援

*1「博士号教員」：博士号を保有している教員。高度な専門知識や優れた技能を生かし、学力向上や授業改善などに資する取組を行う。

【推進指標】

「新秋田元気創造プラン」の推進指標に加え本計画独自の指標を設定し、プランと一体となつて計画を推進します。

新秋田元気創造プラン(R4～R7)における指標

指 標 名	現状値 (R2) (*)	目標値 (R6)	R7 年度
<u>学んだことを振り返って次の学習につなげることができる児童生徒の割合（小6、中3）</u>	二	<u>89.0%</u>	<u>90.0%</u>
<u>大学志望達成率（公私立、全日制・定時制）</u>	<u>88.3%</u>	<u>89.0%</u>	<u>90.0%</u>
特別支援教育に関する研修を受講した高校教員の割合	<u>72.5%</u>	<u>81.0%</u>	<u>84.0%</u>
<u>就学前教育・保育アドバイザーを配置している市町村数</u>	<u>6 市町村</u>	<u>9 市町村</u>	<u>10 市町村</u>

*プラン策定時に目標値設定の基準とした値

本計画において独自に設定する指標

指 標 名	現状 (H30)	R 6 年度
学校図書館等で多様な図書資料等を活用した授業を、学期に数回程度又はそれ以上の頻度で計画的に行う学校の割合（小・中）	小 90.3% 中 61.9%	小 90.3% 中 66.9%
特別支援教育に関する校内研修を実施した学校等の割合	79.5%	84.5%

基本方向3 世界で活躍できるグローバル人材を育てます

(1) グローバル化に対応した英語教育の推進

所 管 課	高校教育課
-------	-------

① 英語コミュニケーション能力育成に向けた小・中・高一貫した授業改善の促進 〔高校、(義務)〕

全ての小・中・高等学校等においてCAN-DO形式の学習到達目標リスト(*1)を適切に活用するとともに、授業改善を行う拠点校の優れた実践を域内の学校に波及させ、授業改善を図ります。

また、ALT(外国語指導助手)(*2)をティーム・ティーチングの授業やパフォーマンステスト(*3)等で積極的に活用し、児童生徒の英語コミュニケーション能力を育成します。

【主な取組】

- ・CAN-DO形式の学習到達目標リストの運用・改善の実施
- ・表現力の向上を図るためのパフォーマンステストの実施
- ・外部試験等の活用
- ・各研究指定校における成果の共有及び普及
- ・ALTによる教育活動の充実

② 教員の指導力及び英語力向上のための実践的研修の充実〔高校、(義務)〕

実践的な授業研修を実施するとともに、学校訪問における指導等を通して、外国語活動担当教員・英語担当教員の英語力及び指導力の向上を図ります。

また、外部試験等を活用した自己研鑽の機会を提供し、教員の英語力向上を図ります。

【主な取組】

- ・小学校外国語教育集中実践セミナーの実施
- ・中・高英語担当教員授業力向上実践研修の実施
- ・教員の英語力向上研修の実施
- ・外国語担当指導主事等による小・中・高等学校等への学校訪問指導の実施

③ 英語コミュニケーション能力を育成するための機会の充実〔高校、(義務)〕

児童生徒が外国の人々と英語で積極的にコミュニケーションを図り、異文化に触れることができる機会を提供し、グローバル社会で活躍できる人材の育成を目指します。

【主な取組】

- ・小学校3年生から高校3年生を対象とするイングリッシュキャンプ(*4)や高校生を対象とするリベラルアーツセミナー(*5)の充実
- ・高校生米国語学研修の実施
- ・学校やイングリッシュキャンプにおける留学生や外部講師等との交流の充実
- ・高校生即興型英語ディベート大会の実施



イングリッシュキャンプ

-
- *1「CAN-DO形式の学習到達目標リスト」：学習到達目標を英語を用いて「～することができる」という能力記述文の形で設定したもの
 - *2「ALT（外国語指導助手）」：Assistant Language Teacher の略で、学校又は教育委員会に配属され、日本人外国語担当教員（英語科教員）の助手として授業を補助したり、教育教材の準備や英語研究会のような課外活動に従事したりする外国人講師
 - *3「パフォーマンステスト」：外国語（英語）表現の能力を評価するためのスピーキングテスト、ライティングテスト等の総称
 - *4「イングリッシュキャンプ」：ALT等と共に過ごし、生きた英語や異文化等を体験する英語漬けの合宿
 - *5「リベラルアーツセミナー」：イングリッシュキャンプのメニューの一つ。高校生を対象に、グローバル社会で求められる幅広い視野と教養、英語コミュニケーション能力を高めることを目的としている。

（２）学校等における多様な国際教育の展開

所 管 課	高校教育課
-------	-------

① 大学や外部専門機関等と連携した海外体験の共有や異文化理解の促進〔高校、（義務）〕

県内大学への留学生や海外経験豊かな各分野で活躍している人材との交流等により、自国文化と異文化に対する理解を深め、それぞれの価値観を尊重する態度を育成します。

【主な取組】

- ・学校やイングリッシュキャンプにおける留学生や外部講師等との交流の充実（再掲）
- ・ALTとの交流活動の充実
- ・海外の高等学校との交流の推進
- ・高等学校での第二外国語（韓国語、中国語、ロシア語等）の授業の充実
- ・海外からの留学生の受入れの促進
- ・高等学校におけるグローバルリーダーを育成する取組への支援

② 海外における異文化体験活動の促進〔高校、（義務）〕

海外での体験活動を通して現地の人々と触れ合い、国際的視野を広げ、異文化に対する理解を深めるとともに、英語学習に対する意欲を高めます。

【主な取組】

- ・高校生米国語学研修の実施（再掲）
- ・高校生の海外への修学旅行に対する支援
- ・高校生の海外留学への支援



高校生米国語学研修

【推進指標】

「新秋田元気創造プラン」の推進指標に加え本計画独自の指標を設定し、プランと一体となって計画を推進します。

新秋田元気創造プラン(R4～R7)における指標

指 標 名	現状値 (R2) (*)	目標値 (R6)	R7 年度
英検 3 級相当以上の英語力を有する <u>中学校</u> 3 年生の割合	<u>(R1) 39.1%</u>	<u>58.0%</u>	<u>60.0%</u>
<u>英語ディベート交流会等への参加生徒数</u>	<u>61 人</u>	<u>115 人</u>	<u>120 人</u>

*プラン策定時に目標値設定の基準とした値

本計画において独自に設定する指標

指 標 名	現状 (H30)	R 6 年度
英検準 2 級 <u>相当以上</u> の英語力を有する高校 3 年生の割合	53.3%	68.0%
小学校教員数に対する、小学校外国語活動 教員研修等を受講済みの教員の比率(累積)	23.6%	35.0%
高校教育課が行う中・高英語担当教員を対 象とした授業力向上のための研修受講者数 (累積)	147 人	750 人
中・高英語担当教員のうち授業の半分以上 を英語で行っている者の割合	68.1%	80.0%

基本方向 4 豊かな人間性と健やかな体を育みます

(1) 規範意識や他人への思いやりなど豊かな心の育成

所 管 課	幼保推進課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、生涯学習課
-------	---------------------------------

① 人権教育の充実による互いを尊重し合う態度の育成〔幼保、義務、高校、特支〕

人権教育を「全教育活動を通して取り組む教育課題」として位置付け、人権の意義や内容、その重要性について、幼児児童生徒の理解を深めさせるとともに、自他の人権を守ろうとする意識・意欲・態度の育成を図ります。

【主な取組】

- ・ 日本国憲法や子どもの権利条約等に基づき、人権に関する知的理解を深め、人権感覚が身に付く、児童生徒が主体的に取り組む学習の推進
- ・ 「男女共同参画教育副読本」の活用等による男女共同参画に関する学習の推進
- ・ 学習に活用できる北朝鮮による日本人拉致問題啓発アニメDVD「めぐみ」等拉致問題に関する映像作品等の紹介
- ・ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る幼児児童生徒への支援
- ・ 異文化理解を促し、共生の姿勢を育てる学習の推進

② 学校・家庭・地域の連携による思いやりや心のつながりを大切にする道德教育の充実〔義務、高校、特支〕

人間としてよりよく生きるための基盤となる道德性を育成するため、授業においては、「考え、議論する道德」への転換を図るとともに、学校・家庭・地域社会が連携した取組を充実させ、児童生徒の内面に根ざした道德性を育成します。

【主な取組】

- ・ 道德科を要とした教育活動全体における道德教育の推進体制の確立への支援
- ・ 児童生徒の道德性の向上を図るための家庭や地域社会との連携強化
- ・ 学校の特色や課題に応じた指導内容の重点化への支援
- ・ 学校・家庭・地域が連携しながら、地域社会全体で生命尊重と思いやりを中心とした道德教育について認識を深める活動の推進



登校時のあいさつ運動

③ 生徒指導の充実と指導体制の整備〔義務、高校、特支〕

自己肯定感・自己有用感を育成するとともに、集団生活における約束・規則を遵守することの大切さを自覚させた上で集団の一員としての帰属意識を高め、自己指導能力の伸長を図るための活動の充実を図ります。

【主な取組】

- ・ 生徒指導における小・中・高連携による校種間の円滑な接続の推進
- ・ 「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果分析及び活用
- ・ 「学校における生徒指導のための共通実践事項」の全教職員の共通理解による指導の推進

④ 教育相談体制の充実等による不登校・いじめ問題等への対応〔義務、高校、特支、生涯〕

児童生徒が自己有用感を高め、安心して学校生活を送ることができるよう、生徒指導の充実に努めるとともに、いじめ・不登校等の未然防止や早期発見、適切な対処、教育相談や学習支援体制の整備、生活改善指導等の強化を図ります。

【主な取組】

- ・スクールカウンセラー(*1)等との協力による校種間を貫く教育相談体制の充実
- ・「いじめは決して許されない」ことの児童生徒への理解の徹底とアンケート調査等によるいじめの未然防止・早期発見の推進
- ・いじめ防止等に向けた実効的な対応を行う校内組織の設置や連絡協議会等の開催
- ・不登校やひきこもりの児童生徒への学習支援や生活改善指導の実施
- ・居場所づくりや絆づくりを通じた不登校未然防止の取組の充実
- ・教職員が生徒の変化に気づき、迅速かつ組織的に対応する力の向上
- ・ネットパトロールの実施や検知した不適切な投稿への対応に関する学校への支援
- ・あきた県庁出前講座「大人が支える！インターネットセーフティ」の講座内容の充実

⑤ 豊かな人間性を育む問題解決型プログラムを導入した体験活動の実施〔生涯〕

少年自然の家等の教育施設における集団宿泊活動や問題解決型プログラムを通じて、たくましく社会を生き抜く力、郷土の自然や文化を愛する心、自律性、協調性、創造性、思いやりの心など、豊かな人間性を育みます。

【主な取組】

- ・少年自然の家等における長期宿泊体験活動やプロジェクトアドベンチャー(*2)の推進
- ・幅広い年齢層に応じたプログラム開発やセカンドスクールの利用(*3)の推進等体験活動を通じた多様な学びの充実



自然体験活動

*1「スクールカウンセラー」：心理療法で児童生徒や保護者が抱える心の問題を改善・解決していく心理の専門家

*2「プロジェクトアドベンチャー」：仲間と協力しながら課題を解決していく中で、人間として成長するための「気づき」を体験し、信頼関係を構築する教育プログラム

*3「セカンドスクールの利用」：芸術・文化施設や少年自然の家などの教育施設等を体験的な学習活動の場として利用する方法。学校の授業時数としてカウントできる。

（２）共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの(*1)構築

所 管 課	特別支援教育課、生涯学習課
-------	---------------

① 特別支援教育に対する理解の推進〔特支、（幼保、義務、高校）〕

全ての地域における関係機関の連携、障害のある児童生徒等が地域の方々と共に活動する場づくりを推進します。

【主な取組】

- ・児童生徒の障害等に応じた学びの場の整備の推進
- ・関係機関のネットワークを機能させる個別の支援計画の作成・活用

- ・地域を活用した学習活動の充実と障害のある方と障害のない方との相互理解の推進
- ・地域や関係機関、NPO等の活動やイベント等への積極的な参画
- ・大規模災害を想定した地域と合同の避難訓練の実施と防災教育の充実
- ・特別支援教育に関する積極的な情報の発信

② 交流及び共同学習の推進〔特支、（幼保、義務、高校）〕

障害のある子どもが、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、地域の同世代の子どもや人々と可能な限り共に学ぶことができる環境づくりを推進します。

【主な取組】

- ・障害のある児童生徒等が地域の方々と共に活動する場づくりの推進
- ・スポーツ、文化・芸術活動等を通じた障害のある子どもと障害のない方々との相互理解の推進
- ・学校行事や教科学習等における交流及び共同学習の推進
- ・特別支援学校に在籍する児童生徒が各々の居住する地域の小・中学校等で行う居住地校交流の推進
- ・全ての校種における計画的な障害理解授業の推進



障害理解授業

③ 障害者の生涯学習の推進〔特支、生涯〕

障害者が生涯にわたって、教育、芸術、文化、スポーツ等の様々な機会に親しみ、豊かな人生を送ることができるよう、障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実を図ります。

【主な取組】

- ・障害者のための生涯学習支援連絡協議会等の開催による連携体制の構築
- ・学校卒業後における障害者の学びの支援に関する調査研究の実施

*1「インクルーシブ教育システム」：障害者が精神的及び身体的な能力を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とする目的のもと、障害のある方と障害のない方が共に学ぶ仕組み

（３）生涯にわたってたくましく生きるための健やかな体の育成

所 管 課	保健体育課
-------	-------

① 学校体育の充実と運動部活動の活力アップに向けた多様な取組の推進〔保体〕

秋田の将来を担う子どもたちの生きる力を支える体力の維持・向上を図るとともに、運動部活動指導者の資質向上と生徒の運動技能向上を図ります。

【主な取組】

- ・子どもたちの望ましい運動習慣の確立と体力の維持・向上に向けた取組の推進
- ・研修を通じた先進的な指導法等の共有による教員の指導力の向上と授業の充実
- ・地域人材の活用による授業の充実と運動部活動への支援
- ・中・高等学校運動部活動の普及・育成や競技力向上を図る取組の推進
- ・部活動時間・休養日の設定と遵守の推進
- ・部活動指導員の拡充

② 関係機関との連携による健康教育と食育の更なる充実に向けた取組の推進〔保体、
（幼保、義務、高校）〕

児童生徒の健康の保持増進や健康課題の解決に向けた取組等への支援など、教育活動全体を通じた健康教育と食育の充実を図ります。

【主な取組】

- ・医療関係者など有識者による連絡協議会の開催等、関係機関等との連携の強化
- ・学校・家庭・地域が一体となった基本的生活習慣の改善等に関する学校保健活動の推進
- ・学校給食施設における衛生管理等の徹底のための指導の充実
- ・食物アレルギーに関する研修会等の開催による教職員の資質・能力の向上



食育授業（みそづくり）

【推進指標】

「新秋田元気創造プラン」の推進指標に加え本計画独自の指標を設定し、プランと一体となって計画を推進します。

新秋田元気創造プラン(R4～R7)における指標

指 標 名	現状値 (R2) (*)	目標値 (R6)	R7 年度
自分にはよいところがあると思っている児童生徒の割合（小 6、中 3）	<u>(R1) 86.0%</u>	<u>88.0%</u>	<u>89.0%</u>
<u>低年齢化に対応したインターネット環境整備に関する講座を実施した市町村数（累積）</u>	<u>7 市町村</u>	<u>21 市町村</u>	<u>25 市町村</u>
特別支援学校 <u>小・中学部生徒との居住地校交流を実施した小・中学校の割合</u>	<u>38.7%</u>	<u>46.0%</u>	<u>48.0%</u>
運動やスポーツをすることが <u>好きな</u> 児童生徒の割合（小 5、中 2）	<u>(R1) 65.9%</u>	<u>66.5%</u>	<u>67.0%</u>

*プラン策定時に目標値設定の基準とした値

本計画において独自に設定する指標

指 標 名	現状 (H30)	R 6 年度
認知したいじめの解消率（国公立、小・中・高・特別支援）	93.2%	95.0%
高校生の中途退学率（国公立）	0.9%	0.7%
全県の幼児・児童・生徒数に対するセカンドスクールの利用人数の割合	101.0%	100.0%
居住地校交流を行っている特別支援学校の小・中学部児童生徒数の割合	26.7%	27.2%

基本方向 5 子どもの成長を支える魅力的で良質な学びの場をつくります

(1) 質の高い学習の基盤となる教育環境の整備

所 管 課	総務課、総務課施設整備室、幼保推進課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、生涯学習課、保健体育課
-------	--

① 教職員の資質能力の総合的な向上を図る研修等の実施〔幼保、総務、義務、高校、特支〕

生徒指導力・教科等指導力等の実践的指導力、マネジメント能力やリーダーシップ等を養成するキャリアステージに応じた教職員研修を実施するとともに、各学校（園）の課題解決に向けた校内研修を推進し、教職員の資質能力の総合的な向上を図ります。

また、情報モラルに基づいた I C T の活用などによる協働型・双方向型学習の推進を目指し、教員の I C T 活用指導力の向上を図ります。

【主な取組】

- ・秋田県教員育成指標等を活用した研修の充実と、教員等の資質の向上策に係る P D C A サイクルの確立
- ・教職員のキャリアステージや職務に応じた実践力を高める研修の実施
- ・教育専門監(*1)を活用した教員の指導力向上に向けた取組の充実
- ・プログラミング教育に関する研修への支援
- ・「主体的・対話的で深い学び」につながる授業づくりと組織的な授業改善に関する取組の推進
- ・学校の課題解決に向けた校内研修に対する支援
- ・I C T 活用と情報モラル教育の推進に係る研修の充実

② 教員研修などに関する異なる校種間の連携強化〔幼保、義務、高校、特支〕

校種によって異なる教育課程の編成や指導内容・方法等について、進学時の児童生徒の戸惑いやつまづきなどの課題を解決するための取組や、円滑な接続を図るための異なる校種間での研修交流を進めます。

【主な取組】

- ・幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校との円滑な接続・連携に対する研修の充実
- ・中 1 ギャップ(*2)解消等をねらいとした小・中の合同実践及び合同研修の推進
- ・中学校及び高等学校の授業参観機会の提供による、互いの指導内容や指導方法の充実
- ・特別支援教育充実の核となる教員の育成に向けた小・中学校及び義務教育学校と特別支援学校の研修人事交流の推進
- ・指導主事の学校訪問による授業研究会等における、他校種・他教科の教職員と合同で行う授業参観及び研究協議の促進
- ・指導主事の他校種への学校訪問による他校種の教育活動への理解と連携の促進
- ・校種や教科の枠を超えた総合教育センターにおける専門研修の実施



授業研究会

③ 校種や教科特有の課題に対応した多様な研修の実施〔義務、高校、特支〕

校種や教科の特性に応じた授業力の向上を図る研修など、多様な研修を実施します。

【主な取組】

- ・ 企業の専門人材の活用による教員の技術研修の実施
- ・ 特別支援学級や通級指導教室、障害等のある児童生徒が在籍している通常の学級における学級・教室及び学校全体のニーズに応じた研修の支援
- ・ 授業改善に向け、教科等の枠を超えた授業研究会の推進
- ・ 指導主事が学校に訪問して行う授業研究会等における、他校種・他教科の教職員と合同で行う授業参観及び研究協議の促進（再掲）

④ 活力に満ちた魅力ある教育環境づくりの推進〔高校、特支、(施設)〕

県民の理解を得ながら県立学校の再編整備や改築等を進めるとともに、教育環境の質の向上を図り、活力に満ちた魅力ある教育環境づくりを推進します。

【主な取組】

- ・ 秋田県高等学校総合整備計画による高等学校の学校規模の適正化と望ましい配置の実現
- ・ 秋田県特別支援教育総合整備計画による教育的ニーズに応じた特別支援学校の整備の推進
- ・ 能代地区専門系統合校や鹿角小坂地区統合校の開校に向けた取組の推進
- ・ 横手高等学校、大曲高等学校、比内支援学校、栗田支援学校小学部棟の校舍改築
- ・ 金足農業高等学校の整備方針の検討



能代地区専門系統合校完成イメージ

⑤ 地域や家庭に開かれた学校（園）づくりの推進〔総務、幼保、義務、高校、特支、生涯〕

各学校（園）が教育活動その他の学校運営の状況を保護者や地域住民等に積極的に公開します。また、保護者や地域住民等の意見やニーズを学校運営に反映させるために、学校運営協議会の設置（コミュニティ・スクールの導入）を推進し、開かれた学校づくりに引き続き取り組みます。

【主な取組】

- ・ 「みんなの登校日」(*3)など地域と学校が互いの力を生かし合う取組の推進
- ・ 家庭や地域社会との連携による児童生徒の体験活動等の充実
- ・ 保護者や地域住民が学校運営に参画する学校運営協議会の設置の推進

⑥ 安全・安心な学校施設の整備〔施設〕

学校施設の老朽化対策など、安全・安心で質の高い施設の整備を推進します。整備に当たっては、省エネルギー化やエコスクール化、木材利用、バリアフリー化に配慮します。

また、市町村が設置する学校施設等についても計画的に整備が進められるよう、助言・指導を行います。

【主な取組】

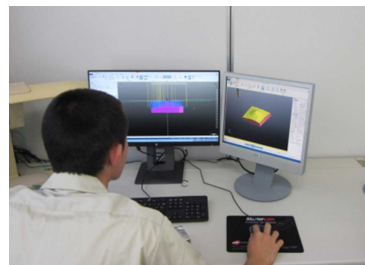
- ・老朽化した学校施設の改築・長寿命化改修
- ・高等学校の再編整備に伴う学校施設の整備
- ・あきた公共施設等総合管理計画に基づく計画的な修繕

⑦ ICT環境の整備の充実〔高校、特支〕

県立学校において、授業改善や校務の効率化に向け、ICT環境の整備を充実します。

【主な取組】

- ・時代の変化に対応したICT環境の整備の推進
- ・ICT活用による学習指導の充実



コンピュータ実習

⑧ 安全・安心で質の高い社会教育環境の充実〔生涯〕

幼児から児童生徒、大人まで、幅広い利用がある社会教育施設の修繕等により、安全・安心で質の高い社会教育環境を提供します。

【主な取組】

- ・老朽化した社会教育施設の修繕、備品等の更新
- ・社会教育施設の機能の見直し等、今後の施設の在り方の検討

⑨ 私立学校の運営や高校生、大学進学者等に対する経済的支援〔総務、幼保、高校〕

私立学校を設置する学校法人に対し学校運営や教育活動に対する支援を行い、私立学校教育の振興を図ります。

また、経済的な理由等により修学が困難となっている高校生等の家庭に対して経済的支援を行い、修学しやすい環境づくりを推進し、教育の機会均等を図ります。

【主な取組】

- ・私立学校の運営等に係る経費や魅力ある教育活動に対する支援
- ・高等学校の授業料負担の軽減を図るための就学支援金の支給
- ・低所得者世帯に対する学用品費等授業料以外の教育費負担の軽減を図るための奨学給付金の支給
- ・高校生や大学進学者等に対する奨学金の貸与

*1「教育専門監」：教科指導等に卓越した力を有する教諭を教育専門監として認定し、その資質能力を複数の学校に活用し、学校の教育力を高めることをねらいとする本県独自の取組。平成18年度に導入。主な職務は、小・中学校の場合、本務校及び兼任校でのチーム・ティーチングによる授業実践、教育実践の紹介、市町村各種研修会等の講師など。

*2「中1ギャップ」：小学生から中学1年生に進学した際に、それまでとは異なる環境に対応できず、いじめが起きたり不登校等になったりする現象

*3「みんなの登校日」：保護者や地域住民に学校（園）を公開し、児童生徒の学習場面等を見学する機会を設ける日

(2) 多様なニーズに対応した教育機会の提供

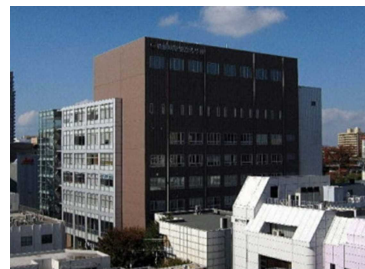
所 管 課	義務教育課、高校教育課
-------	-------------

① 就学機会の提供に向けた教育環境の整備〔高校〕

不登校を経験した児童生徒、高等学校の中途退学者や社会人に対して就学機会が提供できるよう、教育環境を整えます。

【主な取組】

- ・ 定時制課程の整備
- ・ 通信制課程の利便性の向上
- ・ 地域の施設や関係機関との積極的な連携



秋田明徳館高等学校
(定時制・通信制)

② 校種間の連携による学習内容の定着支援〔高校〕

高等学校への進学率が98%を超え、多様な生徒が入学している状況の中、入学後の指導の在り方や授業の進め方についてのきめ細かな配慮、生徒の実態に応じた指導法の改善等が求められていることを踏まえ、各校の実情に応じて校種を超えた学習内容の定着を図ります。

【主な取組】

- ・ 中学校と高等学校の円滑な接続に向けた授業改善の充実
- ・ 高等学校における義務教育段階での学習内容の定着に向けた取組の充実

③ 帰国児童生徒、外国人児童生徒等への教育推進〔義務、(高校)〕

日本語指導や学校生活への適応への支援を行い、帰国児童生徒や外国人児童生徒等の学校への円滑な適応を図ります。

【主な取組】

- ・ 日本語教育等を必要とする児童生徒が在学する学校への教員の加配
- ・ 個々の履修状況や理解状況に応じた指導の実施

(3) 教職員の指導体制・指導環境の整備

所 管 課	総務課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、福利課
-------	-----------------------------

① 教職員の高齢化や職員数減少に対応するための採用・配置〔義務、高校〕

全国的な教員不足や教員を目指す若者の減少、教員の大量退職・採用期に入ったことに対応し、新規採用教員枠の拡大と優秀な人材の確保に努め、教員の年齢構成バランスを考慮した学校組織の活力の維持・向上を図ります。

また、少人数学習や特色ある取組など地域の実情に即した教職員の配置に努めるとともに、学校事務の共同実施の充実に取り組みます。

【主な取組】

- ・ 採用候補者選考試験における他県教諭や講師登録者等に対する優遇措置の実施
- ・ 採用候補者選考試験合格者のうち、大学院に在学し、又は進学予定の者に対する修士課程修了までの採用保留措置（在学中1年間、進学予定者2年間）の実施
- ・ 県教育委員会が指定する大学等における大学推薦特別選考の実施

- ・教職大学院を修了する見込みの者及び修了後 2 年を経過するまでの者に対する特別選考の実施
- ・それぞれの専門分野で顕著な能力を有する者等の特別選考の検討
- ・少人数学習や特色ある取組への教員等加配の実施
- ・学校事務の共同実施への人的支援

② 授業の活性化と学校運営機能の強化〔総務、義務、高校、特支、（保体）〕

学校マネジメント機能の強化や適切な教職員配置による教員の事務負担の軽減、外部人材の活用等を図るとともに、事務職員の専門性向上に努め、学校運営機能の強化を図ります。

また、学校間・地域間での情報・実践連携を密にし、「知の共有化」を通して人材育成と学校の活性化を図ります。

【主な取組】

- ・副校長や教頭の複数配置等による学校マネジメント機能の強化
- ・C T（中核教員）（*1）及び教育専門監の活用による教員の資質能力の向上
- ・事務職員の研修体系の整備と内容の充実
- ・学校事務の共同実施の機能強化
- ・危機発生時における様々な場面に応じた対応の在り方の検証・改善



教科指導 C T 研修会

③ 教職員の資質能力向上のための人事評価システムの充実〔総務、義務、高校、特支〕

人事評価を秋田県教員育成指標におけるキャリアステージと関連させ、評価の結果を効果的な人材育成と人事配置、ひいては学校運営の活性化につなげます。また、目標による管理手法を用いて教職員一人一人の資質能力の向上と意欲の喚起を図ります。

【主な取組】

- ・自らのキャリアステージと関連付けた人事評価の推進
- ・学校活性化のための人事評価システムの充実
- ・人事評価に係る管理職研修の充実
- ・教職員の人事評価システムの推進

④ 異なる校種等との人事交流の推進〔義務、高校、特支〕

異なる校種間や私立高等学校等との人事交流を推進し、教員の資質・指導力の向上を図るとともに、学校の活性化、特色ある学校づくりに生かします。

【主な取組】

- ・私立高等学校、他県との人事交流等
- ・小・中学校、義務教育学校及び高等学校と特別支援学校との人事交流
- ・教員の校種間異動

⑤ 教職員の多忙化防止策の推進〔総務、義務、高校、特支、保体〕

各学校、市町村教育委員会に対して校務分掌の改善や年次有給休暇等を取得しやすい環境づくりなどに積極的に取り組むよう働きかけるほか、各学校における多忙化防止の具体的な取組の実態を把握し、業務改善が着実に実施されているかを検証するなど、多忙化を防止するための様々な対策に引き続き取り組みます。

【主な取組】

- ・ 会議や調査等の精選等不断の見直し
- ・ 部活動の休養日と活動時間の見直しによる適正化の推進
- ・ 多忙化解消についての協議会の開催
- ・ 教職員の多忙化に係る実態調査の実施と検証
- ・ 長期休業中の学校閉庁日の拡充
- ・ 管理職のマネジメント力の強化
- ・ 市町村教育委員会への協力依頼や支援
- ・ スクールサポート・スタッフや部活動指導員の配置による効果の検証

⑥ 教職員の健康管理の推進〔総務、義務、高校、特支、福利〕

学校規模に関わらず全ての学校で教職員の労働安全衛生管理体制を強化するとともに、教職員の健康の保持増進、疾病の早期発見及び早期対応等に向けた取組を推進します。

【主な取組】

- ・ 定期健康診断等の実施と事後指導の徹底
- ・ 健康づくり事業の充実及び管理監督者等の安全衛生管理研修の実施
- ・ ストレスチェックの実施など教職員のメンタルヘルス対策の充実
- ・ 病気休職者の円滑な職場復帰と再発防止に向けた支援
- ・ 教職員の多忙化防止に関する計画に基づく快適な職場環境づくりの推進

*1「C T（中核教員）」：地域の教科教育の中核的な役割を担う教員をC T（コア・ティーチャー：中核教員）として委嘱し、県教育委員会が行う研修会における研究授業の提示や地域の教科指導のネットワークづくり等に当たる。

（４）学校・家庭・地域の連携・協働による子どもを育む体制の構築

所 管 課	生涯学習課、保健体育課
-------	-------------

① 地域社会全体で子どもたちの成長を支えていく体制の構築〔生涯、（義務、高校、特支）〕

地域学校協働活動(*1)の体制整備と人材の養成や県内公立学校へのコミュニティ・スクール(*2)の更なる導入に向けた取組等を推進するとともに、地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの一体的な取組を支援します。



ボランティアによる見守り活動

【主な取組】

- ・協働活動、放課後子ども教室(*3)、地域未来塾(*4)の運営支援、地域学校協働本部(*5)によるこれら活動の一体的な実施の促進
- ・社会教育主事(*6)の計画的な養成、統括コーディネーター等の地域学校協働活動推進員(*7)の配置促進など地域学校協働活動を支える人材の養成と活用
- ・コミュニティ・スクールに関する教職員等への理解の促進、運営体制整備への支援
- ・児童生徒のボランティア活動や地域活動等への参加の促進
- ・県外の児童生徒と秋田の子どもたちが、秋田の教育や自然を通じて交流する教育留学の推進
- ・子どもたちの健全なインターネット利用を大人が支える仕組みづくりの推進

② 地域社会全体で学校安全に取り組む体制の整備〔保体、(幼保、義務、高校、特支)〕

子どもたちが安全・安心に過ごすことができるよう、地域や関係機関との連携・協働による質の高い学校安全の取組を推進します。

【主な取組】

- ・安全教育担当職員の資質向上を図る生活安全・交通安全・災害安全研修会の実施
- ・安全教育の充実を図る専門知識を有する外部講師の学校等への派遣
- ・安全教育・組織活動の充実及び安全管理の強化に向けた学校訪問指導の実施
- ・家庭、地域、関係機関と連携・協働した効果的な学校安全の取組に対する支援



総合防災訓練

③ 地域の多様な人材で構成される家庭教育支援の体制づくり〔生涯、(義務、高校、特支)〕

地域の人材がチームで家庭教育に関する相談活動や学習機会の提供を行うなど、地域全体で家庭教育を支える取組や体制づくりを支援します。

【主な取組】

- ・家庭教育支援を担う人材の育成と家庭教育支援チームの組織化の推進
- ・家庭教育支援チームによる相談や学習機会の提供への支援
- ・子育ての悩みや不安等を抱える家庭に対するアウトリーチ型支援（訪問型家庭教育支援）の充実

*1「地域学校協働活動」：学校支援活動、放課後や土曜日の学習支援、家庭教育支援及び学びによるまちづくり等の地域活動等により、地域と学校が協働して子どもたちの成長を支えていく取組

*2「コミュニティ・スクール」：保護者や地域住民が学校運営に参画するための学校運営協議会が設置された学校

*3「放課後子ども教室」：各市町村において、小学校の余裕教室や地域の児童館・公民館等を活用して、全ての子ども（主に小学生）を対象に、地域住民の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域との交流機会を提供する取組

*4「地域未来塾」：各市町村において、児童・生徒への学習支援を大学生や教員OB、NPOなど地域住民の協力により学習支援を行う取組

*5「地域学校協働本部」：地域学校協働活動に参画する地域の構成員の総称。地域学校協働活動の企画や地域・学校との連絡調整を行う地域学校協働活動推進員(*7)や地域ボランティア等から構成される。

*6「社会教育主事」：都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に置かれる専門的教育職員で、社会教育を行う者に対する専門的・技術的な助言・指導や、学校の求めに応じて必要な助言を行う。

*7「地域学校協働活動推進員」：地域の人材や学校の状況をよく理解し、地域学校協働活動の企画、地域・学校との連絡・調整を行う者

【推進指標】

「新秋田元気創造プラン」の推進指標に加え本計画独自の指標を設定し、プランと一体となつて計画を推進します。

新秋田元気創造プラン(R4～R7)における指標

指 標 名	現状値 (R2) (*)	目標値 (R6)	R7 年度
<u>授業に I C T を活用して指導することができる教員の割合（全校種）</u>	<u>63.2%</u>	<u>70.0%</u>	<u>74.0%</u>
<u>学校運営協議会に地域コーディネーター等が参画している小・中学校の割合（公立）</u>	<u>51.8%</u>	<u>72.0%</u>	<u>76.0%</u>

*プラン策定時に目標値設定の基準とした値

本計画において独自に設定する指標

指 標 名	現状 (H30)	R 6 年度
スペース・イオ(*)入所者の高校進学率	91.2%	96.0%
学び直しを教育課程上に位置付けている学校数（公立高校）	12 校	12 校
保護者や地域の人との協働による活動が学校の教育水準の向上に効果があると思う学校の割合（小 6、中 3）	94.4%	96.0%
学校運営協議会制度を導入している学校（コミュニティ・スクール）の割合	(R1) 38.9%	63.9%
子どもの安全確保を図るため、家庭や地域の関係機関・団体を交えた会議等を開催する学校の割合（公立、幼・小・中・高・特別支援）	91.1%	90.0%

*「スペース・イオ」：不登校の小学生、中学生及び中学校卒業後の子どもたちを対象とする学習支援施設

基本方向6 地域を元気にする住民参加の学びの場と芸術・文化に親しむ機会をつくります

(1) 多彩な学びの場づくりと学びを生かした地域づくりの推進

所 管 課	生涯学習課
-------	-------

① 多様な学習機会の提供と成果を生かす取組への支援〔生涯〕

県民に多様な学習機会を提供し、学びの成果が地域の活性化や持続可能な地域づくりにつながる取組を支援します。

【主な取組】

- ・民間企業等との連携による県民の学習機会の充実
- ・県民のニーズに対応した県庁出前講座の実施
- ・学びを地域の活性化や持続可能な地域づくり等へ生かすための情報発信やネットワークづくり

② 生涯を通じた読書活動の推進〔生涯〕

県民が生涯にわたって読書に親しむことができるよう読書習慣の形成に向けた取組や、読書環境の整備・充実を図ります。

【主な取組】

- ・地域の読書環境の充実に向けた市町村立図書館等への支援
- ・子どもたちの読書習慣の形成に向けた学校図書館への支援
- ・乳幼児から高齢者まで多様な読書ニーズに対応した図書資料の充実
- ・地域や学校等において読書活動を推進する人材の育成
- ・年齢に応じて読書に親しむ機会の提供



県立図書館の学校図書館向け貸出セット

(2) 良質な芸術・文化体験活動の充実と文化遺産の保存・活用

所 管 課	義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、生涯学習課、生涯学習課文化財保護室
-------	---------------------------------------

① 豊かな感性を育む芸術・文化体験機会の充実〔生涯、（義務、高校、特支）〕

子どもたちに発達段階に応じて優れた芸術・文化に親しみ体験できる機会を提供し、豊かな心や感性、創造性を育みます。

【主な取組】

- ・小・中学校等における文化芸術団体によるコンサートや演劇の実施等、児童生徒への優れた舞台芸術の鑑賞機会の提供
- ・親子で伝統文化等を体験・習得できる機会の提供
- ・美術館・博物館等のセカンドスクールの利用によるふるさと秋田への愛着心の醸成

② 芸術・文化や地域のにぎわい創出の拠点としての美術館・博物館等の活用〔生涯〕

美術館・博物館等において魅力的な企画展や各種教室等を開催し、地域の芸術・文化や地域の賑わい創出の拠点としての活用を図ります。

【主な取組】

- ・ 県民が芸術・文化に親しみ、楽しめる魅力的な企画展等の開催
- ・ 美術館教室や博物館教室等の教育普及活動の充実
- ・ 美術館・博物館等からの芸術・文化に関する情報の発信

③ 有形文化財や民俗文化財、記念物など文化遺産等の保存・活用〔義務、高校、特支、文化財〕

私たちの祖先が守り伝えてきた文化財を、県民の貴重な文化遺産として保存・活用し、後世に引き継ぎます。

【主な取組】

- ・ 地域の祭りや伝統的な行事の学習の題材としての活用
- ・ 文化遺産等の県内調査による文化財の指定の推進
- ・ 重要文化財や史跡・名勝・天然記念物等の保存修理、防災施設整備への支援
- ・ 民俗芸能保存団体等と学校及び地域住民が交流する機会の設定
- ・ 「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録に向けた取組の推進
- ・ ボランティアやNPO、地域の団体等による文化遺産保護活動との連携
- ・ 文化財の展示公開や体験学習等、県民が地域社会の歴史や文化に親しみ理解を深める取組の実施
- ・ 各種媒体を活用した文化遺産等に関する県内外への情報発信



小学校での郷土芸能鑑賞会

【推進指標】

「新秋田元気創造プラン」の推進指標に加え本計画独自の指標を設定し、プランと一体となって計画を推進します。

新秋田元気創造プラン(R4～R7)における指標

指 標 名	現状値 (R2) (*)	目標値 (R6)	R7 年度
<u>県立美術館・近代美術館・県立博物館・農業科学館の利用者数</u>	<u>169,596 人</u>	<u>375,000 人</u>	<u>380,000 人</u>
<u>障害者を対象とした講座や障害者の参加に配慮した講座を実施した市町村数(累積)</u>	<u>15 市町村</u>	<u>21 市町村</u>	<u>23 市町村</u>
<u>県立・市町村立図書館等の個人貸出冊数</u>	<u>2,567 千冊</u>	<u>2,860 千冊</u>	<u>2,900 千冊</u>
国・県指定等文化財の件数	<u>785 件</u>	<u>791 件</u>	<u>794 件</u>

*プラン策定時に目標値設定の基準とした値

本計画において独自に設定する指標

指 標 名	現状 (H30)	R 6 年度
県人口に対するあきた県庁出前講座の受講者割合	3.5%	3.6%
1ヶ月に1冊も本を読まない(不読者)高校生の割合	39.0%	37.5%
県立図書館のテーマ別図書セットの利用施設の割合	51.4%	66.0%
「秋田県読書フェスタ」における県主催読書イベントへの県民の参加者数	1,363 人	1,600 人

第Ⅴ章 計画の推進に向けて

全ての県民等が参加してつくる「教育立県あきた」の実現に向け、次の点に留意し総合的かつ計画的な推進を図ります。

第１ 計画の周知

計画の着実な実施に当たっては、教育関係者や保護者、地域住民をはじめとする県民等との連携・協働が必要となります。その前提として、計画に掲げた目指す教育の姿や施策の基本方向等が、県民等に共感・共有される必要があることから、広報誌、ホームページなど多様な広報媒体を活用しながら、分かりやすい情報発信・広報活動に努め、計画内容や推進状況の周知を図ります。

第２ 市町村、関係部局との連携と県民との協働等

（１）市町村との連携と学校への支援

教育行政の推進に当たっては、県、市町村がそれぞれの役割を担いながら、地域の実情に応じた施策を実施することにより、住民の期待に応え、その責任を全うすることが求められます。

地方分権改革が進められる中、市町村は、地域の実情と課題を踏まえ、住民の意思を把握しながら、自らの判断と責任において教育行政に取り組んでいくことが重要です。県としては、市町村の主体性を尊重しつつ、互いに連携し、秋田県の教育の一層の充実・振興に努めていきます。

また、県は、市町村立学校に対し、その教育活動が充実するよう、市町村と連携して適切な指導・助言や情報提供を行うほか、特色ある主体的な学校運営のための環境整備への支援を行います。

（２）関係部局等との連携・協力

計画を着実に推進するためには、様々な分野から総合的に取り組む必要があります。このため、関係部局、国、市町村と相互に連携・協力を図りながら取り組んでいきます。

また、教育基本法第16条第4項の規定を踏まえ、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じていくことが重要です。現在、県の財政状況は大変厳しい状況にありますが、教育は、これからの秋田県を支える人材を育成するための重要な投資であるとの視点に立ち、関係部局と連携を図りながら、必要な予算の確保に努めるとともに、国に対し、必要な財政上の措置がなされるよう働きかけていきます。

更には、教育施策に関し知事と教育委員会との間の意思疎通を図る場として設置されている総合教育会議を通じて、両者が方向性を共有し、一致した目的の下、それぞれの権限に属する事務の執行に当たります。

(3) 県民、ボランティア、企業等との協働

教育については、家庭や学校関係者はもとより、地域住民も子どもたちの成長に関わる当事者として、共に取り組んでいく必要があります。

この計画の推進に当たっては、行政と、家庭、地域住民、ボランティア、企業、教育関係団体、青少年団体、大学などの多様な主体が、この計画における目指す教育の姿や施策の基本方向等を共有し、それに向かって力を合わせ活動する「協働」により、社会全体で取り組んでいきます。

第3 「新秋田元気創造プラン」との一体的な推進

「新秋田元気創造プラン」の教育分野に関する個別計画である本計画は、施策の体系や推進指標等、プランとの整合を図っていることから、プランと一体となって計画を推進します。

第4 推進状況の点検・評価

本計画に定める施策の推進状況については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき実施する「教育等に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価」により、毎年度、定期的な点検・評価を実施しながら、適切な進行管理を行います。

また、推進状況の点検・評価結果を次年度以降の改善等に生かすとともに、計画の実施過程においては、社会・経済情勢の大きな変化や国の制度改定など教育を取り巻く状況の変化に応じて、計画の適時・適切な見直しを行います。

第3期あきたの教育振興に関する基本計画

令和2年3月策定

(令和4年3月一部改定)

秋田県教育庁総務課

〒010-8580 秋田市山王三丁目1-1 県庁第二庁舎

電話 018-860-5112 F A X 018-860-5851

Eメール soumu-edu@pref.akita.lg.jp

U R L <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/education>

令和4年

第5回教育委員会会議

議案第14号

秋田県教育委員会

議案第十四号

秋田県教育委員会行政文書管理規則の一部を改正する規則案

秋田県教育委員会行政文書管理規則の一部を改正する規則

秋田県教育委員会行政文書管理規則（平成十三年秋田県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（定義） 第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 三 略 四 課所 本庁の課、室及び地方機関をいう。	（定義） 第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 三 略 四 課所 本庁の課 及び地方機関をいう。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

令和四年三月二十九日提出

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

理 由

行政文書の管理の効率化を図るため、所要の規定の整理を行う必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

秋田県教育委員会行政文書管理規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

行政文書の管理の効率化を図るため、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正内容

課の定義に秋田県教育委員会行政組織規則（昭和61年秋田県教育委員会規則第4号）第3条に規定する室を加えることとする。（第2条関係）

3 施行期日

この規則は、令和4年4月1日から施行することとする。

令和4年

第5回教育委員会会議

議案第15号

秋田県教育委員会

議案第十五号

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給与等に関する規則（昭和三十二年秋田県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

新		旧	
別表第5 学歴免許等資格区分表（第9条関係）		別表第5 学歴免許等資格区分表（第9条関係）	
学歴免許等の区分	学歴免許等の資格	学歴免許等の区分	学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	基準学歴区分	学歴区分
略	略	略	略
2 短大卒	1 短大3卒	2 短大卒	1 短大3卒
	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限3年の前期課程の修了		(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業
	(2)～(4) 略		(2)～(4) 略
	11 短大2卒	11 短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業
	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限2年の前期課程の修了		(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業
	(2)～(6) 略		(2)～(6) 略
略	略	略	略
略	略	略	略
備考 略		備考 略	
別表第十三（第五十九条関係）		別表第十三（第五十九条関係）	
級地区分	学 校 名	級地区分	学 校 名
(指定年月日)		(指定年月日)	
一級地	北陽小学校	一級地	大阿仁小学校
(平成二十八年	東由利小学校	(平成八年一月	
四月一日指定)	東由利中学校	一日指定)	
	所在地		所在地
	男鹿市		北秋田市
	由利本荘市		
	〃		

一級地 (令和四年四月 一日指定)	二級地 (平成二十八年 四月一日指定)	二級地 (令和四年四月 一日指定)
上小阿仁小学校	大内小学校 阿仁中学校 上小阿仁中学校	高瀬小学校
北秋田郡上小阿 仁村	由利本荘市 北秋田市 北秋田郡上小阿 仁村	雄勝郡羽後町
	大阿仁小学校	北秋田市

別表第十三の三(第五十九条の二関係)

略 平成二十八年四 月一日指定	略 指定年月日	略 学校等の名称	略 所在地
阿仁合小学校	略	阿仁合小学校	北秋田市
岩見三内小学校	略	岩見三内小学校	秋田市
東成瀬小学校	略	東成瀬小学校	雄勝郡東成瀬村
岩見三内中学校	略	岩見三内中学校	秋田市
東成瀬中学校	略	東成瀬中学校	雄勝郡東成瀬村
東成瀬村学校給食セン ター	略	東成瀬村学校給食セン ター	雄勝郡東成瀬村

一級地 (平成二十八年 四月一日指定)	二級地 (平成二十八年 四月一日指定)
北陽小学校	高瀬小学校
男鹿市	雄勝郡羽後町
由利本荘市	由利本荘市
男鹿市	男鹿市
東由利小学校	東由利中学校

別表第十三の三(第五十九条の二関係)

略 平成二十八年四 月一日指定	略 指定年月日	略 学校等の名称	略 所在地
阿仁合小学校	略	阿仁合小学校	北秋田市
上小阿仁小学校	略	上小阿仁小学校	北秋田郡上小阿 仁村
岩見三内小学校	略	岩見三内小学校	秋田市
皆瀬小学校	略	皆瀬小学校	湯沢市
東成瀬小学校	略	東成瀬小学校	雄勝郡東成瀬村
阿仁中学校	略	阿仁中学校	北秋田市
上小阿仁中学校	略	上小阿仁中学校	北秋田郡上小阿 仁村
岩見三内中学校	略	岩見三内中学校	秋田市
皆瀬中学校	略	皆瀬中学校	湯沢市
東成瀬中学校	略	東成瀬中学校	雄勝郡東成瀬村
湯沢市皆瀬学校給食セン ター	略	湯沢市皆瀬学校給食セン ター	湯沢市

別表第十三の四 削除

別表第十三の五（第五十九条の三関係）

指定年月日	学校等の名称	所在地
令和四年四月一日指定	皆瀬中学校	湯沢市

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

令和四年三月二十九日提出

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

理 由

市町村立学校の統廃合等に伴うへき地学校等の指定の見直しを行うとともに、一般職の国家公務員の取扱いに鑑み所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

別表第十三の四及び別表第十三の五 削除

東成瀬村学校給食センタ	雄勝郡東成瀬村
-------------	---------

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

一般職の国家公務員の取扱いに鑑み所要の規定の整備を行うとともに、市町村立学校の統廃合等に伴うへき地学校等の指定の見直しを行う必要がある。

2 改正内容

- (1) 短大3卒とされる学歴免許等の資格に専門職大学の修業年限3年の前期課程の修了を、短大2卒とされる学歴免許等の資格に専門職大学の修業年限2年の前期課程の修了を加えることとする。（別表第5関係）
- (2) 市町村立学校の統合及び廃校等に伴い、へき地学校等の指定及び指定解除を行うこととする。（別表第13、別表第13の3、別表第13の5関係）

3 施行期日

この規則は、令和4年4月1日から施行することとする。

令和4年4月1日指定へき地学校等一覧

<市町村別>

番号	市町村名	学 校 名	令和3年度現在の 点数・指定級地		令和4年4月1日指定 見直し後の点数・指定級地		備 考
			点数 (H28調査)	指定 級地	点数	指定 級地	
1	北秋田市	大阿仁小学校	48	1級地	90	2級地	等級上がる
2		阿仁合小学校	37	準へき地	36	準へき地	
3		阿仁中学校	42	準へき地	46	1級地	等級上がる
4	上小阿仁村	上小阿仁小学校	44	準へき地	45	1級地	等級上がる
5		上小阿仁中学校	44	準へき地	45	1級地	等級上がる
6	男鹿市	北陽小学校	45	1級地	50	1級地	
7		男鹿北中学校	45	1級地		廃止	男鹿南中学校と統合
8	秋田市	岩見三内小学校	39	準へき地	39	準へき地	
9		岩見三内中学校	39	準へき地	39	準へき地	
10	由利本荘市	鳥海小学校	37	準へき地	43	準へき地	
11		鳥海中学校	37	準へき地	43	準へき地	
12		東由利小学校	56	1級地	58	1級地	
13		東由利中学校	56	1級地	65	1級地	
14		大内小学校	26	(無級地)	59	1級地	新規指定
15	湯沢市	皆瀬小学校	39	準へき地	34	特別の地域	等級下がる
16		皆瀬中学校	39	準へき地	34	特別の地域	等級下がる
17		湯沢市皆瀬学校給食センター	39	準へき地		廃止	統合による
18	羽後町	高瀬小学校	81	2級地	96	2級地	
19	東成瀬村	東成瀬小学校	37	準へき地	36	準へき地	
20		東成瀬中学校	37	準へき地	41	準へき地	
21		東成瀬村学校給食センター	37	準へき地	41	準へき地	
合計		指定校数	20		19		

級地(点数)		令和3年度	令和4年度	へき地手当率・準ずる手当率	
級地別 指定校数	4級地(160-199)	0	0	手当10%	準ずる手当2%
	3級地(120-159)	0	0	手当 8%	準ずる手当2%
	2級地(80-119)	1	2	手当 6%	準ずる手当2%
	1級地(45- 79)	5	7	手当 4%	準ずる手当2%
	準へき地(35- 44)	14	8	手当 2%	準ずる手当2%
	特別の地域(30- 34)	0	2	手当 0%	準ずる手当2%

【参 考】 へき地手当・準ずる手当額 (給料の月額+扶養手当額)×手当率
へき地、準へき地、特別の地域の学校へ異動に伴い住居を移転した場合、へき地手当に準ずる手当を支給する。

令和4年

第5回教育委員会会議

議案第16号

秋田県教育委員会

議案第十六号

市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則案
市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の通勤手当に関する規則（昭和三十三年秋田県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
第八条 条例第十六条第二項第一号に規定する運賃等相当額（以下「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。 一 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (一) (二)に掲げる場合以外の場合 通用期間を支給単位期間（条例第十六条第六項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）と同じとする定期券の価額 (二) 使用する定期券の通用期間が六箇月を超える場合 教育委員会の定める額 二・三略 2 略 第十二条 略 3 条例第十六条第三項第一号に規程する特別料金等の額に相当する額（以下「特別料金等相当額」という。）は、次の各号に掲げる特別急行列車等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	第八条 条例第十六条第二項第一号に規定する運賃等相当額（以下「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。 一 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 通用期間が支給単位期間（条例第十六条第六項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）である定期券の価額 二・三略 2 略 第十二条 略 3 条例第十六条第三項第一号に規程する特別料金等の額に相当する額（以下「特別料金等相当額」という。）は、次の各号に掲げる特別急行列車等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる特別急行列車等 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(一) (二)に掲げる場合以外の場合 通用期間を支給単位期間と同じくする定期券の価額

(二) 使用する定期券の通用期間が六箇月を超える場合 教育委員会会の定める額

二 略

4 略

(返納の事由、額等)

第十五条 略

2 普通交通機関等に係る通勤手当に係る条例第十六条第五項の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 一箇月当たりの運賃等相当額等（第八条の四第一号に掲げる職員にあつては、一箇月当たりの運賃等相当額及び条例第十六条第二項第二号に定める額の合計額。以下同じ。）が五万五千円以下であつた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

一 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる特別急行列車等 通用期間が支給単位期間である定期券の価額

二 略

4 略

(返納の事由、額等)

第十五条 略

2 普通交通機関等に係る通勤手当に係る条例第十六条第五項の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 一箇月当たりの運賃等相当額等（第八条の四第一号に掲げる職員にあつては、一箇月当たりの運賃等相当額及び条例第十六条第二項第二号に定める額の合計額。以下同じ。）が五万五千円以下であつた場合 前項第二号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る普通交通機関等（同号の規程による改定後に一箇月当たりの運賃等相当額等が五万五千円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等）、同項第一号、第三号又は第四号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する全ての普通交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、教育委員会の定める月（以下「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（以下「払戻金相当額」という。）

(一) (二)に掲げる場合以外の場合 前項第二号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る普通交通機関等（同号の規程による改定後に一箇月当たりの運賃等相当額等が五万五千円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普

交通機関等)、同項第一号、第三号又は第四号に掲げる事由が生じた場合に於てはその者の利用する全ての普通交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、教育委員会の定める月(以下この条において「事由発生月」という。)の末日にしたものとして得られる額(次号において「払戻金相当額」という。)

(二) 使用している定期券に通用期間が六箇月を超えるものがある場合 教育委員会の定める額

二 一箇月当たりの運賃等相当額等が五万五千円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(一) (二)及び(三)に掲げる場合以外の場合 五万五千円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数に乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額(事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合に於ては、零)

(二) 第十三条第三項第一号又は第二号に掲げる通勤手当を支給されている場合(三)に掲げる場合を除く。) 五万五千円に事由発生月の翌月から同項第一号若しくは第二号に定める期間に係る最後の月までの月数に乗じて得た額又はその者の利用する全ての普通交通機関等についての払戻金相当額及び教育委員会の定める額の合計額のいずれか低い額(事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合に於ては、零)

(三) 前号(二)に掲げる場合 教育委員会の定める額

3 特別急行列車等に係る通勤手当に係る条例第十六条第五項の規定で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 一箇月当たりの特別料金等相当額(二以上の特別急行列車等を利用するものとして通勤手当を支給される場合に於ては、その合計額。以下「一箇月当たりの特別料金等相当額等」という。)が四万円以下であった場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

二 一箇月当たりの運賃等相当額等が五万五千円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(一) (二) に掲げる場合以外の場合 五万五千円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数に乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額(事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合に於ては、零)

(二) 第十三条第三項第一号又は第二号に掲げる通勤手当を支給されている場合 五万五千円に事由発生月の翌月から同項第一号若しくは第二号に定める期間に係る最後の月までの月数に乗じて得た額又はその者の利用する全ての普通交通機関等についての払戻金相当額及び教育委員会の定める額の合計額のいずれか低い額(事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合に於ては、零)

3 特別急行列車等に係る通勤手当に係る条例第十六条第五項の規定で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 一箇月当たりの特別料金等相当額(二以上の特別急行列車等を利用するものとして通勤手当を支給される場合に於ては、その合計額。以下「一箇月当たりの特別料金等相当額等」という。)が四万円以下であった場合 第一項第二号に掲げる事由が生じた場合に於ては当該事由に係る特別急行列車等(同号

(一) (二)に掲げる場合以外の場合 第一項第二号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る特別急行列車等(同号の規定による改定後に一箇月当たりの特別料金等相当額等が四万円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての特別急行列車等)、同項第一号、第三号又は第四号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての特別急行列車等につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別料金等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額に相当する額(次号において「払戻金相当額」という。)

(二) 使用している定期券に通用期間が六箇月を超えるものがある場合 教育委員会の定める額

二 一箇月当たりの特別料金等相当額等が四万円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(一) (二)及び(三)に掲げる場合以外の場合 四万円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は第一項各号に掲げる事由に係る特別急行列車等についての払戻金相当額のいずれか低い額(事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、零)

(二) 第十三条第三項第三号に掲げる通勤手当を支給されている場合(三)に掲げる場合を除く。 四万円に事由発生月の翌

月から同号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用する全ての特別急行列車等についての払戻金相当額及び教育委員会の定める額の合計額のいずれ

の規定による改定後に一箇月当たりの特別料金等相当額等が四万円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての特別急行列車等)、同項第一号、第三号又は第四号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての特別急行列車等につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別料金等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額に相当する額(以下「払戻金相当額」という。)

二 一箇月当たりの特別料金等相当額等が四万円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(一) (二) に掲げる場合以外の場合 四万円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は第一項各号に掲げる事由に係る特別急行列車等についての払戻金相当額のいずれか低い額(事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、零)

(二) 第十三条第三項第三号に掲げる通勤手当を支給されている場合(三)に掲げる場合を除く。 四万円に事由発生月の翌

月から同号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用する全ての特別急行列車等についての払戻金相当額及び教育委員会の定める額の合計額のいずれ

2 略 二 略 (二) 使用する定期券の通用期間が六箇月を超える場合 教育委員会の定める期間	4 略 (三) 前号(二)に掲げる場合 教育委員会の定める額 か低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、零） (支給単位期間) 第十六条 条例第十六条第六項に規定する規則で定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等又は特別急行列車等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。 一 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は特別急行列車等 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間 (一) (二)に掲げる場合以外の場合 普通交通機関等又は特別急行列車等における定期券の通用期間のうちそれぞれ最も長いものに相当する期間。ただし、特別急行列車等に係る通勤手当を支給されている場合であつて、普通交通機関等に係る定期券及び特別急行列車等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあっては、当該特別急行列車等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間
2 略 二 略	4 略 か低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、零） (支給単位期間) 第十六条 条例第十六条第六項に規定する規則で定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等又は特別急行列車等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。 一 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は特別急行列車等 当該普通交通機関等又は特別急行列車等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ六箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間。ただし、特別急行列車等に係る通勤手当を支給されている場合であつて、普通交通機関等に係る定期券及び特別急行列車等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあっては、当該特別急行列車等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間

附 則

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に六箇月を超える通用期間である通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。）に係る通勤手当を支給されている職員の当該通勤手当の額の改定、返納及び支給単位期間については、当該通用期間が終了するまでの間、なお従前の例による。
令和四年三月二十九日提出

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

理 由

一般職の国家公務員の取扱いに鑑み、通用期間が六箇月を超える定期券を使用する職員の通勤手当について所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

一般職の国家公務員の取扱いに鑑み、通用期間が6箇月を超える定期券を使用する職員の通勤手当について所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正内容

通用期間が6箇月を超える定期券を使用する職員の通勤手当について、次のように定めることとする。

- (1) 市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年秋田県条例第59号。以下「条例」という。）第16条第2項第1号に規定する運賃等相当額は教育委員会の定める額とする。（第8条第1項関係）
- (2) 条例第16条第3項第1号に規定する特別料金等相当額は教育委員会の定める額とする。（第12条第3項関係）
- (3) 通勤経路や通勤方法を変更等した場合の通勤手当の返納に関する規定等の整備を行う。（第15条第2項及び第3項関係）
- (4) 条例第16条第6項に規定する支給単位期間は教育委員会の定める期間とする。（第16条第1項関係）

3 施行期日等

- (1) この規則は、令和4年4月1日から施行することとする。
- (2) この規則の施行に関し、所要の経過措置を規定することとする。

令和4年

第5回教育委員会会議

議案第17号

秋田県教育委員会

議案第十七号

市町村立学校職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則案
市町村立学校職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の育児休業等に関する規則（令和二年秋田県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（育児休業に係る勤務日の日数を考慮して定める非常勤職員） 第二条 条例第二十四条(一)(2)の規則で定める非常勤職員は、一週間の勤務日の日数が三日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員であつて一年間の勤務日の日数が百二十一日以上であるものとする。 （部分休業に係る勤務日の日数及び勤務時間を考慮して定める非常勤職員） 第五条 条例第二十四条第二号の規則で定める非常勤職員は、一週間の勤務日の日数が三日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員であつて一年間の勤務日の日数が百二十一日以上であるもの（一日につき定められた勤務時間が六時間十五分以上である勤務日があるものに限る。）とする。	（育児休業に係る勤務日の日数を考慮して定める非常勤職員） 第二条 条例第二十四条(一)(3)の規則で定める非常勤職員は、一週間の勤務日の日数が三日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員であつて一年間の勤務日の日数が百二十一日以上であるものとする。 （部分休業に係る勤務日の日数及び勤務時間を考慮して定める非常勤職員） 第五条 条例第二十四条第二号(二)の規則で定める非常勤職員は、一週間の勤務日の日数が三日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員であつて一年間の勤務日の日数が百二十一日以上であるもの（一日につき定められた勤務時間が六時間十五分以上である勤務日があるものに限る。）とする。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

令和四年三月二十九日提出

理 由
秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年秋田県条例第一号）の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。
これが、この規則案を提出する理由である。

市町村立学校職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（令和４年秋田県条例第１号）の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正内容

引用している「職員の育児休業等に関する条例（平成４年秋田県条例第６号）」の条項を改めることとする。（第２条及び第５条関係）

3 施行期日

この規則は、令和４年４月１日から施行することとする。

令和4年

第5回教育委員会会議

報告事項

秋田県教育委員会

令和３年度秋田県学習状況調査 結果の概要

令和４年３月２９日

義 務 教 育 課

○調査の概要

【趣旨】

学習指導要領の内容の定着度等を把握し、本県が進める少人数学習の成果や課題を捉え、学習指導の工夫改善を図るとともに、全国学力・学習状況調査、本調査及び高校入試を活用して、学習指導における検証改善サイクルを確立し、児童生徒の学力向上に資する。

【調査対象】

小学校第4～6学年及び中学校第1、2学年の児童生徒
(義務教育学校対象学年の児童生徒、特別支援学校の対象となる児童生徒を含む)

【調査内容】

○教科に関する調査

- 小学校第4学年 … 3教科(国語、算数、理科)
- 小学校第5学年 … 4教科(国語、社会、算数、理科)
- 小学校第6学年 … 4教科(国語、社会、算数、理科)
- 中学校第1学年 … 5教科(国語、社会、数学、理科、英語)
- 中学校第2学年 … 5教科(国語、社会、数学、理科、英語)

※令和3年度については、令和2年度と同様に新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、調査内容の縮減や調査問題数の削減を行った。

○学習の意欲等に関する質問紙による調査

「学習習慣や学校生活についての意識」「ICT活用の状況」
「各教科等の学習に対する意識」「読書についての意識」等の項目による

【参加学校数及び児童生徒数】

○参加学校数

- ・小学校等 185校 (特別支援学校小学部2校を含む)
- ・中学校等 112校 (特別支援学校中学部1校を含む)

○参加児童生徒数

- ・小学校第4学年…6, 423人
- ・小学校第5学年…6, 537人
- ・小学校第6学年…6, 810人
- ・中学校第1学年…6, 725人
- ・中学校第2学年…6, 739人

※参加人数は教科等によって若干の変動があるため、各学年での調査のうち、最も多くの児童生徒が取り組んだ教科等での数値を示している。

【調査実施日】

- 小学校 … 令和3年12月1日(水)
- 中学校 … 令和3年12月2日(木)

○結果概況と考察

【教科の学習状況に関する調査の結果について】

- 小学校では、全ての学年・教科において「おおむね満足」な状況である。
- 中学校では、第1学年の国語、社会、第2学年の国語、社会、数学において「おおむね満足」な状況である。県平均通過率が低い学年・教科においては、既習の知識や技能等を活用して、思考・判断し表現することについての問題の通過率が低いことが、平均通過率に影響を及ぼしている。

中学校の平均通過率が低かったことを受けて、学習内容の系統性を踏まえた指導を一層工夫することが必要である。また、基礎的・基本的な知識及び技能の定着を図るとともに、習得した知識及び技能を活用して課題を解決する学習活動の一層の充実を図る必要がある。

【学習の意欲等に関する質問紙調査の結果について】

- 学習に対する意欲については、全ての学年で肯定的な回答（「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」）の割合が高い。特に、「勉強は大切だ」「ふだんの生活や社会に出たときに役立つよう、勉強したい」に対する肯定的な回答の割合が、学年を問わず高い傾向にあることから、学ぶことの意義を考えたり感じたりしながら、学習に取り組んでいる児童生徒が多いことがうかがえる。
- 生活全般については、全ての学年で肯定的な回答の割合が高い。ただし、「将来の夢や目標をもっている」については、全ての学年の数値がこの3年間で最も低くなっていることから、現在や将来に希望や目標をもって生きる意欲や態度を育むことができるよう、児童生徒の発達段階に応じて学級活動や職場体験活動等の内容を一層工夫していく必要がある。
- 日頃の授業に関する質問については、全ての学年で肯定的な回答の割合が高い。「学級の友達との間で話し合う活動に進んで取り組んでいると思う」に対する肯定的な回答の割合が、学年が進むにつれて高くなっていることから、各学校では、話し合う目的を明確にすることで、児童生徒が主体的に話し合う活動に取り組むことができるようにしている様子がうかがえる。なお、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善がどの程度図られているのかを、授業に取り組む児童生徒の視点から捉えられるよう、質問内容を前年度から一部改訂している。
- 家庭学習については、小・中学校とも、平日のみならず、休日にも多くの時間を学習に当てている様子がうかがえる。特に、中学校では、休日に2時間以上勉強している生徒が半数を超えている。

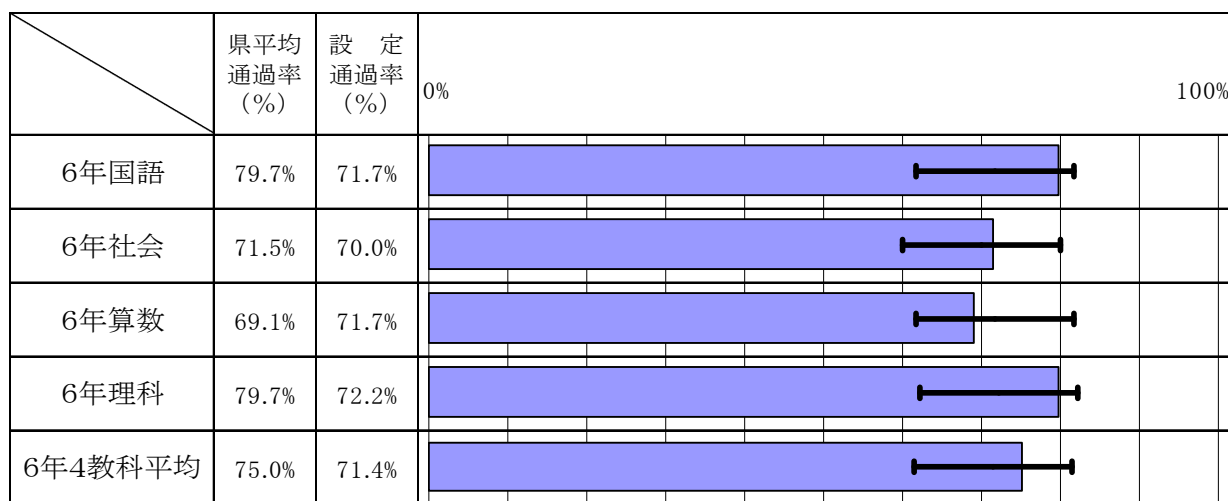
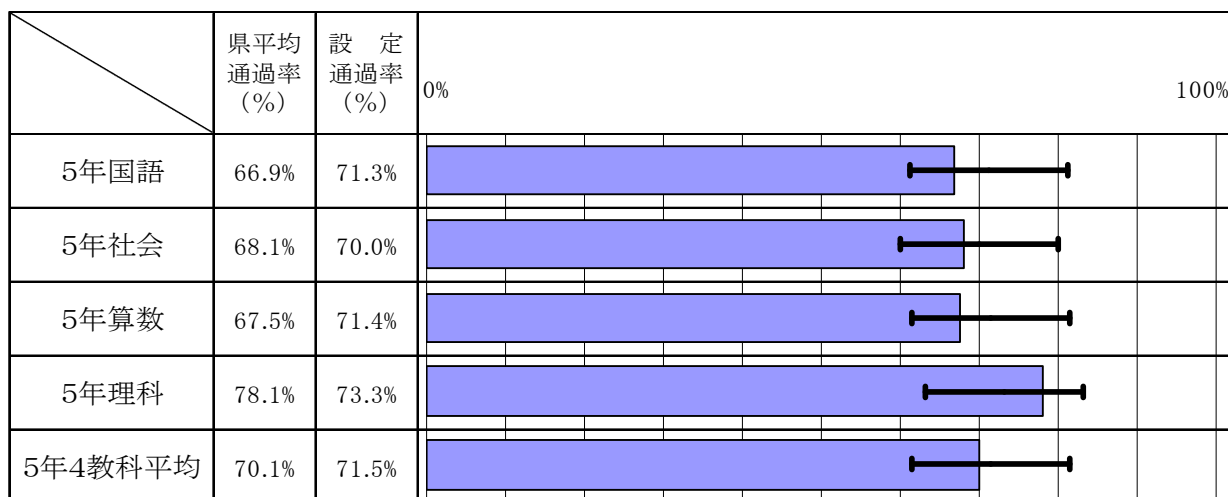
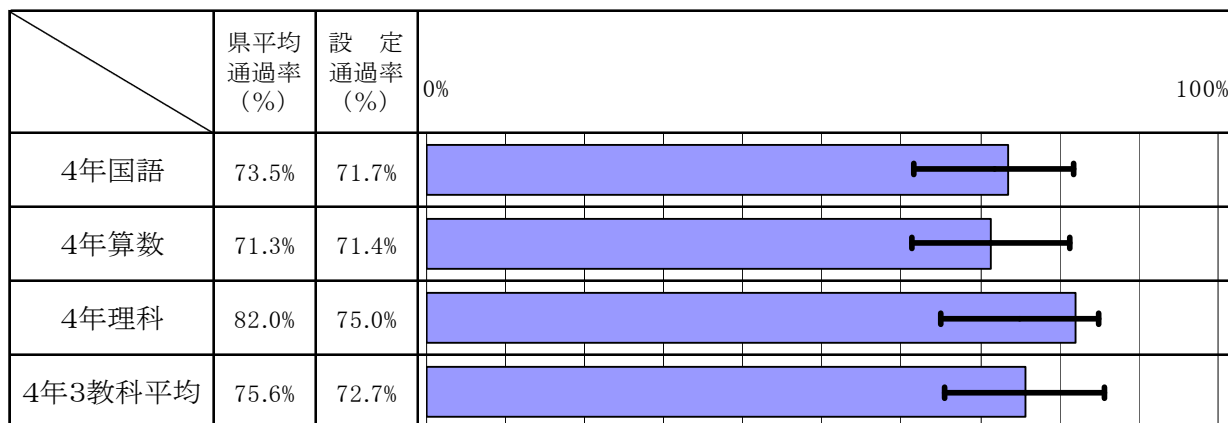
ほぼ全ての質問項目において、肯定的な回答の割合が高い状況を維持していることから、本県の児童生徒は、生活や学習に前向きな態度で取り組んでいる様子がうかがえる。これは、各学校が、新型コロナウイルス感染症対策を適切に講じ、児童生徒が安心して学校生活を送り、主体的・対話的に学びを深めることができるよう、様々な工夫を凝らした取組を行うとともに、自校の特色を生かして進めている「地域に根ざしたキャリア教育の充実」や「“『問い』を発する子ども”の育成」に向けた取組等を通して、望ましい生活習慣や学習習慣を育んでいることが要因であると考えられる。

1 教科に関する調査の結果

通 過 率 ：	各問題ごとの正答した児童生徒の人数の割合（各学校の通過率の例：50人中30人が正答していれば60%）
平均通過率 ：	全問題の通過率の平均（100点満点に換算したときの平均点とみることができる。）
設定通過率 ：	問題ごとに、どの程度の通過率であれば「おおむね満足」な状況とするかをあらかじめ定めた値（分析する上で参考として示している。）

(1) 小学校の平均通過率 （グラフの ──── は設定通過率の±10%の範囲）

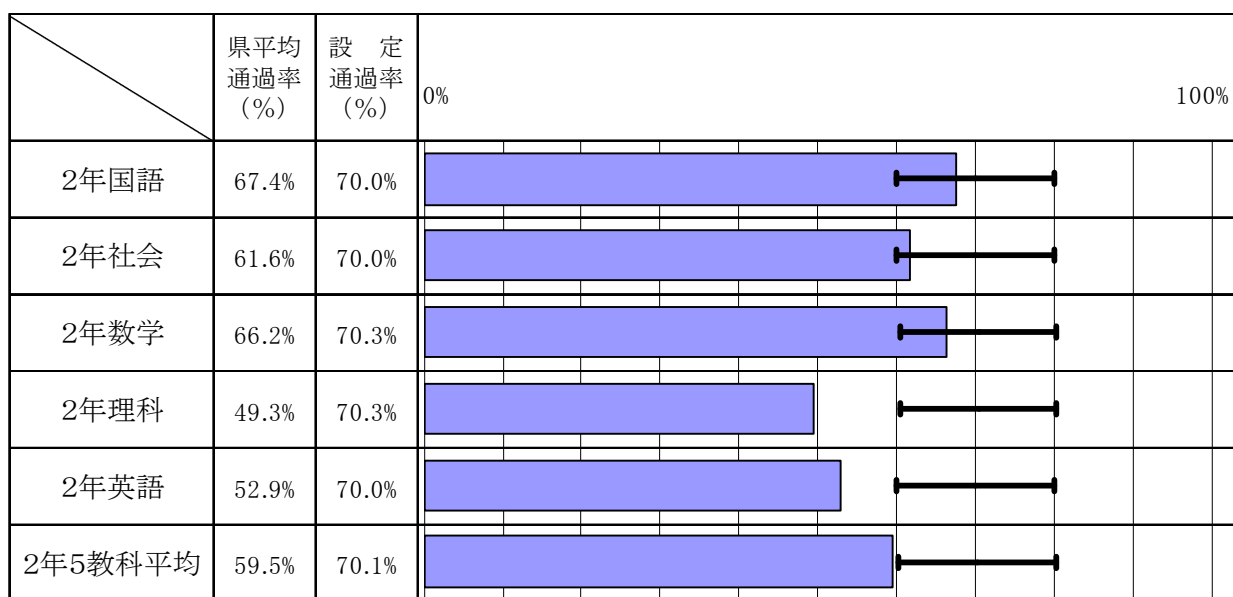
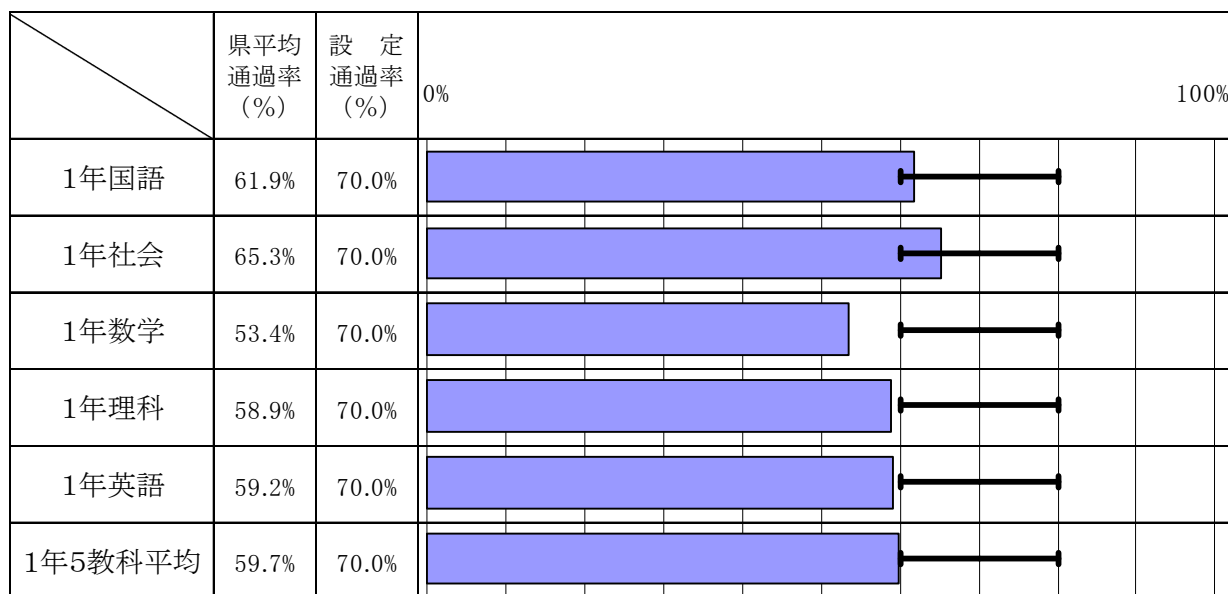
設定通過率の+10%を上回るものを「十分満足」、設定通過率の±10%の範囲内を「おおむね満足」な状況とする。



小学校では、全ての学年・教科のそれぞれの結果が設定通過率の±10%の範囲内にあり、全体的に「おおむね満足」な状況にある。

(2) 中学校の平均通過率 (グラフの は設定通過率の±10%の範囲)

設定通過率の+10%を上回るものを「十分満足」、設定通過率の±10%の範囲内を「おおむね満足」な状況とする。

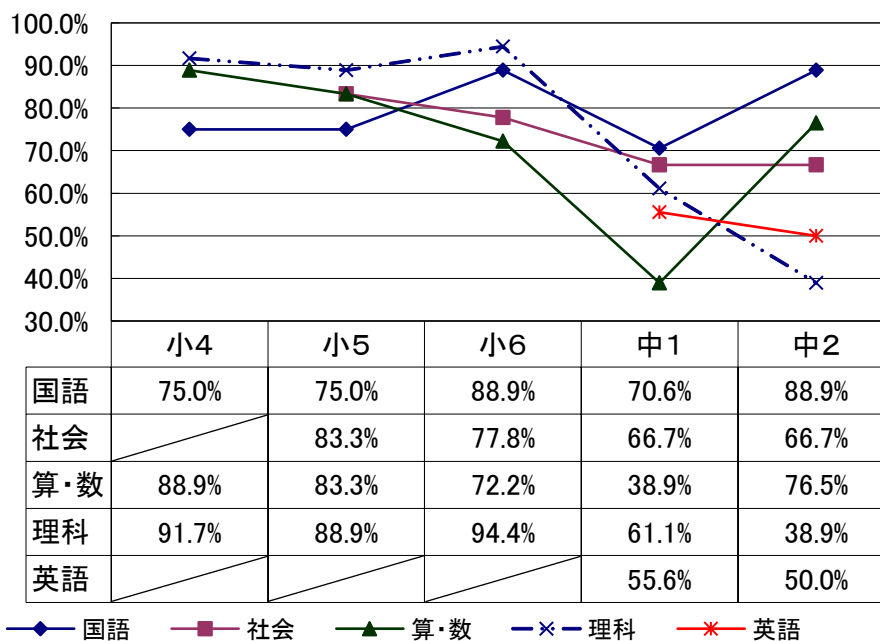


中学校第1学年では、国語、社会が、中学校第2学年では国語、社会、数学が設定通過率の±10%の範囲内にあり、「おおむね満足」な状況にある。設定通過率に対して10%以上下回った学年・教科においては、習得した知識や技能を活用し、思考・判断・表現する問題の通過率が低い傾向が見られる。

(3) 設定通過率との比較

設定通過率の+10%を上回るものを「十分満足」、設定通過率の±10%の範囲内を「おおむね満足」な状況とする。

設定通過率に対する「十分満足」「おおむね満足」な状況の問題の割合



出題した全設問のうち、「十分満足」及び「おおむね満足」な状況の設問総数及び割合は、362問中263問、72.7%であった。校種別では、小学校が83.7%（184問中154問）、中学校は61.2%（178問中109問）であった。

2 学習の意欲等に関する質問紙調査の結果

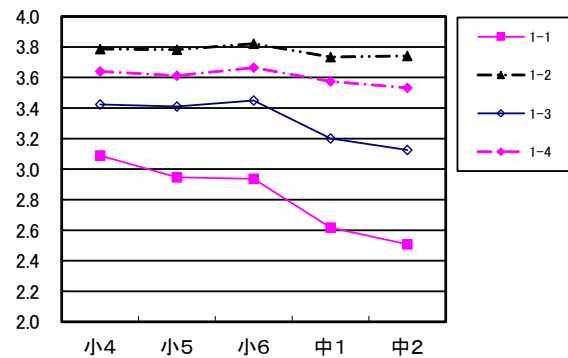
(1) 学習全般についての結果概況

質問項目

1-1	勉強が好きだ
1-2	勉強は大切だ
1-3	学校の勉強がよく分かる
1-4	ふだんの生活や社会に出て役立つよう、勉強したい

- ・右のグラフは、調査項目の回答類型について、次のように点数に換算して作成。
「当てはまる」…4点
「どちらかといえば当てはまる」…3点
「どちらかといえば当てはまらない」…2点
「当てはまらない」…1点

4点換算による県の平均



(2) 学習全般について（抜粋）

[グラフ等の見方]

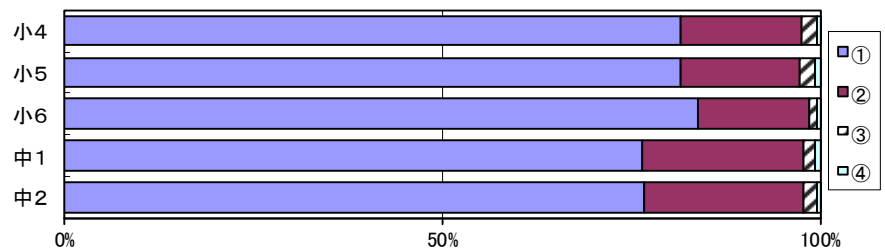
表及び帯グラフ……回答類型ごとの割合

折れ線グラフ……肯定的回答の割合の経年比較

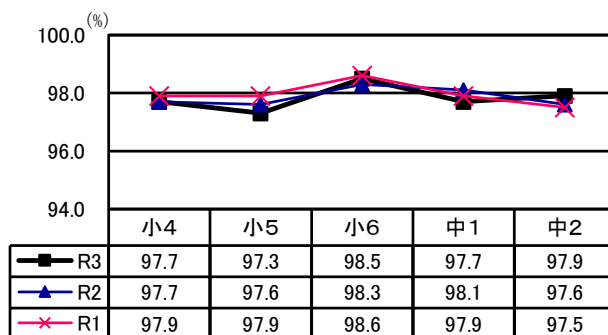
[1-2] 勉強は大切だ

①当てはまる ②どちらかといえば当てはまる ③どちらかといえば当てはまらない ④当てはまらない

	①	②	③	④
小4	81.7	16.0	1.9	0.5
小5	81.5	15.8	1.9	0.7
小6	83.9	14.6	1.2	0.3
中1	76.4	21.3	1.7	0.6
中2	76.9	21.0	1.7	0.5



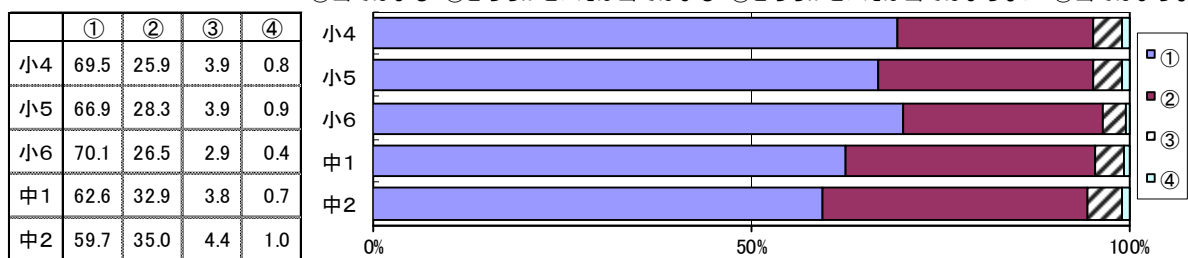
「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」の割合



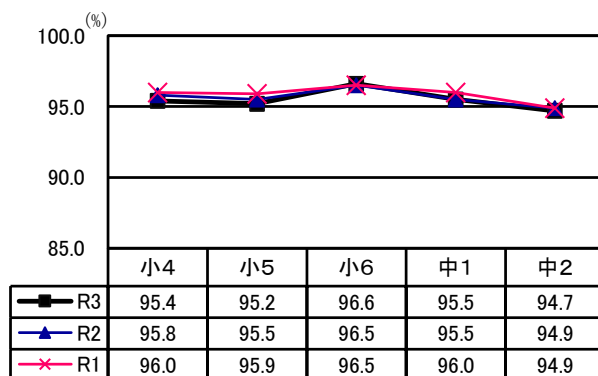
肯定的な回答の割合が、全ての学年で97%以上という高い状況である。中学校第2学年においては、この3年間で最も高い数値を示している。学ぶことの意義を考えたり感じたりしながら、学習に取り組んでいる児童生徒が多いことがうかがえる。

[1 - 4] ふだんの生活や社会に出たときに役立つよう、勉強したい

①当てはまる ②どちらかといえば当てはまる ③どちらかといえば当てはまらない ④当てはまらない



「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」の割合



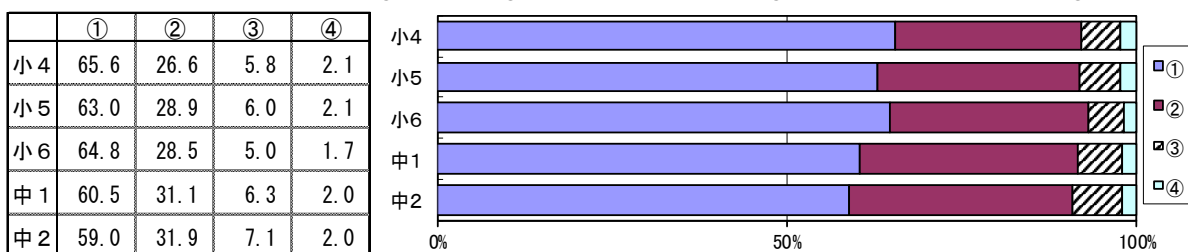
肯定的な回答の割合が、全ての学年で94%以上という高い状況である。

各教科等で学習する内容を日常生活にも役立てようとする意識を明確にもっている児童生徒が多いことがうかがえる。

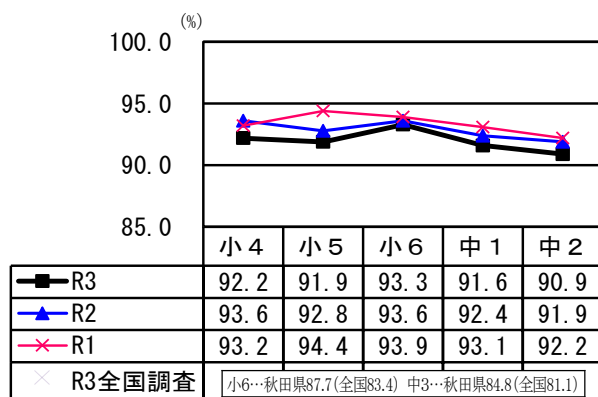
(3) 生活全般について（抜粋）

[2 - 1] 学校が楽しい

①当てはまる ②どちらかといえば当てはまる ③どちらかといえば当てはまらない ④当てはまらない



「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」の割合

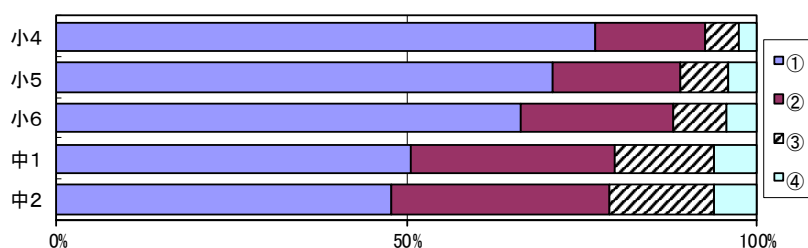


肯定的な回答の割合が、全ての学年で90%以上という高い状況である。小学校第6学年においては、5月の全国学力・学習状況調査の肯定的な回答の割合より5.6ポイント高くなっている。

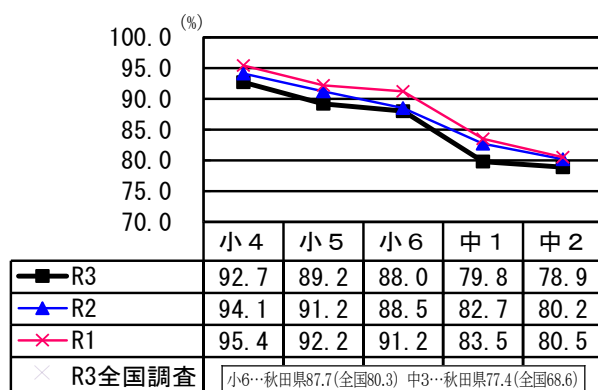
[2 - 3] 将来の夢や目標をもっている

①当てはまる ②どちらかといえば当てはまる ③どちらかといえば当てはまらない ④当てはまらない

	①	②	③	④
小4	77.0	15.7	4.8	2.4
小5	71.0	18.2	6.8	4.0
小6	66.3	21.7	7.6	4.3
中1	50.5	29.3	14.1	6.0
中2	47.9	31.0	15.0	6.1



「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」の割合



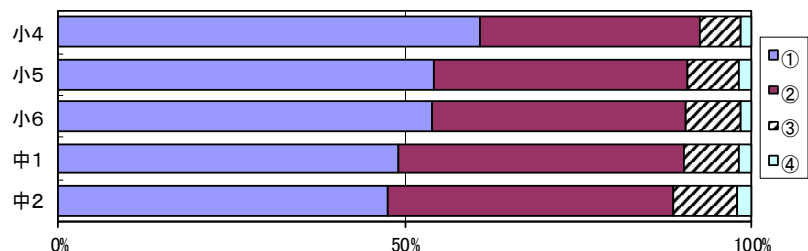
小学校では88%以上、中学校では78%以上が肯定的な回答をしているが、全ての学年において、この3年間で最も低い数値となっている。

各学校では、現在や将来に希望や目標をもって生きる意欲や態度を育むことができるよう、児童生徒の発達の段階に応じて学級活動や職場体験活動等の内容を一層工夫していく必要がある。

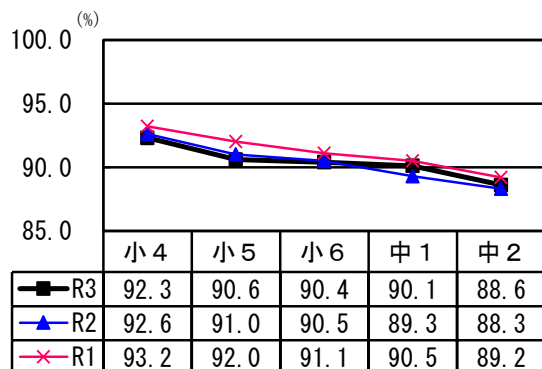
[2 - 6] 地域のためになる活動に進んで取り組みたいと思う

①当てはまる ②どちらかといえば当てはまる ③どちらかといえば当てはまらない ④当てはまらない

	①	②	③	④
小4	60.7	31.6	5.9	1.7
小5	54.0	36.6	7.5	1.9
小6	53.8	36.6	8.0	1.6
中1	48.9	41.2	8.0	1.8
中2	47.4	41.2	9.1	2.2



「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」の割合



肯定的な回答の割合は、小学校では90%以上、中学校では88%以上である。

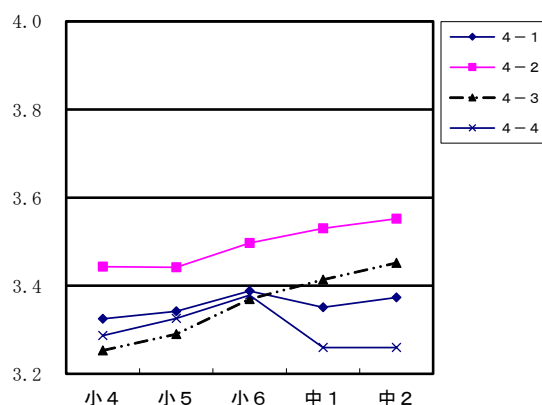
各学校の特色を生かしたふるさと教育や、キャリア教育等の取組が、児童生徒の地域に対する愛着を育み、地域社会に貢献しようとする意欲の高まりにつながっていることがうかがえる。

(4) 授業についての結果概況

質問項目

- 4-1 授業の目標（めあて・ねらい）を意識して学習に取り組んでいると思う
 4-2 学級の友達との間で話し合う活動に進んで取り組んでいると思う
 4-3 学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると思う
 4-4 学習した内容について、分かった点や、よく分からなかった点を見直し、次の学習につなげることができていると思う

4点換算による県の平均



・右のグラフは、調査項目の回答類型について、次のように点数に換算して作成。

「当てはまる」…4点

「どちらかといえば当てはまらない」…2点

「どちらかといえば当てはまる」…3点

「当てはまらない」…1点

(5) 授業について（抜粋）

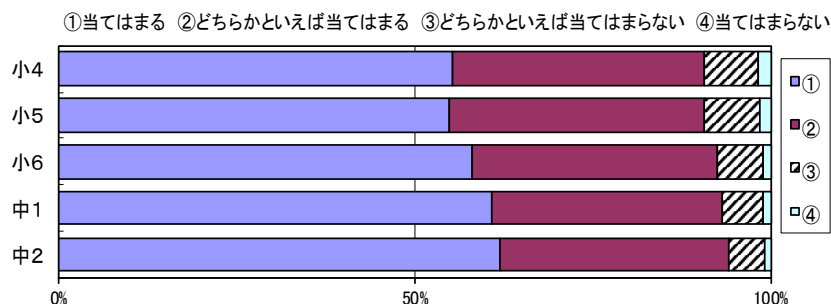
[グラフ等の見方]

表及び帯グラフ……回答類型ごとの割合

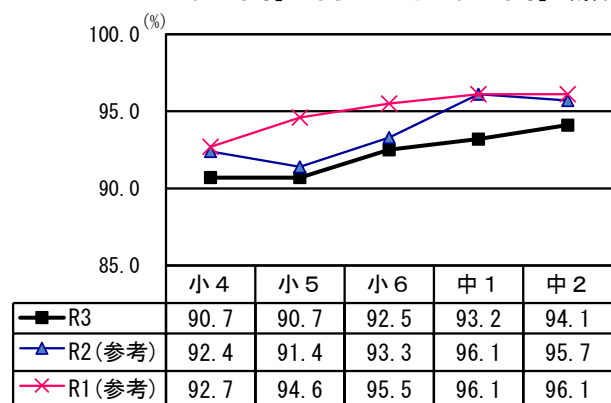
折れ線グラフ……肯定的回答の割合の経年比較

[4-2] ふだんの授業では、学級の友達との間で話し合う活動に進んで取り組んでいると思う

	①	②	③	④
小4	55.3	35.4	7.6	1.7
小5	55.0	35.7	7.8	1.5
小6	58.2	34.3	6.5	1.0
中1	60.9	32.3	5.7	1.1
中2	62.0	32.1	5.0	0.9



「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」の割合

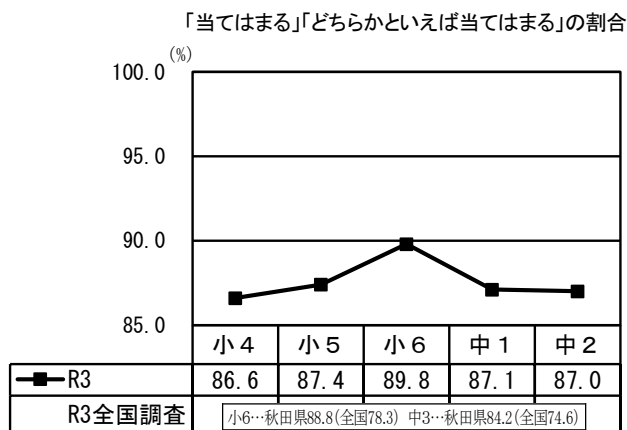
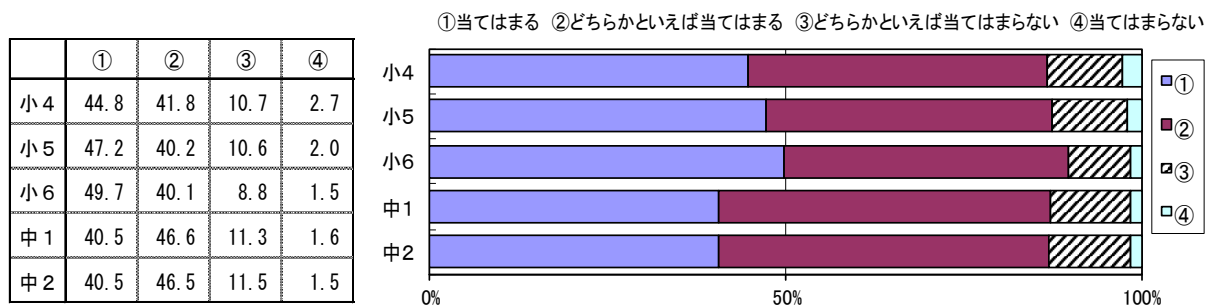


* R2までは「ふだんの授業では、学級の友達との間で話し合う活動をよく行っていると思う」という質問であるため（参考）としている

肯定的な回答の割合が、前年度と比べるとどの学年も低くなっているものの、全ての学年で90%以上と高い状況にある。

各学校においては、話し合う目的を明確にすることで、児童生徒が主体的に話し合う活動に取り組むことができるようにしている様子が見える。

〔４－４〕 ふだんの授業では、学習した内容について、分かった点や、よく分からなかった点を見直し、次の学習につなげることができていると思う



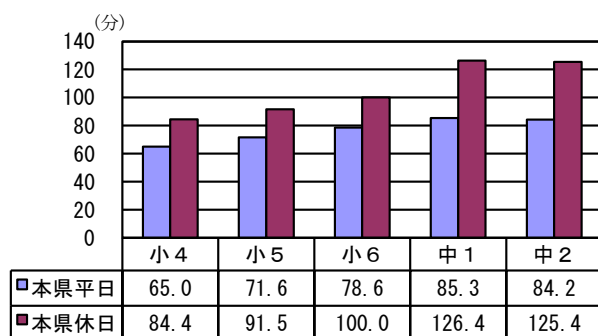
今年度、初出の質問である。

肯定的な回答の割合が、小学校では86%以上、中学校では87%以上である。

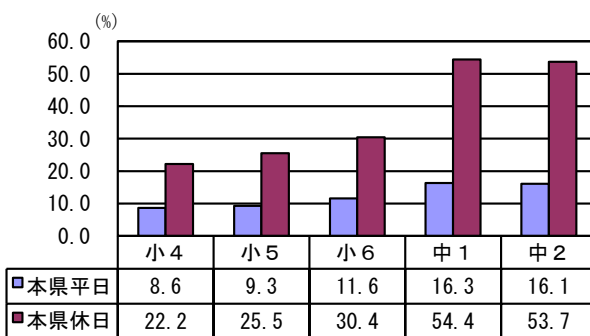
各学校においては、学習した内容や課題解決の方法等を振り返る機会を意図的に設け、児童生徒が自身の学びや変容等を実感したり、自身の学びを次の学習につなげたりできるようにしている様子が見える。

(6) 家庭学習について

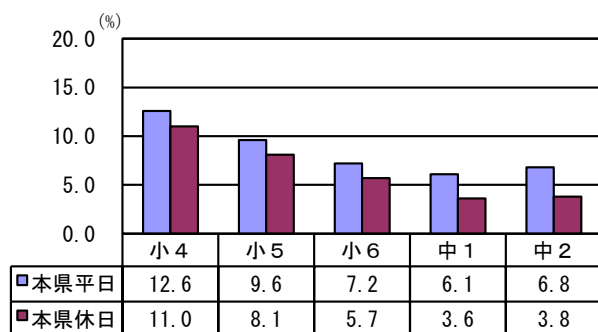
家庭学習の平均時間



2時間以上の割合



全くしない又は30分未満の割合

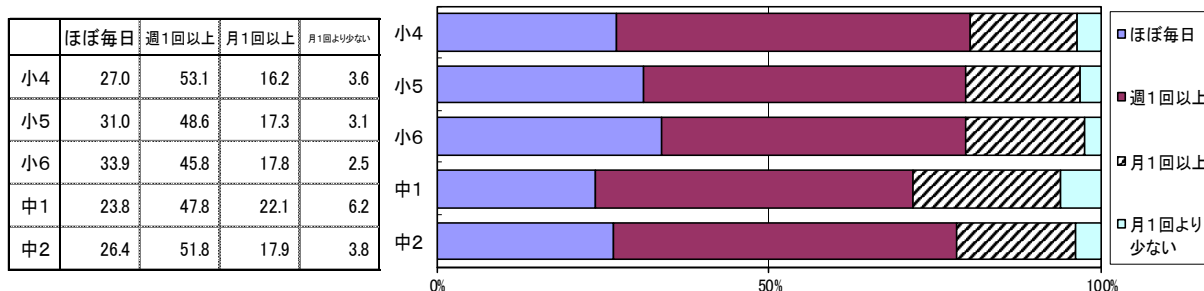


小・中学校とも、平日より休日の勉強時間が長いこと、小学校より中学校の方が家庭学習の平均時間が長いことなど、全体的には昨年度までと同様の傾向である。中学校では、休日に2時間以上勉強している生徒が半数を超えている。小学校では、勉強を全くしない又は30分未満の割合は、学年が上がるに従って低くなっている。

(7) ICT活用の状況について

[グラフ等の見方]
表及び帯グラフ……回答類型ごとの割合

[5-1] ふだんの授業では、コンピュータなどのICT機器をどのくらい使用していますか



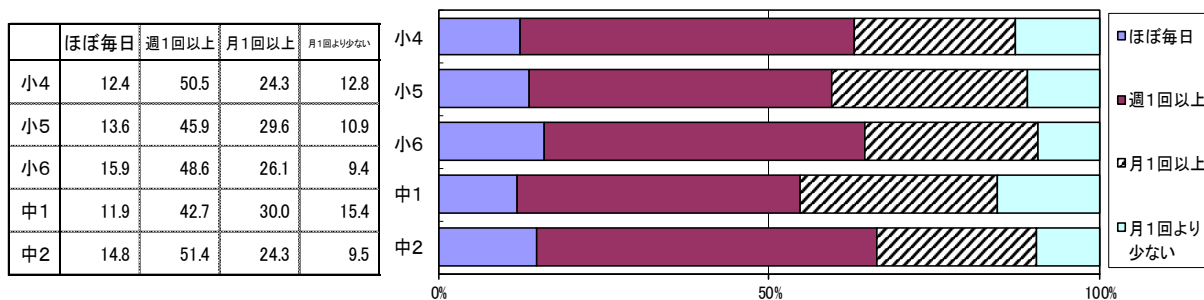
R3全国調査

		ほぼ毎日	週1回以上	月1回以上	月1回より少ない
小6	秋田県 (全国)	6.3 (11.2)	24.4 (28.9)	38.1 (34.9)	31.0 (24.8)
中3	秋田県 (全国)	2.8 (7.4)	34.3 (26.0)	39.2 (35.5)	23.6 (30.7)

今年度、初出の質問である。

普段の授業で、コンピュータなどのICT機器を週1回以上使用していると回答した割合は、小学校では79%以上、中学校では71%以上である。小学校第6学年では、5月の全国学力・学習状況調査より、週1回以上使用していると回答した割合が49.0ポイント高くなっている。

[5-2] あなたは学校で、コンピュータなどのICT機器を、他の友達と意見を交換したり、調べたりするために、どのくらい使用していますか



R3全国調査

		ほぼ毎日	週1回以上	月1回以上	月1回より少ない
小6	秋田県 (全国)	5.7 (10.0)	23.6 (29.0)	31.1 (29.1)	39.5 (31.7)
中3	秋田県 (全国)	5.7 (9.7)	23.7 (25.1)	34.1 (28.2)	36.4 (36.8)

今年度、初出の質問である。

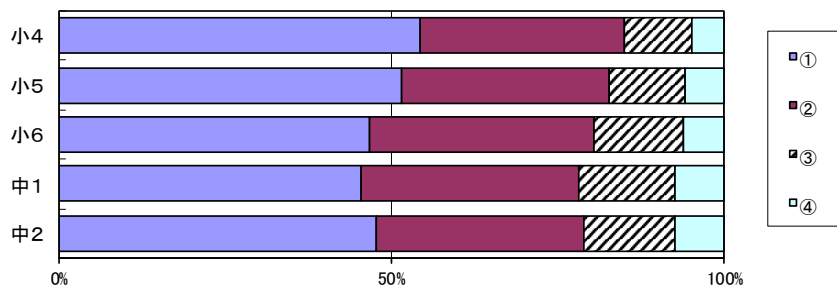
学校で、コンピュータなどのICT機器を、他の友達と意見を交換したり、調べたりするために、週1回以上使用していると回答した割合は、小学校では59%以上、中学校では54%以上である。小学校第6学年では、5月の全国学力・学習状況調査より、週1回以上使用していると回答した割合が35.2ポイント高くなっている。

(8) 読書について

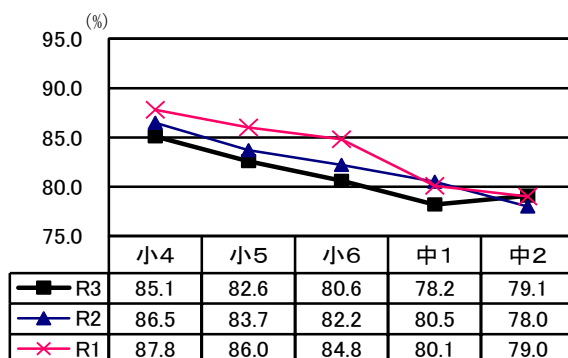
[読書は好きだ]

	①	②	③	④
小4	54.3	30.8	10.1	4.8
小5	51.4	31.2	11.6	5.7
小6	46.7	33.9	13.4	6.0
中1	45.4	32.8	14.4	7.4
中2	47.7	31.4	13.6	7.3

①当てはまる ②どちらかといえば当てはまる ③どちらかといえば当てはまらない ④当てはまらない

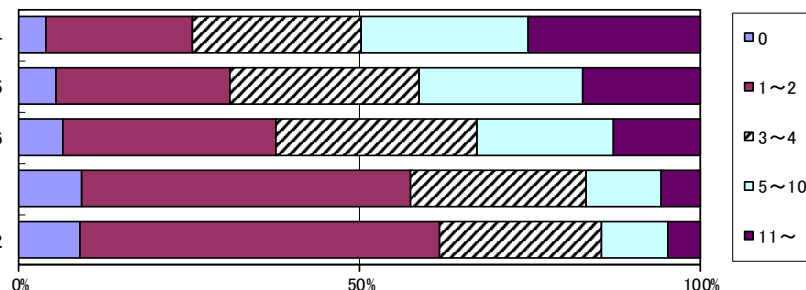


「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」の割合



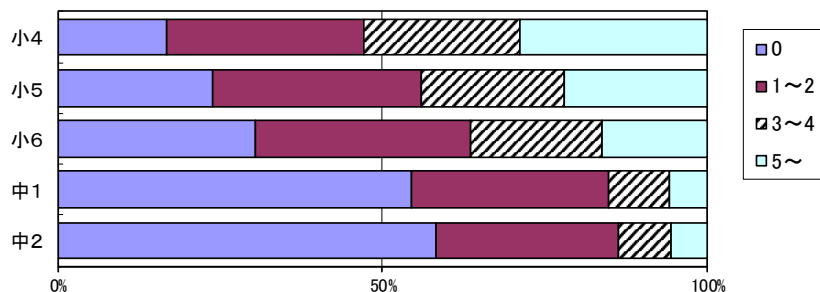
[1か月に何冊くらい本を読むか（教科書・学習参考書・マンガ・雑誌や付録を除く）]

	0	1~2	3~4	5~10	11~
小4	3.8	21.6	24.8	24.4	25.3
小5	5.3	25.8	27.7	24.0	17.3
小6	6.5	31.2	29.5	20.1	12.7
中1	9.1	48.3	25.9	11.0	5.7
中2	8.8	53.0	23.8	9.7	4.7



[1か月に何回くらい図書館を利用するか]

	0	1~2	3~4	5~
小4	16.9	30.4	24.0	28.8
小5	23.9	32.0	22.2	21.8
小6	30.4	33.1	20.4	16.1
中1	54.5	30.3	9.5	5.7
中2	58.4	28.1	8.1	5.4



全ての学年において、児童生徒の78%以上は読書が好きだと回答している。また、全ての学年の児童生徒の90%以上が1か月に1冊以上の本を読んでおり、特に小学校では、1か月に5冊以上の本を読んでいる児童が32%以上いることから、日常的に読書に親しんでいる様子がうかがえる。図書館等の利用回数について、月に1回以上利用しているのは、小学校ではおよそ7割以上、中学校では4割程度である。

3 調査結果の活用と課題への対応

(1) 調査結果及び報告書の送付

調査実施後、学習状況調査集計・分析システムを活用して各学校の入力データを集計し、1月中旬に調査結果を秋田県学力向上支援Webに掲載した。各学校や各市町村教育委員会では、その結果を閲覧し、自校や管下の学校の平均通過率を県平均通過率と比較するなどして指導の改善等に活用している。また、児童生徒自身が調査結果を基に学習内容の定着の程度を把握することに役立つよう、1月中旬に個人票印刷ファイルを配信した。3月下旬には、調査結果の概況及び考察等を加えた報告書を、「美の国あきたネット」で配信する予定である。

(2) 教科に関する課題

「おおむね満足」な状況に至らなかった学年・教科については、学習指導要領の趣旨等に基づき、基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得を図るとともに、身に付けた知識知識及び技能を活用して主体的に問題を発見・解決するための思考力、判断力、表現力等を育む学習活動の一層の充実を図る必要がある。授業についての質問紙調査の結果においては、各学校で児童生徒が対話を通じて学びを深めることができるように授業改善を進めている様子や、授業におけるICT活用の推進が図られている様子がうかがわれることから、各教科等の特質に応じて適切な手立てを一層工夫することが求められる。

(3) 令和3年度における改善の手立て

①学校訪問等による指導

通常の学校訪問に加えて、全国学力・学習状況調査の結果分析によって明らかになった各学校の課題の改善に向けた取組と、学習状況調査による検証・改善を支援するため、各学校の要請に応じた学校訪問を行った。

②「調査結果の考察」の提示

県教育委員会は、本調査の結果の全県的な状況や明らかになった課題を踏まえ、教科における授業改善のポイントをまとめた「調査結果の考察」を2月上旬に配信した。

③次年度の授業改善に向けた取組の明確化

各市町村教育委員会及び各学校は、本調査の結果を基に成果と課題を明らかにし、次年度の授業改善に向けた方策をまとめる。

(4) 次年度の主な取組

①学力向上推進事業

・学校訪問指導

全国学力・学習状況調査及び本調査の結果分析に基づく各学校の課題の改善に向けた取組と検証・改善を支援するため、各学校の要請に応じて義務教育課及び各教育事務所・出張所、総合教育センターの指導主事等が、学校訪問等による指導を行う。

・秋田県学力向上支援Web及び学習支援ポータルサイト

単元評価問題、学習シート、動画教材等をWebサイトで配信し、基礎的・基本的な知識及び技能等の定着を図るとともに、各学校の授業改善を支援する。

・理数才能育成プロジェクト～科学の甲子園ジュニア秋田県大会～

中学生を対象に科学好きの裾野を広げ、理数における思考力・表現力の育成を目指す。

②ICTを活用した秋田の教育力向上事業

・検証改善委員会

全国学力・学習状況調査の結果等の分析を基に、本県で推進している探究型授業の取組状況等について検証するとともに、ICTを活用した授業改善の実践事例等を「ICTの効果的な活用による学校改善支援プラン」としてまとめ、教育指導に係る提言を行う。

・オンライン・ミーティング

ICTを活用した授業改善の研究実践を行っているモデル校の実践発表や有識者による公開座談会、教育専門監等の公開授業等、ICT活用の取組を全国に情報発信することを通して、本県におけるICT教育の推進とその普及を図る。